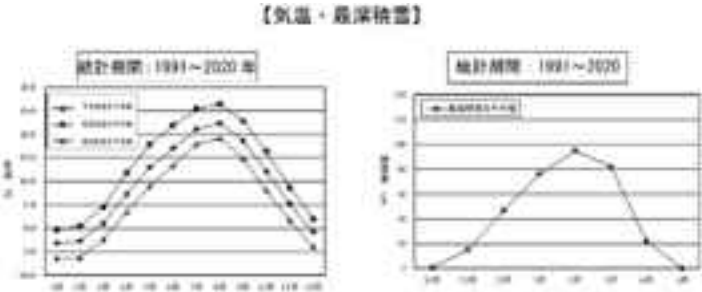
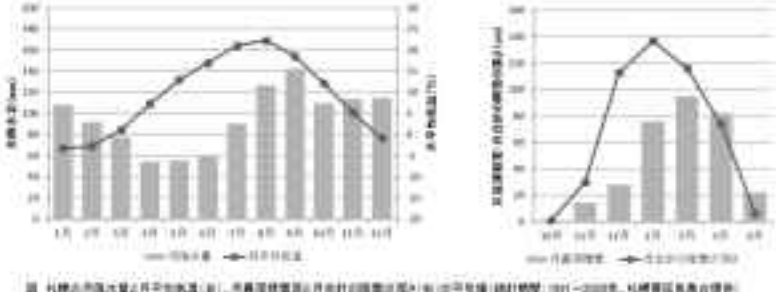


札幌市地域防災計画 新旧対照表

地震災害対策編

現 行			修正案			備考												
第1章 総則 第2節 計画の体系と構成 第3 札幌市の防災組織 ＊1(札幌市防災会議)の構成機関・団体 (略) 第3節 市、防災関係機関及び市民等の役割 第1 防災協働社会の必要性 4 防災協働社会を支える「防災拠点」の確保 【地域の広がりに応じた防災拠点の機能】 <table><tr><td>市 広域</td><td>・市災害対策本部 ・応急対策の活動拠点 ・備蓄物資の保管機能 ・救援物資等の集配機能 ・応援部隊等の活動拠点 ・ボランティアの受け入れ機能 ・被害情報や対策情報の収集・伝達</td><td>本庁舎・消防局庁舎、保健所(WEST 19)、社会福祉総合センター、防災拠点倉庫(菊水、豊水)、総合公園・運動公園等、つどーむ、札幌ドーム、ツインキャップ、丘珠空港・ヘリポート ほか </td></tr></table> 第2 市・防災関係機関の業務大綱(行政等の役割) <table><tr><td>指定公共機関 (続き)</td><td>KDDI株式会社<u>北海道総支社</u>、ソフトバンク株式会社</td><td>(略)</td></tr></table>			市 広域	・市災害対策本部 ・応急対策の活動拠点 ・備蓄物資の保管機能 ・救援物資等の集配機能 ・応援部隊等の活動拠点 ・ボランティアの受け入れ機能 ・被害情報や対策情報の収集・伝達	本庁舎・消防局庁舎、保健所(WEST 19)、社会福祉総合センター、防災拠点倉庫(菊水、豊水)、総合公園・運動公園等、つどーむ、札幌ドーム、ツインキャップ、丘珠空港・ヘリポート ほか	指定公共機関 (続き)	KDDI株式会社 <u>北海道総支社</u> 、ソフトバンク株式会社	(略)	第1章 総則 第2節 計画の体系と構成 第3 札幌市の防災組織 ＊1(札幌市防災会議)の構成機関・団体 (略) <u>※防災の取組への男女共同参画の推進のため、委員に占める女性の割合を高めるよう努める</u> 第3節 市、防災関係機関及び市民等の役割 第1 防災協働社会の必要性 4 防災協働社会を支える「防災拠点」の確保 【地域の広がりに応じた防災拠点の機能】 <table><tr><td>市 広域</td><td>・市災害対策本部 ・応急対策の活動拠点 ・備蓄物資の保管機能 ・救援物資等の集配機能 ・応援部隊等の活動拠点・<u>滞在場所</u> ・ボランティアの受け入れ機能 ・被害情報や対策情報の収集・伝達</td><td>本庁舎・消防局庁舎、保健所(WEST 19)、社会福祉総合センター、防災拠点倉庫(菊水、豊水)、総合公園・運動公園等、つどーむ、札幌ドーム、ツインキャップ、丘珠空港・ヘリポート ほか </td></tr></table> 第2 市・防災関係機関の業務大綱(行政等の役割) <table><tr><td>指定公共機関 (続き)</td><td>KDDI株式会社<u>(削除)</u>、ソフトバンク株式会社、<u>楽天モバイル株式会社</u></td><td>(略)</td></tr></table>			市 広域	・市災害対策本部 ・応急対策の活動拠点 ・備蓄物資の保管機能 ・救援物資等の集配機能 ・応援部隊等の活動拠点・ <u>滞在場所</u> ・ボランティアの受け入れ機能 ・被害情報や対策情報の収集・伝達	本庁舎・消防局庁舎、保健所(WEST 19)、社会福祉総合センター、防災拠点倉庫(菊水、豊水)、総合公園・運動公園等、つどーむ、札幌ドーム、ツインキャップ、丘珠空港・ヘリポート ほか	指定公共機関 (続き)	KDDI株式会社 <u>(削除)</u> 、ソフトバンク株式会社、 <u>楽天モバイル株式会社</u>	(略)	P6 男女共同参画に係る修正 P9 北海道地域防災計画の修正を踏まえた追加 P12 防災関係機関の追加及び文言修正
市 広域	・市災害対策本部 ・応急対策の活動拠点 ・備蓄物資の保管機能 ・救援物資等の集配機能 ・応援部隊等の活動拠点 ・ボランティアの受け入れ機能 ・被害情報や対策情報の収集・伝達	本庁舎・消防局庁舎、保健所(WEST 19)、社会福祉総合センター、防災拠点倉庫(菊水、豊水)、総合公園・運動公園等、つどーむ、札幌ドーム、ツインキャップ、丘珠空港・ヘリポート ほか																
指定公共機関 (続き)	KDDI株式会社 <u>北海道総支社</u> 、ソフトバンク株式会社	(略)																
市 広域	・市災害対策本部 ・応急対策の活動拠点 ・備蓄物資の保管機能 ・救援物資等の集配機能 ・応援部隊等の活動拠点・ <u>滞在場所</u> ・ボランティアの受け入れ機能 ・被害情報や対策情報の収集・伝達	本庁舎・消防局庁舎、保健所(WEST 19)、社会福祉総合センター、防災拠点倉庫(菊水、豊水)、総合公園・運動公園等、つどーむ、札幌ドーム、ツインキャップ、丘珠空港・ヘリポート ほか																
指定公共機関 (続き)	KDDI株式会社 <u>(削除)</u> 、ソフトバンク株式会社、 <u>楽天モバイル株式会社</u>	(略)																

現 行	修正案	備考
第4節 市域の災害環境 第1 自然環境 1 気象 札幌市の気象は、夏季はさわやかで冬季は積雪寒冷を特徴としており、鮮明な四季の移り変わりが見られ、12月から2月にかけての冬季は西高東低の気圧配置となり多量の降雪がある。平年の年最深積雪は約1m、降雪量の深さの年合計は約5mになる。また、平均気温も12月から2月までは氷点下になる。 【気温・最深積雪】  第2 社会条件 1 人口 札幌市は、明治2年の開拓使設置以来成長を続けていたが令和2年度をピークに人口は減少に転じている。<u>令和5年12月1日現在、人口約197万人</u>(北海道の人口の約3分の1)を擁する全国4番目の大都市へと発展している。 区別人口をみると、全ての区で10万人を上回る人口規模となっているが、中央区、北区、東区、白石区、豊平区、西区の6区では、20万人を超えている。人口構成では、高齢者の割合は<u>令和5年10月1日現在28.5%</u>であり、今後も高齢化率は上昇するものと見込まれている。 2 崖地 札幌市内には、<u>687箇所の急傾斜地崩壊危険箇所、4箇所の地すべり危険箇所</u>、224箇所の雪崩危険箇所がある。	第4節 市域の災害環境 第1 自然環境 1 気候 札幌市の気候は、日本海側の特徴を有し、夏季はさわやかで冬季は積雪寒冷、鮮明な四季の移り変わりが見られる。 8月から9月にかけて降水量が多く、台風や前線等により大雨となる可能性が高い時期となる。12月から2月にかけては月平均気温が0℃以下となる。西高東低の気圧配置となりやすく多量の降雪があり、平年の年最深積雪は約1m、降雪の深さの年合計は約5mになる。  第2 社会条件 1 人口 札幌市は、明治2年の開拓使設置以来成長を続けていたが令和2年度をピークに人口は減少に転じている。<u>令和6年12月1日現在、人口約197万人</u>(北海道の人口の約3分の1)を擁する全国4番目の大都市へと発展している。 区別人口をみると、全ての区で10万人を上回る人口規模となっているが、中央区、北区、東区、白石区、豊平区、西区の6区では、20万人を超えている。人口構成では、高齢者の割合は<u>令和6年10月1日現在28.7%</u>であり、今後も高齢化率は上昇するものと見込まれている。 崖地 札幌市内には、<u>998箇所の土砂災害警戒区域（内、1箇所は調査済み未指定）</u>、224箇所の雪崩危険箇所がある。	P16 文言及び時点修正 P18 時点修正 P19 国の通知により土砂災害危険箇所を使用しないこととなったことによる修正

現 行	修正案	備考
3 建物 札幌市内の建物は、建物総数は約 <u>532,000</u> 棟で、そのうちの約 66%にあたる約 352,000 棟が木造建物である(令和5年1月時点)。 4 道路 札幌市内の道路は、国道 <u>190.2</u>km、道道 <u>296.9</u>km、市道 <u>5,357.8</u>km で、総延長は <u>5,845.0</u>km である(令和5年4月時点)。ほとんどの道路は幅員が広く、災害発生時の緊急輸送道路としての有効性は高いが、冬季の災害の場合、積雪による通行障害などの発生が懸念される。また、建物密集地には幅員の狭い道路もあり、避難・救助・消火活動などの支障となっている。 5 橋りょう 札幌市内の橋りょうは、鋼橋 <u>451</u> 橋、コンクリート橋 <u>982</u> 橋、石橋 1 橋で、合計 <u>1,434</u> 橋である(令和5年4月時点) 7 上水道 札幌市内の上水道は、浄水場5か所、配水池 43 か所、ポンプ場 <u>39</u> か所、配水管延長約 6,100km などからなり(令和4年度末)、給水人口は約 <u>1,966,000</u> 人である(令和4年10月時点)。 8 下水道 札幌市内の下水管路の総延長は、約 <u>8,316</u>km で、下水処理人口は、約 <u>1,969,400</u> 人である(令和5年3月時点)。また、水再生プラザ 10 か所、ポンプ場 16 か所、スラッジセンター2 か所などの施設がある。 10 ガス 市内の都市ガス需要家数は、約 <u>460,000</u> 戸である(令和4年3月末時点)。 11 ごみ排出量 札幌市内において、平時に排出される家庭ごみ(生活ごみ)の年間量は、燃やせるごみ <u>24.9</u> 万トン、燃やせないごみ <u>1.3</u> 万トン、びん・缶・ペットボトル <u>3.5</u> 万トン、容器包装プラスチック <u>3.1</u> 万トン、雑がみ <u>2.1</u> 万トン、枝・葉・草 <u>1.9</u> 万トン、大型ごみ <u>1.2</u> 万トン、地域清掃ごみ 0.2 万トン、計 <u>38.1</u> 万トンである(令和4年度時点)。	3 建物 札幌市内の建物は、建物総数は約 <u>534,000</u> 棟で、そのうちの約 66%にあたる約 352,000 棟が木造建物である(令和6年1月時点)。 4 道路 札幌市内の道路は、国道 <u>194.4</u>km、道道 <u>297.0</u>km、市道 <u>5,361.0</u>km で、総延長は <u>5,852.4</u>km である(令和6年4月時点)。ほとんどの道路は幅員が広く、災害発生時の緊急輸送道路としての有効性は高いが、冬季の災害の場合、積雪による通行障害などの発生が懸念される。また、建物密集地には幅員の狭い道路もあり、避難・救助・消火活動などの支障となっている。 5 橋りょう 札幌市内の橋りょうは、鋼橋 <u>450</u> 橋、コンクリート橋 <u>980</u> 橋、石橋 1 橋で、合計 <u>1,431</u> 橋である(令和6年4月時点) 7 上水道 札幌市内の上水道は、浄水場5か所、配水池 43 か所、ポンプ場 <u>38</u> か所、配水管延長約 6,100km などからなり(令和5年度末)、給水人口は約 <u>1,963,000</u> 人である(令和5年10月時点)。 8 下水道 札幌市内の下水管路の総延長は、約 <u>8,325</u>km で、下水処理人口は、約 <u>1,966,400</u> 人である(令和6年3月時点)。また、水再生プラザ 10 か所、ポンプ場 16 か所、スラッジセンター2 か所などの施設がある。 10 ガス 市内の都市ガス需要家数は、約 <u>462,000</u> 戸である(令和6年3月末時点)。 11 ごみ排出量 札幌市内において、平時に排出される家庭ごみ(生活ごみ)の年間量は、燃やせるごみ <u>23.9</u> 万トン、燃やせないごみ <u>1.2</u> 万トン、びん・缶・ペットボトル <u>3.3</u> 万トン、容器包装プラスチック <u>3.0</u> 万トン、雑がみ <u>1.9</u> 万トン、枝・葉・草 <u>2.0</u> 万トン、大型ごみ <u>1.1</u> 万トン、地域清掃ごみ 0.2 万トン、計 <u>36.7</u> 万トンである(令和5年度時点)。	P19 時点修正 P19 時点修正 P20 時点修正

現 行	修正案	備考
第5節 地震被害の想定 第6 地震被害想定結果 6 地震被害想定（野幌丘陵断層帯） 市域は概ね震度5弱以上となり、市街地の大部分は震度<u>5</u>、6弱の激しい揺れとなる。震源に近い<u>東</u>区、厚別区等、市域の東側では、一部で震度<u>6強</u>の激しい揺れとなる。	第5節 地震被害の想定 第6 地震被害想定結果 6 地震被害想定（野幌丘陵断層帯） 市域は概ね震度5弱以上となり、市街地の大部分は震度<u>5強</u>、6弱の激しい揺れとなる。震源に近い<u>白石</u>区、厚別区等、市域の東側では、一部で震度<u>7</u>の激しい揺れとなる。	P37 文言修正

現 行		修正案		備考								
第2章 災害予防計画 第2節 災害に強い組織・ひとづくり 第3 防災訓練の実施 ◇課題及び方針 （略） 札幌市では、大規模な地震及び風水害等を想定した総合防災訓練や、さまざまな条件を設定した各区別訓練等を実施して、災害対応の実践を習熟するように努める。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した訓練を実施するものとする。 ◇対策の現況及び計画 <table><tr><td>1 総合防災訓練の実施 〔危機管理局危機管理部危機管理課、<u>各区市民部総務企画課、各消防署</u>〕</td><td>札幌市防災会議が主催し、大規模な地震及び風水害等が発生した場合を想定した総合的訓練を実施する。</td></tr><tr><td>4 災害対策本部訓練の実施 〔危機管理局危機管理部危機管理課、各局〕</td><td>札幌市、防災関係機関が一体となり、災害時における活動体制や情報収集伝達体制の検証を行う訓練を実施し、本部機能の強化を図る。</td></tr></table>		1 総合防災訓練の実施 〔危機管理局危機管理部危機管理課、 <u>各区市民部総務企画課、各消防署</u> 〕	札幌市防災会議が主催し、大規模な地震及び風水害等が発生した場合を想定した総合的訓練を実施する。	4 災害対策本部訓練の実施 〔危機管理局危機管理部危機管理課、各局〕	札幌市、防災関係機関が一体となり、災害時における活動体制や情報収集伝達体制の検証を行う訓練を実施し、本部機能の強化を図る。	第2章 災害予防計画 第2節 災害に強い組織・ひとづくり 第3 防災訓練の実施 ◇課題及び方針 （略） 札幌市では、大規模な地震及び風水害等を想定した総合防災訓練や、さまざまな条件を設定した各区別訓練等を実施して、災害対応の実践を習熟するように努める。また、<u>積雪寒冷地として、冬期災害を想定した訓練のほか、</u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した訓練を実施するものとする。 ◇対策の現況及び計画 <table><tr><td>1 総合防災訓練の実施 〔危機管理局危機管理部危機管理課、<u>（削除）</u>〕</td><td>札幌市防災会議が主催し、大規模な地震及び風水害等が発生した場合を想定した総合的訓練を実施する。</td></tr><tr><td>4 災害対策本部訓練の実施 〔危機管理局危機管理部危機管理課、各局〕</td><td>札幌市、防災関係機関が一体となり、災害時における活動体制や情報収集伝達体制・<u>応援者の受入体制</u>の検証を行う訓練を実施し、本部機能の強化を図る。</td></tr></table>		1 総合防災訓練の実施 〔危機管理局危機管理部危機管理課、 <u>（削除）</u> 〕	札幌市防災会議が主催し、大規模な地震及び風水害等が発生した場合を想定した総合的訓練を実施する。	4 災害対策本部訓練の実施 〔危機管理局危機管理部危機管理課、各局〕	札幌市、防災関係機関が一体となり、災害時における活動体制や情報収集伝達体制・ <u>応援者の受入体制</u> の検証を行う訓練を実施し、本部機能の強化を図る。	P49 冬期災害を想定した訓練の実施を追加 訓練所管の見直し及び訓練項目追加に伴う修正
1 総合防災訓練の実施 〔危機管理局危機管理部危機管理課、 <u>各区市民部総務企画課、各消防署</u> 〕	札幌市防災会議が主催し、大規模な地震及び風水害等が発生した場合を想定した総合的訓練を実施する。											
4 災害対策本部訓練の実施 〔危機管理局危機管理部危機管理課、各局〕	札幌市、防災関係機関が一体となり、災害時における活動体制や情報収集伝達体制の検証を行う訓練を実施し、本部機能の強化を図る。											
1 総合防災訓練の実施 〔危機管理局危機管理部危機管理課、 <u>（削除）</u> 〕	札幌市防災会議が主催し、大規模な地震及び風水害等が発生した場合を想定した総合的訓練を実施する。											
4 災害対策本部訓練の実施 〔危機管理局危機管理部危機管理課、各局〕	札幌市、防災関係機関が一体となり、災害時における活動体制や情報収集伝達体制・ <u>応援者の受入体制</u> の検証を行う訓練を実施し、本部機能の強化を図る。											

現 行				修正案				備考
第3節 災害に強い地域づくり 〔施策の体系〕				第3節 災害に強い地域づくり 〔施策の体系〕				P50 機構改革に伴う修正
この節の対策	施策の体系	所管課	関係機関・団体	この節の対策	施策の体系	所管課	関係機関・団体	
第2 要配慮者のための対策	1 要配慮者の把握	保健福祉局総務部総務課、高齢保健福祉部高齢福祉課、障がい保健福祉部障がい福祉課 ほか		第2 要配慮者のための対策	1 要配慮者の把握	保健福祉局総務部地域福祉・生活支援課、高齢保健福祉部高齢福祉課、障がい保健福祉部障がい福祉課 ほか		
	2 避難行動要支援者名簿の作成	保健福祉局総務部総務課、高齢保健福祉部高齢福祉課、障がい保健福祉部障がい福祉課 ほか			2 避難行動要支援者名簿の作成	保健福祉局総務部地域福祉・生活支援課、高齢保健福祉部高齢福祉課、障がい保健福祉部障がい福祉課 ほか		
	3 個別避難計画の作成	保健福祉局総務部総務課、高齢保健福祉部高齢福祉課、障がい保健福祉部障がい福祉課 ほか			3 個別避難計画の作成	保健福祉局総務部地域福祉・生活支援課、高齢保健福祉部高齢福祉課、障がい保健福祉部障がい福祉課 ほか		
	4～6	(略)			4～6	(略)		
	7 外国人への支援体制	総務局国際部交流課	(公財)札幌国際プラザ、外国公館、大学、外国人コミュニティ、外国人支援団体等		7 外国人への支援体制	総務局国際部国際課	(公財)札幌国際プラザ、外国公館、大学、外国人コミュニティ、外国人支援団体等	
	8 (略)	(略)			8 (略)	(略)		
第1 自主防災活動の推進 ◇対策の現況及び計画 令和4年4月1日現在、1,970の町内会で自主防災組織が結成されている。				第1 自主防災活動の推進 ◇対策の現況及び計画 令和6年4月1日現在、1,936の町内会で自主防災組織が結成されている。				P52 時点修正

現 行		修正案		備考
第2 要配慮者のための対策 ◇対策の現況及び計画		第2 要配慮者のための対策 ◇対策の現況及び計画		P54 機構改革に伴う修正
1 要配慮者の把握 〔保健福祉局総務部総務課、高齢保健福祉部高齢福祉課、障がい保健福祉部障がい福祉課（ほか）〕	（略）	1 要配慮者の把握 〔保健福祉局総務部地域福祉・生活支援課、高齢保健福祉部高齢福祉課、障がい保健福祉部障がい福祉課（ほか）〕	（略）	
2 避難行動要支援者名簿の作成 〔保健福祉局総務部総務課、高齢保健福祉部高齢福祉課、障がい保健福祉部障がい福祉課（ほか）〕	（略）	2 避難行動要支援者名簿の作成 〔保健福祉局総務部地域福祉・生活支援課、高齢保健福祉部高齢福祉課、障がい保健福祉部障がい福祉課（ほか）〕	（略）	P55 機構改革に伴う修正 「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（内閣府防災担当）の改定（令和3年5月）に伴い、地域防災計画において定めるものとされた事項の追記、修正
3 個別避難計画の作成 〔保健福祉局総務部総務課、高齢保健福祉部高齢福祉課、障がい保健福祉部障がい福祉課（ほか）〕	◆避難行動要支援者名簿掲載者について、災害の危険性等を考慮した優先度を勘案し、本人の同意を得たうえで個別避難計画を作成するとともに、あらかじめ避難支援等関係者に提供する。 ◆計画の作成等にあたっては、庁内の関係する部署や福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携する。	3 個別避難計画の作成 〔保健福祉局総務部地域福祉・生活支援課、高齢保健福祉部高齢福祉課、障がい保健福祉部障がい福祉課（ほか）〕	◆避難行動要支援者名簿掲載者について本人の同意を得たうえで個別避難計画を作成する。 ◆計画の作成等にあたっては庁内の関係する部署、地域住民、ケアマネジャー・相談支援専門員等の福祉専門職等の避難支援に携わる関係者等と連携する。 ◆札幌市が主体となって推進する個別避難計画の作成と並行し、地域への避難行動要支援者名簿の提供を通じて進める地域による個別避難計画の作成について支援を行う。 ◆札幌市が主体となって推進する個別避難計画の作成対象は、避難行動要支援者名簿掲載者のうち、特に支援を要する方（要介護3以上、障害支援区分4以上、または、18歳以下の障がいのある方）でかつ災害時のリスクが高い方（洪水想定浸水深3.0m以上、河岸浸食・氾濫流のおそれのある区域、または、土砂災害など危険区域に居住する方）で、作成の同意の得られた方とする。 ◆札幌市が主体となって推進する個別避難	

現 行		修正案		備考
			<u>計画の作成については、令和3年改正災害対策基本法施行後、おおむね5年程度で作成に取り組むこととする。</u> <u>◆札幌市が主体となって推進する個別避難計画の作成については福祉専門職の協力を得て、本人、家族などからの聞き取りによって作成する。</u> <u>◆福祉専門職の協力を得て作成した個別避難計画について、本人やその家族と内容を点検し、本人の心身の状況や取り巻く環境の変化に従って、計画を修正する必要がある場合は、その内容を更新する。</u> <u>◆避難支援者は、発災または発災の恐れが生じた場合に避難行動要支援者に対し、避難情報の伝達や、避難所までの付き添い、近隣住民等への手助けなどの依頼等の避難支援を実施する者とする。なお、避難支援の結果について、避難支援者に法的責任や義務を負わせるものではなく、災害時の避難行動の支援は必ずなされることを保証するものではない。</u> <u>◆札幌市は避難支援者等の安全確保について、避難行動要支援者を含めた地域住民全体が理解するよう支援する。</u> <u>◆札幌市が主体となって推進する個別避難計画の外部提供に際して、情報漏えいを防止するために協定締結等の必要な措置を講ずるものとする。</u>	
7 外国人への支援体制 〔総務局国際部交流課〕	(略)	7 外国人への支援体制 〔総務局国際部国際課〕	(略)	P56 機構改革に伴う修正

現 行	修正案	備考																																														
第4節 災害に強い都市づくり 第4 防災空間の整備促進 【公園・緑地の整備状況】 令和5年4月1日現在 第5 安全な市街地の整備促進 【市街地整備事業の実施状況】 <table><tr><th>事業名</th><th>事業内容</th><th>施行済地区</th><th>施行中地区</th></tr><tr><td>第一種市街地再開発事業</td><td>生活環境の悪化した市街地において、不燃化された共同建築物の建築及び建築敷地内における有効な公開空地の確保並びに公園、緑地、広場、街路等の公共施設の整備を一体的・総合的に行い、安全で快適な都市環境の創造を目指す。</td><td>29箇所</td><td>3箇所</td></tr></table> 令和5年10月1日現在 第5節 公共施設等の災害対策 〔施策の体系（続き）〕 <table><tr><th>この節の対策</th><th>施策の体系</th><th>所管課</th><th>関係機関・団体</th></tr><tr><td rowspan="2">第5 文化財施設の災害対策</td><td>1 市有文化財施設の耐震化</td><td>市民文化局文化部文化財課</td><td></td></tr><tr><td>2 災害予防対策</td><td>市民文化局文化部文化財課</td><td></td></tr></table> ◇対策の現況及び計画 <table><tr><td>1 市有文化財施設の耐震化 〔市民文化局文化部文化財課〕</td><td>(略)</td></tr><tr><td>2 災害予防対策 〔市民文化局文化部文化財課〕</td><td>(略)</td></tr></table>	事業名	事業内容	施行済地区	施行中地区	第一種市街地再開発事業	生活環境の悪化した市街地において、不燃化された共同建築物の建築及び建築敷地内における有効な公開空地の確保並びに公園、緑地、広場、街路等の公共施設の整備を一体的・総合的に行い、安全で快適な都市環境の創造を目指す。	29箇所	3箇所	この節の対策	施策の体系	所管課	関係機関・団体	第5 文化財施設の災害対策	1 市有文化財施設の耐震化	市民文化局文化部文化財課		2 災害予防対策	市民文化局文化部文化財課		1 市有文化財施設の耐震化 〔市民文化局文化部文化財課〕	(略)	2 災害予防対策 〔市民文化局文化部文化財課〕	(略)	第4節 災害に強い都市づくり 第4 防災空間の整備促進 【公園・緑地の整備状況】 令和6年4月1日現在 第5 安全な市街地の整備促進 【市街地整備事業の実施状況】 <table><tr><th>事業名</th><th>事業内容</th><th>施行済地区</th><th>施行中地区</th></tr><tr><td>第一種市街地再開発事業</td><td>生活環境の悪化した市街地において、不燃化された共同建築物の建築及び建築敷地内における有効な公開空地の確保並びに公園、緑地、広場、街路等の公共施設の整備を一体的・総合的に行い、安全で快適な都市環境の創造を目指す。</td><td>30箇所</td><td>4箇所</td></tr></table> 令和6年10月1日現在 第5節 公共施設等の災害対策 〔施策の体系（続き）〕 <table><tr><th>この節の対策</th><th>施策の体系</th><th>所管課</th><th>関係機関・団体</th></tr><tr><td rowspan="2">第5 文化財施設の災害対策</td><td>1 市有文化財施設の耐震化</td><td>市民文化局文化部文化財課、文化振興課</td><td></td></tr><tr><td>2 災害予防対策</td><td>市民文化局文化部文化財課、文化振興課</td><td></td></tr></table> ◇対策の現況及び計画 <table><tr><td>1 市有文化財施設の耐震化 〔市民文化局文化部文化財課、文化振興課〕</td><td>(略)</td></tr><tr><td>2 災害予防対策 〔市民文化局文化部文化財課、文化振興課〕</td><td>(略)</td></tr></table>	事業名	事業内容	施行済地区	施行中地区	第一種市街地再開発事業	生活環境の悪化した市街地において、不燃化された共同建築物の建築及び建築敷地内における有効な公開空地の確保並びに公園、緑地、広場、街路等の公共施設の整備を一体的・総合的に行い、安全で快適な都市環境の創造を目指す。	30箇所	4箇所	この節の対策	施策の体系	所管課	関係機関・団体	第5 文化財施設の災害対策	1 市有文化財施設の耐震化	市民文化局文化部文化財課、文化振興課		2 災害予防対策	市民文化局文化部文化財課、文化振興課		1 市有文化財施設の耐震化 〔市民文化局文化部文化財課、文化振興課〕	(略)	2 災害予防対策 〔市民文化局文化部文化財課、文化振興課〕	(略)	P69 時点修正 P70 時点修正 P72 機構改革に伴う修正 P78 機構改革に伴う修正
事業名	事業内容	施行済地区	施行中地区																																													
第一種市街地再開発事業	生活環境の悪化した市街地において、不燃化された共同建築物の建築及び建築敷地内における有効な公開空地の確保並びに公園、緑地、広場、街路等の公共施設の整備を一体的・総合的に行い、安全で快適な都市環境の創造を目指す。	29箇所	3箇所																																													
この節の対策	施策の体系	所管課	関係機関・団体																																													
第5 文化財施設の災害対策	1 市有文化財施設の耐震化	市民文化局文化部文化財課																																														
	2 災害予防対策	市民文化局文化部文化財課																																														
1 市有文化財施設の耐震化 〔市民文化局文化部文化財課〕	(略)																																															
2 災害予防対策 〔市民文化局文化部文化財課〕	(略)																																															
事業名	事業内容	施行済地区	施行中地区																																													
第一種市街地再開発事業	生活環境の悪化した市街地において、不燃化された共同建築物の建築及び建築敷地内における有効な公開空地の確保並びに公園、緑地、広場、街路等の公共施設の整備を一体的・総合的に行い、安全で快適な都市環境の創造を目指す。	30箇所	4箇所																																													
この節の対策	施策の体系	所管課	関係機関・団体																																													
第5 文化財施設の災害対策	1 市有文化財施設の耐震化	市民文化局文化部文化財課、文化振興課																																														
	2 災害予防対策	市民文化局文化部文化財課、文化振興課																																														
1 市有文化財施設の耐震化 〔市民文化局文化部文化財課、文化振興課〕	(略)																																															
2 災害予防対策 〔市民文化局文化部文化財課、文化振興課〕	(略)																																															

現 行				修正案				備考
第6節 ライフラインの災害対策 〔施策の体系（続き）〕				第6節 ライフラインの災害対策 〔施策の体系（続き）〕				P81 防災関係機関の追加 及び文言修正
この節の対策	施策の体系	所管課	関係機関・団体	この節の対策	施策の体系	所管課	関係機関・団体	
第6 電話施設の 災害対策	1 ネットワーク の信頼性向上	東日本電信電話 (株)北海道事業部、 KDD I (株) <u>北海道 総支社</u> 、ソフトバ ンク (株)		第6 電話施設の 災害対策	1 ネットワーク の信頼性向上	東日本電信電話 (株)北海道事業部、 KDD I (株) <u>(削 除)</u> 、ソフトバンク (株)、 <u>楽天モバイ ル (株)</u>		
	2 重要通信の確 保	東日本電信電話 (株)北海道事業部、 KDD I (株) <u>北海道 総支社</u> 、ソフトバ ンク (株)			2 重要通信の確 保	東日本電信電話 (株)北海道事業部、 KDD I (株) <u>(削 除)</u> 、ソフトバンク (株)、 <u>楽天モバイ ル (株)</u>		
	3 サービスの早 期復旧に向けた体 制整備	東日本電信電話 (株)北海道事業部、 KDD I (株) <u>北海道 総支社</u>			3 サービスの早 期復旧に向けた体 制整備	東日本電信電話 (株)北海道事業部、 KDD I (株) <u>(削 除)</u> 、ソフトバンク (株)、 <u>楽天モバイ ル (株)</u>		
第7 移動通信施 設の災害対策	1 ネットワーク の信頼性向上	(株)NTTドコモ 北海道支社、KDD I (株) <u>北海道総支 社</u> 、ソフトバンク (株)		第7 移動通信施 設の災害対策	1 ネットワーク の信頼性向上	(株)NTTドコモ 北海道支社、KDD I (株) <u>(削除)</u> 、ソ フトバンク (株)、 <u>楽 天モバイル (株)</u>		
	2 重要通信の確 保	(株)NTTドコモ 北海道支社、KDD I (株) <u>北海道総支 社</u> 、ソフトバンク (株)			2 重要通信の確 保	(株)NTTドコモ 北海道支社、KDD I (株) <u>(削除)</u> 、ソ フトバンク (株)、 <u>楽 天モバイル (株)</u>		
	3 サービスの早 期復旧に向けた体 制整備	(株)NTTドコモ 北海道支社、KDD I (株) <u>北海道総支 社</u> 、ソフトバンク (株)			3 サービスの早 期復旧に向けた体 制整備	(株)NTTドコモ 北海道支社、KDD I (株) <u>(削除)</u> 、ソ フトバンク (株)、 <u>楽 天モバイル (株)</u>		

現 行	修正案	備考								
第1 上水道施設の災害対策 <table><tr><td>1 水道施設の耐震化の推進 〔水道局給水部計画課・給水課・施設管理課〕</td><td>現在は、<u>第3次地震被害想定</u>に対応した地震対策基本計画に基づき、計画的に施設や管路の耐震化を進めている。耐震化状況(<u>令和4年度末</u>)は、浄水場約21%、配水池約85%、基幹管路約45%となっている。 これら水道施設については、優先度を定め、耐震化を進めている。 <u>管路は、医療機関等重要施設への供給ルートの耐震化を優先的に取り組んでいる。</u> <u>◆第4次地震被害想定にあわせた地震対策基本計画への見直しを進め、水道施設等の耐震化基準を見直す。</u></td></tr><tr><td>2 給水区域のブロック化、バックアップ化 〔水道局給水部計画課、給水課〕</td><td>災害時の管路被害による断水等の影響を限定化し、応急復旧の迅速化を図るため、配水区域のブロック化を実施しており、令和<u>4</u>年度末時点で、ブロック数は135か所となっている。 (略)</td></tr></table>	1 水道施設の耐震化の推進 〔水道局給水部計画課・給水課・施設管理課〕	現在は、 <u>第3次地震被害想定</u> に対応した地震対策基本計画に基づき、計画的に施設や管路の耐震化を進めている。耐震化状況(<u>令和4年度末</u>)は、浄水場約21%、配水池約85%、基幹管路約45%となっている。 これら水道施設については、優先度を定め、耐震化を進めている。 <u>管路は、医療機関等重要施設への供給ルートの耐震化を優先的に取り組んでいる。</u> <u>◆第4次地震被害想定にあわせた地震対策基本計画への見直しを進め、水道施設等の耐震化基準を見直す。</u>	2 給水区域のブロック化、バックアップ化 〔水道局給水部計画課、給水課〕	災害時の管路被害による断水等の影響を限定化し、応急復旧の迅速化を図るため、配水区域のブロック化を実施しており、令和 <u>4</u> 年度末時点で、ブロック数は135か所となっている。 (略)	第1 上水道施設の災害対策 <table><tr><td>1 水道施設の耐震化の推進 〔水道局給水部計画課・給水課・施設管理課〕</td><td>現在は、<u>第4次地震被害想定</u>に対応した地震対策基本計画に基づき、計画的に施設や管路の耐震化を進めている。耐震化状況(<u>令和5年度末</u>)は、浄水場約21%、配水池約85%、基幹管路約45%となっている。 これら水道施設については、優先度を定め、耐震化を進めている。 <u>◆令和6年能登半島地震を教訓に、災害時基幹病院に接続する管路について、上下水道一体的な耐震化を進める。</u> <u>また、その他の医療機関等に接続する管路の耐震化も順次進めていく。</u> <u>◆第4次地震被害想定にあわせて地震対策基本計画を改定し、水道施設等の耐震化基準の見直しを図った。</u></td></tr><tr><td>2 給水区域のブロック化、バックアップ化 〔水道局給水部計画課、給水課〕</td><td>災害時の管路被害による断水等の影響を限定化し、応急復旧の迅速化を図るため、配水区域のブロック化を実施しており、令和<u>5</u>年度末時点で、ブロック数は135か所となっている。 (略)</td></tr></table>	1 水道施設の耐震化の推進 〔水道局給水部計画課・給水課・施設管理課〕	現在は、 <u>第4次地震被害想定</u> に対応した地震対策基本計画に基づき、計画的に施設や管路の耐震化を進めている。耐震化状況(<u>令和5年度末</u>)は、浄水場約21%、配水池約85%、基幹管路約45%となっている。 これら水道施設については、優先度を定め、耐震化を進めている。 <u>◆令和6年能登半島地震を教訓に、災害時基幹病院に接続する管路について、上下水道一体的な耐震化を進める。</u> <u>また、その他の医療機関等に接続する管路の耐震化も順次進めていく。</u> <u>◆第4次地震被害想定にあわせて地震対策基本計画を改定し、水道施設等の耐震化基準の見直しを図った。</u>	2 給水区域のブロック化、バックアップ化 〔水道局給水部計画課、給水課〕	災害時の管路被害による断水等の影響を限定化し、応急復旧の迅速化を図るため、配水区域のブロック化を実施しており、令和 <u>5</u> 年度末時点で、ブロック数は135か所となっている。 (略)	P82 札幌市水道局地震対策基本計画の改定及び令和6年能登半島地震を踏まえた修正
1 水道施設の耐震化の推進 〔水道局給水部計画課・給水課・施設管理課〕	現在は、 <u>第3次地震被害想定</u> に対応した地震対策基本計画に基づき、計画的に施設や管路の耐震化を進めている。耐震化状況(<u>令和4年度末</u>)は、浄水場約21%、配水池約85%、基幹管路約45%となっている。 これら水道施設については、優先度を定め、耐震化を進めている。 <u>管路は、医療機関等重要施設への供給ルートの耐震化を優先的に取り組んでいる。</u> <u>◆第4次地震被害想定にあわせた地震対策基本計画への見直しを進め、水道施設等の耐震化基準を見直す。</u>									
2 給水区域のブロック化、バックアップ化 〔水道局給水部計画課、給水課〕	災害時の管路被害による断水等の影響を限定化し、応急復旧の迅速化を図るため、配水区域のブロック化を実施しており、令和 <u>4</u> 年度末時点で、ブロック数は135か所となっている。 (略)									
1 水道施設の耐震化の推進 〔水道局給水部計画課・給水課・施設管理課〕	現在は、 <u>第4次地震被害想定</u> に対応した地震対策基本計画に基づき、計画的に施設や管路の耐震化を進めている。耐震化状況(<u>令和5年度末</u>)は、浄水場約21%、配水池約85%、基幹管路約45%となっている。 これら水道施設については、優先度を定め、耐震化を進めている。 <u>◆令和6年能登半島地震を教訓に、災害時基幹病院に接続する管路について、上下水道一体的な耐震化を進める。</u> <u>また、その他の医療機関等に接続する管路の耐震化も順次進めていく。</u> <u>◆第4次地震被害想定にあわせて地震対策基本計画を改定し、水道施設等の耐震化基準の見直しを図った。</u>									
2 給水区域のブロック化、バックアップ化 〔水道局給水部計画課、給水課〕	災害時の管路被害による断水等の影響を限定化し、応急復旧の迅速化を図るため、配水区域のブロック化を実施しており、令和 <u>5</u> 年度末時点で、ブロック数は135か所となっている。 (略)									

現 行		修正案	備考
第2 下水道施設の災害対策 ◇対策の現況及び計画		第2 下水道施設の災害対策 ◇対策の現況及び計画	P83 令和6年能登半島地震を踏まえた修正及び時点修正
2 施設の耐震化とバックアップシステム の構築〔下水道河川局事業推進部〕	<u>災害時における下水道施設の機能を確保するために、水再生プラザ・ポンプ場の耐震診断を実施している。</u> <u>過去の大規模地震(阪神・淡路大震災及び新潟県中越地震など)を教訓に、ライフラインとして重要な下水道施設の耐震化や代替性向上に取り組んでいる。</u> ◆<u>古い耐震基準に基づいて設計された施設で、老朽化が進行している水再生プラザポンプ棟及びポンプ場、緊急輸送道路に布設されている管路等の重要な幹線管路については、耐震調査・診断を行い、必要に応じて耐震補強工事を行う。</u> ○<u>水再生プラザ等の耐震診断詳細調査補強工事</u> ○<u>重要な幹線管路の耐震補強工事</u> ◆<u>汚泥圧送管やポンプ場からの汚水送水管は、災害時の破損による影響が大きい</u> <u>ため、通常のルートが被災しても他のルートがバックアップシステムとして機能するよう、二条管化やループ化を行う。</u>	2 施設の耐震化とバックアップシステム の構築〔下水道河川局事業推進部〕	<u>過去の大規模地震(阪神・淡路大震災及び北海道胆振東部地震など)を教訓に、災害時においても下水道の機能を確保するため、地震対策を進めてきた。</u> ○<u>重要な管路の耐震化(緊急輸送道路下や防災拠点に接続する管路など)</u> ○<u>汚泥圧送管や汚水送水管の二条化・ループ化(整備済み)</u> ○<u>処理施設の耐震化(管理棟:耐震化済み)</u> ◆<u>令和6年能登半島地震を教訓に、災害時基幹病院に接続する管路について、上下水道一体的な耐震化を進める。</u> ◆<u>処理施設では、管理棟の次に重要度の高い揚水施設の耐震化を進める。</u>
第4 都市ガス施設の災害対策 ◇対策の現況及び計画		第4 都市ガス施設の災害対策 ◇対策の現況及び計画	P86 文言及び時点修正
2 緊急措置のための設備の整備 〔北海道ガス(株)〕	二次災害の防止と復旧の早期化を図るため、<u>導管网</u>にバルブを設置し、ブロック化を進めている。 ◆<u>ガス導管网の被災状況を把握し(地震計及びガバナの圧力変動を遠隔監視)、被災地区のガス供給停止(ガバナを遠隔遮断)を速やかに行うガバナ遠隔監視制御システムを整備中である。</u>	2 緊急措置のための設備の整備 〔北海道ガス(株)〕	二次災害の防止と復旧の早期化を図るため、<u>ガス管</u>にバルブを設置し、ブロック化を進めている。 ◆<u>導管网の被災状況を把握し(地震計及び供給設備の稼働状況を遠隔監視)、被災地区の供給停止(供給設備を遠隔遮断)を速やかに行う遠隔監視制御システムを構築している。</u>

現 行	修正案		備考								
第7 移動通信施設の災害対策 ◇課題及び方針 (略) KDD I (株) <u>北海道総支社及び</u> ソフトバンク (株)については第6 項と同様の対策に務めるものとする。 ◇対策の現況及び計画	第7 移動通信施設の災害対策 ◇課題及び方針 (略) KDD I (株) <u>(削除)</u> 、ソフトバンク (株) <u>及び楽天モバイル (株)</u> については第6 項と同様の対策に務めるものとする。 ◇対策の現況及び計画		P91 防災関係機関の追加及び文言修正								
<table><tr><td>1 ネットワークの信頼性向上 〔(株)NTTドコモ北海道支社、KDD I (株) <u>北海道総支社</u>、ソフトバンク (株)〕</td><td>(略)</td></tr><tr><td>2 重要通信の確保 〔(株)NTTドコモ北海道支社、KDD I (株) <u>北海道総支社</u>、ソフトバンク (株)〕</td><td>(略)</td></tr></table>	1 ネットワークの信頼性向上 〔(株)NTTドコモ北海道支社、KDD I (株) <u>北海道総支社</u> 、ソフトバンク (株)〕	(略)		2 重要通信の確保 〔(株)NTTドコモ北海道支社、KDD I (株) <u>北海道総支社</u> 、ソフトバンク (株)〕	(略)	<table><tr><td>1 ネットワークの信頼性向上 〔(株)NTTドコモ北海道支社、KDD I (株) <u>(削除)</u>、ソフトバンク (株) <u>、楽天モバイ</u> <u>ル (株)</u>〕</td><td>(略)</td></tr><tr><td>2 重要通信の確保 〔(株)NTTドコモ北海道支社、KDD I (株) <u>(削除)</u>、ソフトバンク (株) <u>、楽天モバ</u> <u>イル (株)</u>〕</td><td>(略)</td></tr></table>	1 ネットワークの信頼性向上 〔(株)NTTドコモ北海道支社、KDD I (株) <u>(削除)</u> 、ソフトバンク (株) <u>、楽天モバイ</u> <u>ル (株)</u> 〕	(略)	2 重要通信の確保 〔(株)NTTドコモ北海道支社、KDD I (株) <u>(削除)</u> 、ソフトバンク (株) <u>、楽天モバ</u> <u>イル (株)</u> 〕	(略)	
1 ネットワークの信頼性向上 〔(株)NTTドコモ北海道支社、KDD I (株) <u>北海道総支社</u> 、ソフトバンク (株)〕	(略)										
2 重要通信の確保 〔(株)NTTドコモ北海道支社、KDD I (株) <u>北海道総支社</u> 、ソフトバンク (株)〕	(略)										
1 ネットワークの信頼性向上 〔(株)NTTドコモ北海道支社、KDD I (株) <u>(削除)</u> 、ソフトバンク (株) <u>、楽天モバイ</u> <u>ル (株)</u> 〕	(略)										
2 重要通信の確保 〔(株)NTTドコモ北海道支社、KDD I (株) <u>(削除)</u> 、ソフトバンク (株) <u>、楽天モバ</u> <u>イル (株)</u> 〕	(略)										
<table><tr><td>3 サービスの早期復旧に向けた体制整備 〔(株)NTTドコモ北海道支社、KDD I (株) <u>北海道総支社</u>、ソフトバンク (株)〕</td><td>(略)</td></tr></table>	3 サービスの早期復旧に向けた体制整備 〔(株)NTTドコモ北海道支社、KDD I (株) <u>北海道総支社</u> 、ソフトバンク (株)〕	(略)	<table><tr><td>3 サービスの早期復旧に向けた体制整備 〔(株)NTTドコモ北海道支社、KDD I (株) <u>(削除)</u>、ソフトバンク (株) <u>、楽天モバイ</u> <u>ル (株)</u>〕</td><td>(略)</td></tr></table>	3 サービスの早期復旧に向けた体制整備 〔(株)NTTドコモ北海道支社、KDD I (株) <u>(削除)</u> 、ソフトバンク (株) <u>、楽天モバイ</u> <u>ル (株)</u> 〕	(略)	P92 文言修正					
3 サービスの早期復旧に向けた体制整備 〔(株)NTTドコモ北海道支社、KDD I (株) <u>北海道総支社</u> 、ソフトバンク (株)〕	(略)										
3 サービスの早期復旧に向けた体制整備 〔(株)NTTドコモ北海道支社、KDD I (株) <u>(削除)</u> 、ソフトバンク (株) <u>、楽天モバイ</u> <u>ル (株)</u> 〕	(略)										
第7節 災害情報収集・伝達システムの強化 第2 災害情報ネットワークの整備 1 災害情報ネットワーク・システムの概要 ◇対策の現況及び計画	第7節 災害情報収集・伝達システムの強化 第2 災害情報ネットワークの整備 1 災害情報ネットワーク・システムの概要 ◇対策の現況及び計画		P97 避難場所基本計画一部改定に伴う修正								
<table><tr><td>8 防災行政無線(移動系)システム 〔危機管理局危機管理部危機管理課〕</td><td>有線回線が途絶・ふくそうした場合における情報通信の確保のため、市役所・区役所・出先機関・避難場所などを結ぶ無線システム 今後、市内の指定避難所(基幹)や報道機関などへの拡充について検討を行う。</td></tr></table>	8 防災行政無線(移動系)システム 〔危機管理局危機管理部危機管理課〕	有線回線が途絶・ふくそうした場合における情報通信の確保のため、市役所・区役所・出先機関・避難場所などを結ぶ無線システム 今後、市内の指定避難所(基幹)や報道機関などへの拡充について検討を行う。		<table><tr><td>8 防災行政無線(移動系)システム 〔危機管理局危機管理部危機管理課〕</td><td>有線回線が途絶・ふくそうした場合における情報通信の確保のため、市役所・区役所・出先機関・避難場所などを結ぶ無線システム 今後、市内の指定避難所(基幹<u>避難所</u>)や報道機関などへの拡充について検討を行う。</td></tr></table>	8 防災行政無線(移動系)システム 〔危機管理局危機管理部危機管理課〕	有線回線が途絶・ふくそうした場合における情報通信の確保のため、市役所・区役所・出先機関・避難場所などを結ぶ無線システム 今後、市内の指定避難所(基幹 <u>避難所</u>)や報道機関などへの拡充について検討を行う。					
8 防災行政無線(移動系)システム 〔危機管理局危機管理部危機管理課〕	有線回線が途絶・ふくそうした場合における情報通信の確保のため、市役所・区役所・出先機関・避難場所などを結ぶ無線システム 今後、市内の指定避難所(基幹)や報道機関などへの拡充について検討を行う。										
8 防災行政無線(移動系)システム 〔危機管理局危機管理部危機管理課〕	有線回線が途絶・ふくそうした場合における情報通信の確保のため、市役所・区役所・出先機関・避難場所などを結ぶ無線システム 今後、市内の指定避難所(基幹 <u>避難所</u>)や報道機関などへの拡充について検討を行う。										

現 行				修正案				備考
第9節 医療・衛生・環境の体制づくり 〔施策の体系〕				第9節 医療・衛生・環境の体制づくり 〔施策の体系〕				P109 機構改革に伴う修正
この節の対策	施策の体系	所管課	関係機関・団体	この節の対策	施策の体系	所管課	関係機関・団体	
第1 医療救援体制の整備	1 医療情報の集約・伝達体制の確立	保健福祉局保健所医療政策課		第1 医療救援体制の整備	1 医療情報の集約・伝達体制の確立	保健福祉局保健所 <u>医務薬事課、ウエルネス推進部</u> 医療政策課		
	2 医薬品、医療資器材の供給体制の確立	保健福祉局 <u>保健所</u> 医療政策課	北海道、(一社)北海道医薬品卸売業協会		2 医薬品、医療資器材の供給体制の確立	保健福祉局 <u>ウエルネス推進部</u> 医療政策課	北海道、(一社)北海道医薬品卸売業協会	
	3 血液供給体制の確立	保健福祉局 <u>保健所</u> 医療政策課	日本赤十字社		3 血液供給体制の確立	保健福祉局 <u>ウエルネス推進部</u> 医療政策課	日本赤十字社	
	4 災害時医療従事者の確保	保健福祉局 <u>保健所</u> 医療政策課	(一社)札幌市医師会、(一社)札幌歯科医師会、(一社)札幌薬剤師会		4 災害時医療従事者の確保	保健福祉局 <u>ウエルネス推進部</u> 医療政策課	(一社)札幌市医師会、(一社)札幌歯科医師会、(一社)札幌薬剤師会	
	5 災害時基幹病院制度の整備	保健福祉局 <u>保健所</u> 医療政策課			5 災害時基幹病院制度の整備	保健福祉局 <u>ウエルネス推進部</u> 医療政策課		
	6 透析医療体制の整備	保健福祉局 <u>保健所</u> 医療政策課	(一社)札幌市医師会(札幌市透析医会)		6 透析医療体制の整備	保健福祉局 <u>ウエルネス推進部</u> 医療政策課	(一社)札幌市医師会(札幌市透析医会)	
	7 心のケア対策の体制整備	保健福祉局障がい保健福祉部精神保健福祉センター			7 心のケア対策の体制整備	保健福祉局障がい保健福祉部精神保健福祉センター		
	8 歯科医療体制の整備	保健福祉局 <u>保健所</u> 医療政策課、 <u>健康企画課</u> 歯科保健担当	(一社)札幌歯科医師会		8 歯科医療体制の整備	保健福祉局 <u>ウエルネス推進部</u> 医療政策課、 <u>ウエルネス推進課</u> 歯科保健担当	(一社)札幌歯科医師会	
	9 災害時医療救護活動に関する医療関係団体との協定の締結	保健福祉局 <u>保健所</u> 医療政策課			9 災害時医療救護活動に関する医療関係団体との協定の締結	保健福祉局 <u>ウエルネス推進部</u> 医療政策課		
	10 感染症の予防	保健福祉局保健所感染症総合対策課、医療政策課			10 感染症の予防	保健福祉局保健所感染症総合対策課、 <u>ウエルネス推進部</u> 医療政策課		
	11 災害時精神科医療基幹病院制度の整備	保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課	札幌市精神科医会		11 災害時精神科医療基幹病院制度の整備	保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課	札幌市精神科医会	

現 行				修正案				備考
この節の対策 第2 防疫・衛生活動等の体制整備	施策の体系	所管課	関係機関・団体	この節の対策 第2 防疫・衛生活動等の体制整備	施策の体系	所管課	関係機関・団体	P110 機構改革等に伴う修正
	1 火葬場の整備	保健福祉局保健所施設管理課、里塚斎場	北海道葬祭業協同組合		1 火葬場の整備	保健福祉局ウエルネス推進部施設管理課、里塚斎場	北海道葬祭業協同組合	
	2 火葬のための資機材確保	保健福祉局保健所施設管理課、里塚斎場			2 火葬のための資機材確保	保健福祉局ウエルネス推進部施設管理課、里塚斎場		
	3 食品の安全確保	保健福祉局保健所食の安全推進課、各区保健福祉部健康・子ども課生活衛生担当			3 食品の安全確保	保健福祉局保健所食の安全推進課、各区保健福祉部健康・子ども課生活衛生担当		
	4 死亡動物対策	保健福祉局保健所動物管理センター	(公社)北海道獣医師会石狩支部、(一社)札幌市小動物獣医師会		4 死亡動物対策	保健福祉局保健所動物愛護センター	(公社)北海道獣医師会石狩支部、(一社)札幌市小動物獣医師会	
	5 逸走動物等の対策	保健福祉局保健所動物管理センター	(公社)北海道獣医師会石狩支部、(一社)札幌市小動物獣医師会		5 逸走動物等の対策	保健福祉局保健所動物愛護センター	(公社)北海道獣医師会石狩支部、(一社)札幌市小動物獣医師会	
この節の対策 第3 生活環境の確保	6 家屋等の消毒・衛生害虫の発生予防駆除対策	保健福祉局保健所感染症総合対策課、医療政策課、生活環境課、各区保健福祉部健康・子ども課生活衛生担当	(一社)北海道医薬品卸売業協会	この節の対策 第3 生活環境の確保	6 家屋等の消毒・衛生害虫の発生予防駆除対策	保健福祉局保健所感染症総合対策課、生活環境課、ウエルネス推進部医療政策課、各区保健福祉部健康・子ども課生活衛生担当	(一社)北海道医薬品卸売業協会	
	1 防災拠点におけるトイレ環境の整備推進	危機管理局			1 防災拠点におけるトイレ環境の整備推進	危機管理局		
	第4 ごみ・し尿処理体制の整備	1 災害廃棄物(がれき)処理対策の推進	環境局環境事業部循環型社会推進課、事業廃棄物課、施設管理課		第4 ごみ・し尿処理体制の整備	1 災害廃棄物(がれき)処理対策の推進	環境局環境事業部循環型社会推進課、事業廃棄物課、施設管理課	
	2 家庭ごみ処理対策の推進	環境局環境事業部業務課、施設管理課			2 家庭ごみ処理対策の推進	環境局環境事業部業務課、施設管理課		
	3 し尿処理対策の推進	環境局環境事業部処理場管理事務所			3 し尿処理対策の推進	環境局環境事業部処理場管理事務所		
	第5 環境保全体制の整備	1 河川等の水質保全対策の推進	環境局環境都市推進部環境対策課		第5 環境保全体制の整備	1 河川等の水質保全対策の推進	環境局環境都市推進部環境対策課	
この節の対策 第5 環境保全体制の整備	2 大気保全対策の推進	環境局環境都市推進部環境対策課		この節の対策 第5 環境保全体制の整備	2 大気保全対策の推進	環境局環境都市推進部環境対策課		

現 行		修正案	備考
第1 医療救援体制の整備		第1 医療救援体制の整備	P111 機構改革に伴う修正
1 医療情報の集約・伝達体制の確立 〔保健福祉局保健所医療政策課〕	(略)	1 医療情報の集約・伝達体制の確立 〔保健福祉局保健所 <u>医療薬事課、ウェルネス推進部</u> 医療政策課〕	
2 医薬品、医療資器材の供給体制の確立 〔保健福祉局 <u>保健所</u> 医療政策課〕	(略)	2 医薬品、医療資器材の供給体制の確立 〔保健福祉局 <u>ウェルネス推進部</u> 医療政策課〕	
3 血液供給体制の確立 〔保健福祉局 <u>保健所</u> 医療政策課〕	(略)	3 血液供給体制の確立 〔保健福祉局 <u>ウェルネス推進部</u> 医療政策課〕	
4 災害時医療従事者の確保 〔保健福祉局 <u>保健所</u> 医療政策課〕	(略)	4 災害時医療従事者の確保 〔保健福祉局 <u>ウェルネス推進部</u> 医療政策課〕	
5 災害時基幹病院制度の整備 〔保健福祉局 <u>保健所</u> 医療政策課〕	(略)	5 災害時基幹病院制度の整備 〔保健福祉局 <u>ウェルネス推進部</u> 医療政策課〕	P112 機構改革に伴う修正
6 透析医療体制の整備 〔保健福祉局 <u>保健所</u> 医療政策課〕	(略)	6 透析医療体制の整備 〔保健福祉局 <u>ウェルネス推進部</u> 医療政策課〕	
7 心のケア対策の体制整備 〔保健福祉局障がい保健福祉部精神保健福祉センター〕	(略)	7 心のケア対策の体制整備 〔保健福祉局障がい保健福祉部精神保健福祉センター〕	
8 歯科医療・保健体制の整備 〔保健福祉局 <u>保健所</u> 医療政策課、 <u>健康企画課</u> 歯科保健担当〕	(略)	8 歯科医療・保健体制の整備 〔保健福祉局 <u>ウェルネス推進部</u> 医療政策課、 <u>ウェルネス推進課</u> 歯科保健担当〕	
9 災害時医療救護活動に関する医療関係団体との協定の締結 〔保健福祉局 <u>保健所</u> 医療政策課〕	(略)	9 災害時医療救護活動に関する医療関係団体との協定の締結 〔保健福祉局 <u>ウェルネス推進部</u> 医療政策課〕	
10 感染症の予防 〔保健福祉局保健所感染症総合対策課、医療政策課〕	(略)	10 感染症の予防 〔保健福祉局保健所感染症総合対策課、 <u>ウェルネス推進部</u> 医療政策課〕	
11 災害時精神科医療基幹病院制度の整備 〔保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課〕	(略)	11 災害時精神科医療基幹病院制度の整備 〔保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課〕	

現 行		修正案		備考
1 火葬場の整備 〔保健福祉局 <u>保健所</u> 施設管理課、里塚斎場〕	(略)	1 火葬場の整備 〔保健福祉局 <u>ウェルネス推進部</u> 施設管理課、里塚斎場〕	(略)	P113 機構改革等に伴う修正
2 火葬のための資機材確保 〔保健福祉局 <u>保健所</u> 施設管理課、里塚斎場〕	(略)	2 火葬のための資機材確保 〔保健福祉局 <u>ウェルネス推進部</u> 施設管理課、里塚斎場〕	(略)	
4 死亡動物対策 〔保健福祉局保健所動物 <u>管理</u> センター〕	市営の死亡獣畜取扱場は、動物管理センター福移支所の1か所のみである(処理能力 1,000kg/日程度)。 ◆当該施設の処理能力を超える死亡動物が発生した場合には、近隣市町村の死亡獣畜取扱場、民間のペット霊園等に協力を要請する。	4 死亡動物対策 〔保健福祉局保健所動物 <u>愛護</u> センター〕	市営の死亡獣畜取扱場は、動物管理センター福移支所の1か所のみである(処理能力 1,000kg/日程度)。 ◆当該施設の処理能力を超える死亡動物が発生した場合には、近隣市町村の死亡獣畜取扱場、民間のペット霊園等に協力を要請する。	
5 逸走動物等の対策 〔保健福祉局保健所動物 <u>管理</u> センター〕	◆犬舎等の確保を推進し、また、逸走動物等の保護対策に備えて「(公社)北海道獣医師会石狩支部」「(一社)札幌市小動物獣医師会」等の関係団体と連絡体制を強化する。	5 逸走動物等の対策 〔保健福祉局保健所動物 <u>愛護</u> センター〕	◆犬舎等の確保を推進し、また、逸走動物等の保護対策に備えて「(公社)北海道獣医師会石狩支部」「(一社)札幌市小動物獣医師会」等の関係団体と連絡体制を強化する。	
6 家屋等の消毒・衛生害虫の発生予防駆除対策 〔保健福祉局保健所感染症総合対策課、医療政策課、生活環境課、各区保健福祉部健康・子ども課生活衛生担当〕	(略)	6 家屋等の消毒・衛生害虫の発生予防駆除対策 〔保健福祉局保健所感染症総合対策課、生活環境課、 <u>ウェルネス推進部</u> 医療政策課、各区保健福祉部健康・子ども課生活衛生担当〕	(略)	
第3 生活環境の確保 ◇対策の現況及び計画		第3 生活環境の確保 ◇対策の現況及び計画		P114 文言修正
1 防災拠点におけるトイレ環境の整備推進 〔危機管理局〕	(略) ◆避難者の集約先となる区体育館など、長期にわたり避難生活の場となる防災拠点については、マンホールトイレの <u>整備について検討</u> を進める。	1 防災拠点におけるトイレ環境の整備推進 〔危機管理局〕	(略) ◆避難者の集約先となる区体育館など、長期にわたり避難生活の場となる防災拠点については、マンホールトイレの <u>計画的な整備</u> を進める。	

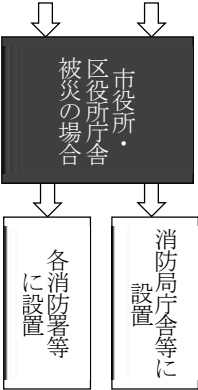
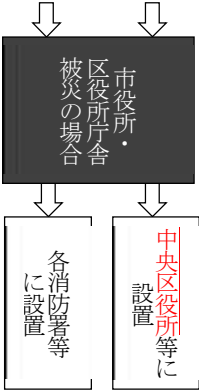
現 行	修正案	備考								
第9節 医療・衛生・環境の体制づくり 第5 環境保全体制の整備 ◇対策の現況及び計画 <table><tr><td>1 河川等の水質保全対策の推進 〔環境局環境都市推進部環境対策課〕</td><td>災害発生時の河川水質汚濁及び地下水汚染を未然に防 止するために、有害物質使用事業所の把握等が必要である。 水質汚濁防止法により、有害物質使用事業所は届出制になっており、流出防止策や事故時の報告等についても規定している。</td></tr><tr><td>2 大気保全対策の推進 〔環境局環境都市推進部環境対策課〕</td><td>災害発生時の有害物質やアスベストによる大気汚染対策として、これらの物質を使用している事業場の把握やアスベスト使用建築物の把握等を実施している。 ◆有害物質による汚染防止として次の対策を実施する ○継続した有害物質取扱事業者の状況把握 ○有害物質濃度測定体制の整備 ○有害物質取扱事業者のリスト化 ○有害物質取扱事業者向けのパンフレットの作成 ◆アスベストによる汚染防止として、アスベスト使用建築物の把握及びマップ化、<u>また、環境モニタリング体制を整備する。</u></td></tr></table>	1 河川等の水質保全対策の推進 〔環境局環境都市推進部環境対策課〕	災害発生時の河川水質汚濁及び地下水汚染を未然に防 止するために、有害物質使用事業所の把握等が必要である。 水質汚濁防止法により、有害物質使用事業所は届出制になっており、流出防止策や事故時の報告等についても規定している。	2 大気保全対策の推進 〔環境局環境都市推進部環境対策課〕	災害発生時の有害物質やアスベストによる大気汚染対策として、これらの物質を使用している事業場の把握やアスベスト使用建築物の把握等を実施している。 ◆有害物質による汚染防止として次の対策を実施する ○継続した有害物質取扱事業者の状況把握 ○有害物質濃度測定体制の整備 ○有害物質取扱事業者のリスト化 ○有害物質取扱事業者向けのパンフレットの作成 ◆アスベストによる汚染防止として、アスベスト使用建築物の把握及びマップ化、 <u>また、環境モニタリング体制を整備する。</u>	第9節 医療・衛生・環境の体制づくり 第5 環境保全体制の整備 ◇対策の現況及び計画 <table><tr><td>1 河川等の水質保全対策の推進 〔環境局環境都市推進部環境対策課〕</td><td>災害発生時の河川水質汚濁及び地下水汚染を未然に防 止するために、有害物質使用事業所の把握等が必要である。 水質汚濁防止法により、有害物質使用事業所は届出制になっており、流出防止策や事故時の報告等についても規定している。</td></tr><tr><td>2 大気保全対策の推進 〔環境局環境都市推進部環境対策課〕</td><td>災害発生時の有害物質やアスベストによる大気汚染対策として、これらの物質を使用している事業場の把握やアスベスト使用建築物の把握等を実施している。<u>また、「災害時における石綿モニタリング等に関する協定書」を締結し、環境モニタリング体制の整備を行っている。</u> ◆有害物質による汚染防止として次の対策を実施する ○継続した有害物質取扱事業者の状況把握 ○有害物質濃度測定体制の整備 ○有害物質取扱事業者のリスト化 ○有害物質取扱事業者向けのパンフレットの作成 ◆アスベストによる汚染防止として、アスベスト使用建築物の把握及びマップ化<u>を推進する。</u></td></tr></table>	1 河川等の水質保全対策の推進 〔環境局環境都市推進部環境対策課〕	災害発生時の河川水質汚濁及び地下水汚染を未然に防 止するために、有害物質使用事業所の把握等が必要である。 水質汚濁防止法により、有害物質使用事業所は届出制になっており、流出防止策や事故時の報告等についても規定している。	2 大気保全対策の推進 〔環境局環境都市推進部環境対策課〕	災害発生時の有害物質やアスベストによる大気汚染対策として、これらの物質を使用している事業場の把握やアスベスト使用建築物の把握等を実施している。 <u>また、「災害時における石綿モニタリング等に関する協定書」を締結し、環境モニタリング体制の整備を行っている。</u> ◆有害物質による汚染防止として次の対策を実施する ○継続した有害物質取扱事業者の状況把握 ○有害物質濃度測定体制の整備 ○有害物質取扱事業者のリスト化 ○有害物質取扱事業者向けのパンフレットの作成 ◆アスベストによる汚染防止として、アスベスト使用建築物の把握及びマップ化 <u>を推進する。</u>	P116 「災害時における石綿モニタリング等に関する協定書」の締結に伴う修正
1 河川等の水質保全対策の推進 〔環境局環境都市推進部環境対策課〕	災害発生時の河川水質汚濁及び地下水汚染を未然に防 止するために、有害物質使用事業所の把握等が必要である。 水質汚濁防止法により、有害物質使用事業所は届出制になっており、流出防止策や事故時の報告等についても規定している。									
2 大気保全対策の推進 〔環境局環境都市推進部環境対策課〕	災害発生時の有害物質やアスベストによる大気汚染対策として、これらの物質を使用している事業場の把握やアスベスト使用建築物の把握等を実施している。 ◆有害物質による汚染防止として次の対策を実施する ○継続した有害物質取扱事業者の状況把握 ○有害物質濃度測定体制の整備 ○有害物質取扱事業者のリスト化 ○有害物質取扱事業者向けのパンフレットの作成 ◆アスベストによる汚染防止として、アスベスト使用建築物の把握及びマップ化、 <u>また、環境モニタリング体制を整備する。</u>									
1 河川等の水質保全対策の推進 〔環境局環境都市推進部環境対策課〕	災害発生時の河川水質汚濁及び地下水汚染を未然に防 止するために、有害物質使用事業所の把握等が必要である。 水質汚濁防止法により、有害物質使用事業所は届出制になっており、流出防止策や事故時の報告等についても規定している。									
2 大気保全対策の推進 〔環境局環境都市推進部環境対策課〕	災害発生時の有害物質やアスベストによる大気汚染対策として、これらの物質を使用している事業場の把握やアスベスト使用建築物の把握等を実施している。 <u>また、「災害時における石綿モニタリング等に関する協定書」を締結し、環境モニタリング体制の整備を行っている。</u> ◆有害物質による汚染防止として次の対策を実施する ○継続した有害物質取扱事業者の状況把握 ○有害物質濃度測定体制の整備 ○有害物質取扱事業者のリスト化 ○有害物質取扱事業者向けのパンフレットの作成 ◆アスベストによる汚染防止として、アスベスト使用建築物の把握及びマップ化 <u>を推進する。</u>									

現 行				修正案				備考																																
第10節 被災者支援の体制づくり 第4 避難場所の整備 〔施策の体系〕 <table><tr><th>この節の対策</th><th>施策の体系</th><th>所管課</th><th>関係機関・団体</th></tr><tr><td>第1 備蓄の推進</td><td>1 <u>都市備蓄</u>の整備</td><td>危機管理局危機管理部危機管理課</td><td></td></tr><tr><td>第3 給水体制の整備</td><td>1 応急給水施設の整備</td><td>水道局給水部計画課</td><td></td></tr><tr><td>第4 避難場所の整備</td><td><u>(新規)</u></td><td><u>(新規)</u></td><td></td></tr></table>				この節の対策	施策の体系	所管課	関係機関・団体	第1 備蓄の推進	1 <u>都市備蓄</u> の整備	危機管理局危機管理部危機管理課		第3 給水体制の整備	1 応急給水施設の整備	水道局給水部計画課		第4 避難場所の整備	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>		第10節 被災者支援の体制づくり 第4 避難場所の整備 〔施策の体系〕 <table><tr><th>この節の対策</th><th>施策の体系</th><th>所管課</th><th>関係機関・団体</th></tr><tr><td>第1 備蓄の推進</td><td>1 <u>備蓄物資</u>の整備</td><td>危機管理局危機管理部危機管理課</td><td></td></tr><tr><td>第3 給水体制の整備</td><td>1 応急給水施設の整備</td><td>水道局給水部計画課、<u>給水課</u></td><td></td></tr><tr><td>第4 避難場所の整備</td><td><u>3 避難場所の環境整備</u></td><td><u>危機管理局危機管理部危機管理課</u></td><td></td></tr></table>				この節の対策	施策の体系	所管課	関係機関・団体	第1 備蓄の推進	1 <u>備蓄物資</u> の整備	危機管理局危機管理部危機管理課		第3 給水体制の整備	1 応急給水施設の整備	水道局給水部計画課、 <u>給水課</u>		第4 避難場所の整備	<u>3 避難場所の環境整備</u>	<u>危機管理局危機管理部危機管理課</u>		P117 文言、所管課及び冬期災害に備えた取り組みに係る修正
				この節の対策	施策の体系	所管課	関係機関・団体																																	
				第1 備蓄の推進	1 <u>都市備蓄</u> の整備	危機管理局危機管理部危機管理課																																		
				第3 給水体制の整備	1 応急給水施設の整備	水道局給水部計画課																																		
				第4 避難場所の整備	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>																																		
この節の対策	施策の体系	所管課	関係機関・団体																																					
第1 備蓄の推進	1 <u>備蓄物資</u> の整備	危機管理局危機管理部危機管理課																																						
第3 給水体制の整備	1 応急給水施設の整備	水道局給水部計画課、 <u>給水課</u>																																						
第4 避難場所の整備	<u>3 避難場所の環境整備</u>	<u>危機管理局危機管理部危機管理課</u>																																						

現 行		修正案	備考			
第1 備蓄の推進 ◇課題及び方針 (略) 札幌市では、避難場所等における<u>避難の支援</u>のため、「札幌市避難場所基本計画」に基づき必要最低限の食糧や毛布などの生活物資を市内の各所に備蓄しているほか、流通備蓄体制の充実や家庭内備蓄の普及を推進する。 【備蓄の体系】 <u>広域備蓄(国・道など)～北海道農政事務所等による生活物資の備蓄</u> <u>都市備蓄(市・区など)～食糧や毛布、寝袋など生活物資の備蓄</u> 流通備蓄(大手スーパーマーケットなど)～生活物資などの供給に関する協定 家庭内備蓄(各家庭)～食料品、飲料水など日常のストック 		第1 備蓄の推進 ◇課題及び方針 (略) 札幌市では、避難場所等における<u>生活環境の向上</u>のため、「札幌市避難場所基本計画」に基づき必要最低限の食糧や毛布などの生活物資を市内の各所に備蓄しているほか、流通備蓄体制の充実や家庭内備蓄の普及を推進する。 【備蓄の体系】 <u>備蓄物資～札幌市が避難者等に供給するため、あらかじめ整備する食糧や生活必需品等</u> 流通備蓄(大手スーパーマーケットなど)～生活物資などの供給に関する協定 家庭内備蓄(各家庭)～食料品、飲料水など日常のストック <u>(図の削除)</u>	P119 文言修正及び図の削除			
◇対策の現況及び計画 <table><tr><td> 1 <u>都市備蓄</u>の整備 〔危機管理局危機管理部危機管理課〕 </td><td> 第4次地震被害想定で予測された、発災当日の避難場所避難者約9万人を基準に、①食糧対策、②トイレ対策、③防寒対策、④照明対策、⑤衛生対策として、<u>流通備蓄物資</u>が到達するまでの間や不測の事態に備え、必要最低限の備蓄物資について計画的に整備し、市内の<u>公共施設等</u>に分散配置している。 主な物資として、食糧(アルファ米、<u>クラッカー</u>、粥、ゼリー、粉ミルク、液体ミルク)や簡易トイレ、紙おむつ、毛布、寝袋、ランタン、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティションなどを備蓄している。 </td></tr></table>		1 <u>都市備蓄</u>の整備 〔危機管理局危機管理部危機管理課〕		第4次地震被害想定で予測された、発災当日の避難場所避難者約9万人を基準に、①食糧対策、②トイレ対策、③防寒対策、④照明対策、⑤衛生対策として、<u>流通備蓄物資</u>が到達するまでの間や不測の事態に備え、必要最低限の備蓄物資について計画的に整備し、市内の<u>公共施設等</u>に分散配置している。 主な物資として、食糧(アルファ米、<u>クラッカー</u>、粥、ゼリー、粉ミルク、液体ミルク)や簡易トイレ、紙おむつ、毛布、寝袋、ランタン、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティションなどを備蓄している。	◇対策の現況及び計画 <table><tr><td> 1 <u>備蓄物資</u>の整備 〔危機管理局危機管理部危機管理課〕 </td><td> 第4次地震被害想定で予測された、発災当日の避難場所避難者約9万人を基準に、①食糧対策、②トイレ対策、③防寒対策、④照明対策、⑤衛生対策として、<u>流通備蓄</u>が到達するまでの間や不測の事態に備え、必要最低限の備蓄物資について計画的に整備し、市内の<u>基幹避難所及び防災拠点倉庫</u>に分散配置している。 主な物資として、食糧(アルファ米、<u>ビスケット類</u>、粥、<u>副菜</u>、ゼリー、粉ミルク、液体ミルク)や簡易トイレ、紙おむつ、毛布、寝袋、ランタン、マスク、消毒液、段ボールベッド、<u>簡易ベッド</u>、パーティションなどを備蓄している。 </td></tr></table>	1 <u>備蓄物資</u>の整備 〔危機管理局危機管理部危機管理課〕
1 <u>都市備蓄</u>の整備 〔危機管理局危機管理部危機管理課〕	第4次地震被害想定で予測された、発災当日の避難場所避難者約9万人を基準に、①食糧対策、②トイレ対策、③防寒対策、④照明対策、⑤衛生対策として、<u>流通備蓄物資</u>が到達するまでの間や不測の事態に備え、必要最低限の備蓄物資について計画的に整備し、市内の<u>公共施設等</u>に分散配置している。 主な物資として、食糧(アルファ米、<u>クラッカー</u>、粥、ゼリー、粉ミルク、液体ミルク)や簡易トイレ、紙おむつ、毛布、寝袋、ランタン、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティションなどを備蓄している。					
1 <u>備蓄物資</u>の整備 〔危機管理局危機管理部危機管理課〕	第4次地震被害想定で予測された、発災当日の避難場所避難者約9万人を基準に、①食糧対策、②トイレ対策、③防寒対策、④照明対策、⑤衛生対策として、<u>流通備蓄</u>が到達するまでの間や不測の事態に備え、必要最低限の備蓄物資について計画的に整備し、市内の<u>基幹避難所及び防災拠点倉庫</u>に分散配置している。 主な物資として、食糧(アルファ米、<u>ビスケット類</u>、粥、<u>副菜</u>、ゼリー、粉ミルク、液体ミルク)や簡易トイレ、紙おむつ、毛布、寝袋、ランタン、マスク、消毒液、段ボールベッド、<u>簡易ベッド</u>、パーティションなどを備蓄している。					

現 行	修正案	備考
2 備蓄庫の整備 〔危機管理局危機管理部危機管理課、教育委員会生涯学習部学校施設課〕 <u>応急救援備蓄物資</u>は、災害発生時の効率等を考慮し、市内の<u>公共施設等</u>に分散配置している。 ◆市内の小中学校に<u>応急救援備蓄物資</u>を配置するため、体育館の新・改築時に備蓄庫を整備している。また、それ以外の小中学校については、校舎内の空きスペース等を活用して、<u>応急救援備蓄物資</u>を配置している。	2 備蓄庫の整備 〔危機管理局危機管理部危機管理課、教育委員会生涯学習部学校施設課〕 <u>備蓄物資</u>は、災害発生時の効率等を考慮し、市内の<u>基幹避難所</u>に分散配置している。 ◆市内の小中学校に<u>備蓄物資</u>を配置するため、体育館の新・改築時に備蓄庫を整備している。また、それ以外の小中学校については、校舎内の空きスペース等を活用して、<u>備蓄物資</u>を配置している。	P120 文言修正
第3 給水体制の整備 ◇対策の現況及び計画 1 応急給水施設の整備 〔水道局給水部計画課・給水課〕 (略) 応急給水拠点の拡充を目的として、学校などの指定避難所(基幹)に隣接している耐震化された<u>水道管に<u>応急給水栓の整備を実施している。</u></u> ◆<u>第4次被害想定を踏まえ、現行の地震対策基本計画を見直し、応急給水拠点の今後の整備方針を検討する。</u> 4 災害応急用協力井戸の確保 〔保健福祉局保健所生活環境課〕 断水した時の生活用水の確保のため、<u>令和5年3月</u>現在、災害応急用協力井戸<u>490</u>施設を指定している。	第3 給水体制の整備 ◇対策の現況及び計画 1 応急給水施設の整備 〔水道局給水部計画課・給水課〕 (略) 応急給水拠点の拡充を目的として、学校などの指定避難所(基幹)に隣接している耐震化された<u>水道管への<u>応急給水栓の整備が完了している。</u></u> <u>水道施設の耐震化状況を踏まえ、応急給水拠点の今後の更新方針を検討していく。</u> 4 災害応急用協力井戸の確保 〔保健福祉局保健所生活環境課〕 断水した時の生活用水の確保のため、<u>令和6年11月</u>現在、災害応急用協力井戸<u>473</u>施設を指定している。	P121 文言修正

現 行	修正案	備考																																																								
第 4 避難場所の整備 ◇課題及び方針 (略) <u>(新規)</u> ◇対策の現況及び計画 <table><tr><td><u>(新規)</u></td><td><u>(新規)</u></td></tr></table> 第 11 節 地区防災計画 第 1 地区防災計画の推進 (地区防災計画一覧) <table><tr><th>計画名称</th><th>策定年月日</th></tr><tr><td>(中央区) 一般社団法人西創成親和会地区防災計画</td><td>平成 30 年(2018 年) 2 月 22 日</td></tr><tr><td>(白石区) 北郷親栄第一町内会地区防災計画</td><td>平成 30 年(2018 年) 2 月 22 日</td></tr><tr><td>(中央区) 札幌時計台ビル地区防災計画</td><td>平成 31 年(2019 年) 3 月 19 日</td></tr><tr><td>(北 区) ロイヤルシャトー新琴似地区防災計画</td><td>平成 31 年(2019 年) 3 月 19 日</td></tr><tr><td>(厚別区) 厚別西厚信会地区防災計画</td><td>平成 31 年(2019 年) 3 月 19 日</td></tr><tr><td>(中央区) 盤溪地区防災計画</td><td>令和 3 年(2021 年) 2 月 19 日</td></tr><tr><td>(東 区) 元町まちづくり連合会地区防災計画</td><td>令和 3 年(2021 年) 2 月 19 日</td></tr><tr><td>(白石区) 白石東地区町内会連合会地区防災計画</td><td>令和 3 年(2021 年) 2 月 19 日</td></tr><tr><td>(北 区) 新琴似西連合町内会地区防災計画</td><td>令和 6 年(2024 年) 4 月 10 日</td></tr><tr><td>(豊平区) 東月寒地区町内会連合会</td><td>令和 6 年(2024 年) 4 月 10 日</td></tr><tr><td>(南 区) 澄川地区連合会地区防災計画</td><td>令和 6 年(2024 年) 4 月 10 日</td></tr></table>	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>	計画名称	策定年月日	(中央区) 一般社団法人西創成親和会地区防災計画	平成 30 年(2018 年) 2 月 22 日	(白石区) 北郷親栄第一町内会地区防災計画	平成 30 年(2018 年) 2 月 22 日	(中央区) 札幌時計台ビル地区防災計画	平成 31 年(2019 年) 3 月 19 日	(北 区) ロイヤルシャトー新琴似地区防災計画	平成 31 年(2019 年) 3 月 19 日	(厚別区) 厚別西厚信会地区防災計画	平成 31 年(2019 年) 3 月 19 日	(中央区) 盤溪地区防災計画	令和 3 年(2021 年) 2 月 19 日	(東 区) 元町まちづくり連合会地区防災計画	令和 3 年(2021 年) 2 月 19 日	(白石区) 白石東地区町内会連合会地区防災計画	令和 3 年(2021 年) 2 月 19 日	(北 区) 新琴似西連合町内会地区防災計画	令和 6 年(2024 年) 4 月 10 日	(豊平区) 東月寒地区町内会連合会	令和 6 年(2024 年) 4 月 10 日	(南 区) 澄川地区連合会地区防災計画	令和 6 年(2024 年) 4 月 10 日	第 4 避難場所の整備 ◇課題及び方針 (略) <u>また、冬期の停電対策として避難者の集約先となる区体育館など、長期にわたり避難生活となる防災拠点について、非常電源の整備を進める。</u> ◇対策の現況及び計画 <table><tr><td><u>3 避難場所の環境整備 [危機管理局危機管理 理部危機管理課]</u></td><td><u>冬期の停電対策として避難者の集約先となる区体育館など、長期にわたり避難生活となる防災拠点について、非常電源の整備を進める。</u></td></tr></table> 第 11 節 地区防災計画 第 1 地区防災計画の推進 (地区防災計画一覧) <table><tr><th>計画名称</th><th>策定年月日</th></tr><tr><td>(中央区) 一般社団法人西創成親和会地区防災計画</td><td>平成 30 年(2018 年) 2 月 22 日</td></tr><tr><td>(白石区) 北郷親栄第一町内会地区防災計画</td><td>平成 30 年(2018 年) 2 月 22 日</td></tr><tr><td>(中央区) 札幌時計台ビル地区防災計画</td><td>平成 31 年(2019 年) 3 月 19 日</td></tr><tr><td>(北 区) ロイヤルシャトー新琴似地区防災計画</td><td>平成 31 年(2019 年) 3 月 19 日</td></tr><tr><td>(厚別区) 厚別西厚信会地区防災計画</td><td>平成 31 年(2019 年) 3 月 19 日</td></tr><tr><td>(中央区) 盤溪地区防災計画</td><td>令和 3 年(2021 年) 2 月 19 日</td></tr><tr><td>(東 区) 元町まちづくり連合会地区防災計画</td><td>令和 3 年(2021 年) 2 月 19 日</td></tr><tr><td>(白石区) 白石東地区町内会連合会地区防災計画</td><td>令和 3 年(2021 年) 2 月 19 日</td></tr><tr><td>(北 区) 新琴似西連合町内会地区防災計画</td><td>令和 6 年(2024 年) 4 月 10 日</td></tr><tr><td>(豊平区) 東月寒地区町内会連合会</td><td>令和 6 年(2024 年) 4 月 10 日</td></tr><tr><td>(南 区) 澄川地区連合会地区防災計画</td><td>令和 6 年(2024 年) 4 月 10 日</td></tr><tr><td><u>(豊平区) 西岡地区町内会連合会地区防災計画</u></td><td><u>令和 7 年(2025 年) 月 日</u></td></tr><tr><td><u>(手稲区) 前田ゆたか町内会地区防災計画</u></td><td><u>令和 7 年(2025 年) 月 日</u></td></tr></table>	<u>3 避難場所の環境整備 [危機管理局危機管理 理部危機管理課]</u>	<u>冬期の停電対策として避難者の集約先となる区体育館など、長期にわたり避難生活となる防災拠点について、非常電源の整備を進める。</u>	計画名称	策定年月日	(中央区) 一般社団法人西創成親和会地区防災計画	平成 30 年(2018 年) 2 月 22 日	(白石区) 北郷親栄第一町内会地区防災計画	平成 30 年(2018 年) 2 月 22 日	(中央区) 札幌時計台ビル地区防災計画	平成 31 年(2019 年) 3 月 19 日	(北 区) ロイヤルシャトー新琴似地区防災計画	平成 31 年(2019 年) 3 月 19 日	(厚別区) 厚別西厚信会地区防災計画	平成 31 年(2019 年) 3 月 19 日	(中央区) 盤溪地区防災計画	令和 3 年(2021 年) 2 月 19 日	(東 区) 元町まちづくり連合会地区防災計画	令和 3 年(2021 年) 2 月 19 日	(白石区) 白石東地区町内会連合会地区防災計画	令和 3 年(2021 年) 2 月 19 日	(北 区) 新琴似西連合町内会地区防災計画	令和 6 年(2024 年) 4 月 10 日	(豊平区) 東月寒地区町内会連合会	令和 6 年(2024 年) 4 月 10 日	(南 区) 澄川地区連合会地区防災計画	令和 6 年(2024 年) 4 月 10 日	<u>(豊平区) 西岡地区町内会連合会地区防災計画</u>	<u>令和 7 年(2025 年) 月 日</u>	<u>(手稲区) 前田ゆたか町内会地区防災計画</u>	<u>令和 7 年(2025 年) 月 日</u>	P122 冬期災害に備えた取り組みに係る修正 P127 地区防災計画の追加 ※策定年月日は地域防災計画の修正日による
<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>																																																									
計画名称	策定年月日																																																									
(中央区) 一般社団法人西創成親和会地区防災計画	平成 30 年(2018 年) 2 月 22 日																																																									
(白石区) 北郷親栄第一町内会地区防災計画	平成 30 年(2018 年) 2 月 22 日																																																									
(中央区) 札幌時計台ビル地区防災計画	平成 31 年(2019 年) 3 月 19 日																																																									
(北 区) ロイヤルシャトー新琴似地区防災計画	平成 31 年(2019 年) 3 月 19 日																																																									
(厚別区) 厚別西厚信会地区防災計画	平成 31 年(2019 年) 3 月 19 日																																																									
(中央区) 盤溪地区防災計画	令和 3 年(2021 年) 2 月 19 日																																																									
(東 区) 元町まちづくり連合会地区防災計画	令和 3 年(2021 年) 2 月 19 日																																																									
(白石区) 白石東地区町内会連合会地区防災計画	令和 3 年(2021 年) 2 月 19 日																																																									
(北 区) 新琴似西連合町内会地区防災計画	令和 6 年(2024 年) 4 月 10 日																																																									
(豊平区) 東月寒地区町内会連合会	令和 6 年(2024 年) 4 月 10 日																																																									
(南 区) 澄川地区連合会地区防災計画	令和 6 年(2024 年) 4 月 10 日																																																									
<u>3 避難場所の環境整備 [危機管理局危機管理 理部危機管理課]</u>	<u>冬期の停電対策として避難者の集約先となる区体育館など、長期にわたり避難生活となる防災拠点について、非常電源の整備を進める。</u>																																																									
計画名称	策定年月日																																																									
(中央区) 一般社団法人西創成親和会地区防災計画	平成 30 年(2018 年) 2 月 22 日																																																									
(白石区) 北郷親栄第一町内会地区防災計画	平成 30 年(2018 年) 2 月 22 日																																																									
(中央区) 札幌時計台ビル地区防災計画	平成 31 年(2019 年) 3 月 19 日																																																									
(北 区) ロイヤルシャトー新琴似地区防災計画	平成 31 年(2019 年) 3 月 19 日																																																									
(厚別区) 厚別西厚信会地区防災計画	平成 31 年(2019 年) 3 月 19 日																																																									
(中央区) 盤溪地区防災計画	令和 3 年(2021 年) 2 月 19 日																																																									
(東 区) 元町まちづくり連合会地区防災計画	令和 3 年(2021 年) 2 月 19 日																																																									
(白石区) 白石東地区町内会連合会地区防災計画	令和 3 年(2021 年) 2 月 19 日																																																									
(北 区) 新琴似西連合町内会地区防災計画	令和 6 年(2024 年) 4 月 10 日																																																									
(豊平区) 東月寒地区町内会連合会	令和 6 年(2024 年) 4 月 10 日																																																									
(南 区) 澄川地区連合会地区防災計画	令和 6 年(2024 年) 4 月 10 日																																																									
<u>(豊平区) 西岡地区町内会連合会地区防災計画</u>	<u>令和 7 年(2025 年) 月 日</u>																																																									
<u>(手稲区) 前田ゆたか町内会地区防災計画</u>	<u>令和 7 年(2025 年) 月 日</u>																																																									

現 行	修正案	備考
第3章 災害応急対策計画 第1節 災害応急対策の基本方針 第1 地震災害の推移 【災害の推移と対策の必要性の変化】 <u>都市備蓄</u> 第2節 災害対策本部 第1 災害対策本部等の設置・廃止 1 設置 (略) なお、<u>市役所本庁舎や区役所が被災した場合には、それぞれ消防局庁舎及び消防署等を代替施設として使用する。</u> (略) 	第3章 災害応急対策計画 第1節 災害応急対策の基本方針 第1 地震災害の推移 【災害の推移と対策の必要性の変化】 <u>備蓄物資</u> 第2節 災害対策本部 第1 災害対策本部等の設置・廃止 1 設置 (略) なお、<u>市役所本庁舎が被災した場合は中央区役所、区役所が被災した場合は各消防署等を代替施設として使用する。</u> (略) 	P128 文言修正 P132 市災害対策本部の代替施設変更に伴う修正 市災害対策本部の代替施設変更に伴う修正

現 行					修正案					備考
第4節 応援派遣要請					第4節 応援派遣要請					P153 協定終了に伴う修正
第5 応援協定に基づく要請					第5 応援協定に基づく要請					
【協定先一覧】					【協定先一覧】					
種別	協定名	協定先	協定内容	要請担当部	種別	協定名	協定先	協定内容	要請担当部	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
総合	北見工業大学 地域と歩む防 災研究センタ ーと札幌市建 設局との防災・ 減災に関する 包括連携協定	北見工業大学 地域と歩む防 災研究センタ ー	災害調査で取 得した調査デ ータの相互利 用等	建設部道路工 事班	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
種別	協定名	協定先	協定内容	要請担当部	種別	協定名	協定先	協定内容	要請担当部	
医療	札幌市地域防 災計画に基づ く災害時の医 療救護活動に 関する協定	(一社)札幌市 医師会、(一社) 札幌歯科医師 会、(一社)札幌 薬剤師会	医療救護班の 派遣や応急処 置等の医療救 護活動など医 療救護活動	保健福祉部医 療救護班	医療	札幌市地域防 災計画に基づ く災害時の医 療救護活動に 関する協定	(一社)札幌市 医師会、(一社) 札幌歯科医師 会、(一社)札幌 薬剤師会	医療救護班の 派遣や応急処 置等の医療救 護活動など医 療救護活動	保健福祉部医 療調整班	
医療	札幌地域防災 計画に基づく 災害時におけ る医薬品等の 供給等に関する協定	(一社)北海道 医薬品卸売業 協会	災害時における医薬品の供給	保健福祉部医 療救護班	医療	札幌地域防災 計画に基づく 災害時における医薬品等の供給等に関する協定	(一社)北海道 医薬品卸売業 協会	災害時における医薬品の供給	保健福祉部医 療調整班	
										P155 時点修正

現 行					修正案					備考
種別	協定名	協定先	協定内容	要請担当部	種別	協定名	協定先	協定内容	要請担当部	P156 協定締結に伴う修正 及び文言修正
輸送	災害時における物資の輸送協力に関する協定書	佐川急便(株)北海道支店	災害時における物資の輸送協力に関する協定	経済観光部経済庶務班	輸送	災害時における物資の輸送協力に関する協定書	佐川急便(株)北海道支店	災害時における物資の輸送協力(削除)	経済観光部経済庶務班	
輸送	災害時における物資の輸送・荷役等に関する相互協定書	(一社)AZ-COM丸和・支援ネットワーク	災害時における自動車輸送及び荷役等の協力に関する協定	経済観光部経済庶務班	輸送	災害時における物資の輸送・荷役等に関する相互協定書	(一社)AZ-COM丸和・支援ネットワーク・ <u>アー</u> <u>ト引越センター(株)</u>	災害時における自動車輸送及び荷役等の協力(削除)	経済観光部経済庶務班	P157 協定締結及び終了に伴う修正
種別	協定名	協定先	協定内容	要請担当部	種別	協定名	協定先	協定内容	要請担当部	
物資	災害時における消費生活の安定及び応急生活物資の供給等に関する相互協定	(略)、(同)西友、(略)	災害時において生活物資を供給するとともに、価格高騰の防止など、物資の安定供給について	経済観光部経済庶務班	物資	災害時における消費生活の安定及び応急生活物資の供給等に関する相互協定	(略)、(削除)、(略)	災害時において生活物資を供給するとともに、価格高騰の防止など、物資の安定供給について	経済観光部経済庶務班	
物資	(新規)	(新規)	(新規)	(新規)	物資	災害時における物資の保管等に関する協定書	札幌倉庫協会	食料、生活雑貨品、医薬品、防災資機材等の物資の保管等	経済観光部経済庶務班	
物資	(新規)	(新規)	(新規)	(新規)	物資	災害時におけるフォークリフトの提供に関する協定	トヨタL&F札幌株式会社	災害時におけるフォークリフトの提供	本部事務局	

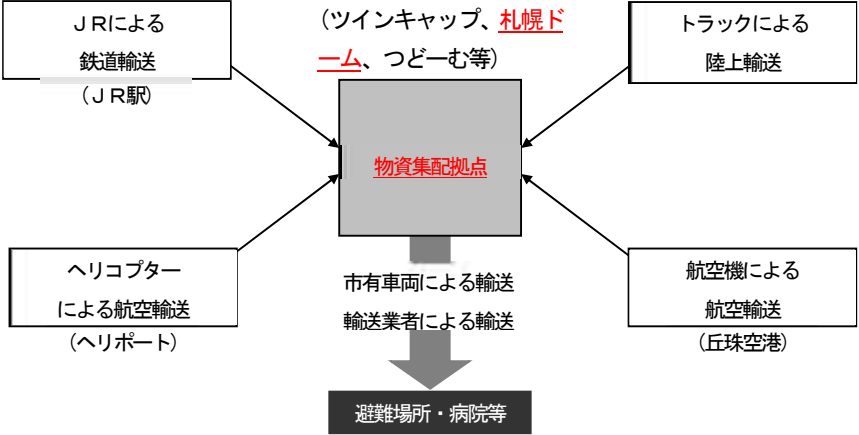
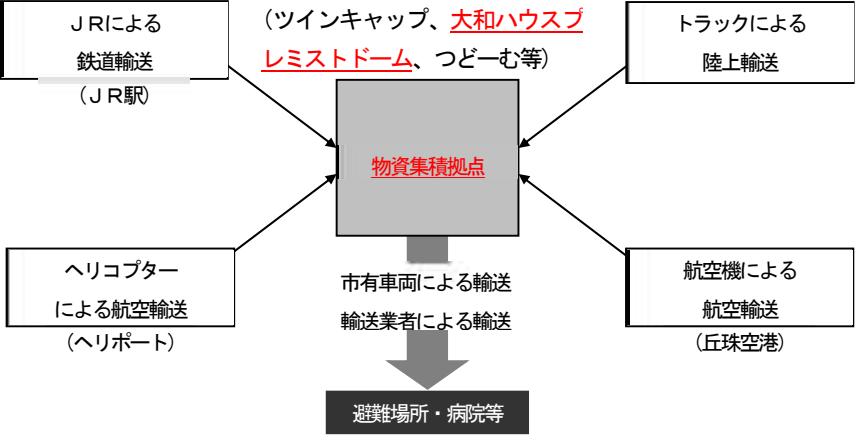
現 行					修正案					備考
種別	協定名	協定先	協定内容	要請担当部	種別	協定名	協定先	協定内容	要請担当部	P161 協定締結及び協定締結先の名称変更に伴う修正
公共施設	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>	公共施設	<u>災害時等における連携協力に関する協定</u>	<u>(一社)日本砕石協会札幌支部</u>	<u>災害時に札幌市と日本砕石協会が協力し、土木施設の緊急または応急対策に係る資材の調達に関して円滑に進め、被害の拡大防止と土木施設の早期復旧を図る</u>	<u>下水道河川部河川調整班、建設部道路維持班</u>	
公共施設	災害時等における施設利用の協力に関する協定	大和リース(株) <u>札幌</u> 支店	災害時における本庁舎その他施設の代替施設としての市民ホールの利用に関する協力協定	本部事務局	公共施設	災害時等における施設利用の協力に関する協定	大和リース(株) <u>北海道</u> 支店	災害時における本庁舎その他施設の代替施設としての市民ホールの利用に関する協力協定	本部事務局	P162 避難場所基本計画一部改定及び協定締結に伴う修正
種別	協定名	協定先	協定内容	要請担当部	種別	協定名	協定先	協定内容	要請担当部	
公共施設	災害対策への協力に関する協定	札幌矯正管区、札幌刑務所、札幌少年鑑別所	指定避難所（地域）の指定及び開設に関する協定	本部事務局、東区	公共施設	災害対策への協力に関する協定	札幌矯正管区、札幌刑務所、札幌少年鑑別所	指定避難所（地域 <u>避難所</u> ）の指定及び開設に関する協定	本部事務局、東区	
環境	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>	環境	<u>災害時における石綿モニタリング等に関する協定書</u>	<u>北海道環境計量証明事業協議会</u>	<u>災害時における石綿（アスベスト）の飛散状況を把握するための環境モニタリングに関する協力</u>	<u>環境部環境保全班</u>	

現 行					修正案					備考
種別	協定名	協定先	協定内容	要請担当部	種別	協定名	協定先	協定内容	要請担当部	P163 協定締結に伴う修正 及び表の整理
帰宅困難者	災害時における帰宅困難者等の支援に関する協定	三井不動産(株)、(株)さっぽろテレビ塔	災害時における一時滞在施設の提供等	本部事務局	帰宅困難者	災害時における帰宅困難者等の支援に関する協定	三井不動産(株)、(株)さっぽろテレビ塔、 <u>(株) 福山倉庫、(株) 北陸銀行及び(株) 北海道銀行、第一生命保険 (株)、Silverado (同)</u>	災害時における一時滞在施設の提供等	本部事務局	
帰宅困難者	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>	帰宅困難者	<u>災害時における民間一時滞在施設としての協力に関する協定</u>	<u>(株) ホスピタリティオペレーションズ、(株) プリンホテル、(株) 第一ホテル、アパホテル (株)、(株) グランビスタホテル&リゾート札幌グランドホテル、(株) 京王プラザホテル札幌、プレミアホテル-TSUBAKI-札幌、(株) マイステイズ・ホテル・マネジメント、(株) グランビスタ ホテル&リゾート 札幌パークホテル、クロスホテルズ (株)、(株) ハマノホテルズ</u>	<u>災害時における旅行者の受け入れ等</u>	<u>経済観光部観光班</u>	
<u>帰宅困難者</u>	<u>災害時における帰宅困難者等の支援に関する協定</u>	<u>株式会社福山倉庫</u>	<u>災害時における一時滞在施設の提供等</u>	<u>本部事務局</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	

現 行					修正案					備考																				
<table><tr><td>帰宅困難者</td><td>災害時における帰宅困難者の支援に関する協定</td><td>大和リース株式会社<u>札幌</u>支店</td><td>災害時における一時滞在施設の提供等</td><td>教育部教育庶務班</td></tr></table>					帰宅困難者	災害時における帰宅困難者の支援に関する協定	大和リース株式会社 <u>札幌</u> 支店	災害時における一時滞在施設の提供等	教育部教育庶務班	<table><tr><td>帰宅困難者</td><td>災害時<u>等</u>における帰宅困難者の支援に関する協定</td><td>大和リース株式会社<u>北海道</u>支店</td><td>災害時における一時滞在施設の提供等</td><td>教育部教育庶務班</td></tr></table>					帰宅困難者	災害時 <u>等</u> における帰宅困難者の支援に関する協定	大和リース株式会社 <u>北海道</u> 支店	災害時における一時滞在施設の提供等	教育部教育庶務班	P163 協定締結先の名称変更に伴う修正										
帰宅困難者	災害時における帰宅困難者の支援に関する協定	大和リース株式会社 <u>札幌</u> 支店	災害時における一時滞在施設の提供等	教育部教育庶務班																										
帰宅困難者	災害時 <u>等</u> における帰宅困難者の支援に関する協定	大和リース株式会社 <u>北海道</u> 支店	災害時における一時滞在施設の提供等	教育部教育庶務班																										
<table><tr><td>種別</td><td>協定名</td><td>協定先</td><td>協定内容</td><td>要請担当部</td></tr><tr><td>復旧 ・ 復興</td><td><u>(新規)</u></td><td><u>(新規)</u></td><td><u>(新規)</u></td><td><u>(新規)</u></td></tr></table>					種別	協定名	協定先	協定内容	要請担当部	復旧 ・ 復興	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>	<table><tr><td>種別</td><td>協定名</td><td>協定先</td><td>協定内容</td><td>要請担当部</td></tr><tr><td>復旧 ・ 復興</td><td><u>災害時における住宅の早期復興に向けた協力に関する協定</u></td><td><u>独立行政法人住宅金融支援機構</u></td><td><u>災害発生時における住宅の早期復興の支援</u></td><td><u>都市部都市庶務班</u></td></tr></table>					種別	協定名	協定先	協定内容	要請担当部	復旧 ・ 復興	<u>災害時における住宅の早期復興に向けた協力に関する協定</u>	<u>独立行政法人住宅金融支援機構</u>	<u>災害発生時における住宅の早期復興の支援</u>	<u>都市部都市庶務班</u>	P164 協定締結に伴う修正
種別	協定名	協定先	協定内容	要請担当部																										
復旧 ・ 復興	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>																										
種別	協定名	協定先	協定内容	要請担当部																										
復旧 ・ 復興	<u>災害時における住宅の早期復興に向けた協力に関する協定</u>	<u>独立行政法人住宅金融支援機構</u>	<u>災害発生時における住宅の早期復興の支援</u>	<u>都市部都市庶務班</u>																										
第5節 消防活動 第1 消火活動 【業務マニュアル等】 (略)、札幌市消防団災害活動要綱、(略)					第5節 消防活動 第1 消火活動 【業務マニュアル等】 (略)、札幌市消防団災害活動<u>等</u>要綱、(略)					P166 文言修正																				
第6節 応急医療・救護 第1 応急救護体制 災害発生時には、各区の保健センター内に「応急救護センター」を設置し、医療情報の収集、医療班の編成・派遣等、区単位の医療対策を実施する。「応急救護センター」内には、「応急救護所」を設置し、発災現場から搬送された傷病者のトリアージ、応急手当等を行い、重症者を基幹病院等の医療機関に搬送する。また、必要に応じて近隣の学校等に「応急救護センター」の機能を補完する「応急救護サブセンター」を設置する。					第6節 応急医療・救護 第1 応急救護体制 災害発生時には、各区の保健センター内に「応急救護センター」を設置し、医療情報の収集、医療班の編成・派遣等、区単位の医療対策を実施する。「応急救護センター」内には、「応急救護所」を設置し、<u>主にウォークイン等で来所した軽症の傷病者</u>や発災現場から搬送された傷病者のトリアージ、応急手当等を行い、<u>中等症～</u>重症者を基幹病院等の医療機関に搬送する。また、必要に応じて近隣の学校等に「応急救護センター」の機能を補完する「応急救護サブセンター」を設置する。					P169 札幌市災害時医療救護活動計画の見直しにともなう修正																				

現 行	修正案	備考												
【災害時各施設の機能】 <table><tr><td>応急救護センター</td><td>(略)</td></tr><tr><td> 応急救護所</td><td>①傷病者のトリアージ ②重症者の災害時基幹病院等への搬送調整 ③軽症者の応急処置と受入医療機関の案内 ④要配慮者に対する保健活動及び避難所巡回による保健活動</td></tr><tr><td> 応急救護サブセンター</td><td>(略)</td></tr></table> 第7節 避難 第1 避難体制 【災害発生から避難所閉鎖までの流れ】	応急救護センター	(略)	応急救護所	①傷病者のトリアージ ②重症者の災害時基幹病院等への搬送調整 ③軽症者の応急処置と受入医療機関の案内 ④要配慮者に対する保健活動及び避難所巡回による保健活動	応急救護サブセンター	(略)	【災害時各施設の機能】 <table><tr><td>応急救護センター</td><td>(略)</td></tr><tr><td> 応急救護所</td><td>①傷病者のトリアージ ②中等症～重症者の災害時基幹病院等への搬送調整 ③軽症者の応急処置と受入医療機関の案内 ④要配慮者に対する保健活動及び避難所巡回による保健活動</td></tr><tr><td> 応急救護サブセンター</td><td>(略)</td></tr></table> 第7節 避難 第1 避難体制 【災害発生から避難所閉鎖までの流れ】	応急救護センター	(略)	応急救護所	①傷病者のトリアージ ②中等症～重症者の災害時基幹病院等への搬送調整 ③軽症者の応急処置と受入医療機関の案内 ④要配慮者に対する保健活動及び避難所巡回による保健活動	応急救護サブセンター	(略)	P170 札幌市災害時医療救護活動計画の見直しにともなう修正 P175 避難場所基本計画一部改定に伴う修正
応急救護センター	(略)													
応急救護所	①傷病者のトリアージ ②重症者の災害時基幹病院等への搬送調整 ③軽症者の応急処置と受入医療機関の案内 ④要配慮者に対する保健活動及び避難所巡回による保健活動													
応急救護サブセンター	(略)													
応急救護センター	(略)													
応急救護所	①傷病者のトリアージ ②中等症～重症者の災害時基幹病院等への搬送調整 ③軽症者の応急処置と受入医療機関の案内 ④要配慮者に対する保健活動及び避難所巡回による保健活動													
応急救護サブセンター	(略)													

現 行	修正案	備考																								
第2 避難所の運営 【避難所の運営】 【札幌市の対策】 <table><tr><th>災害の流れ</th><th>対策の目標</th><th>主な対策</th></tr><tr><td>地震発生 ↓ 24時間 ↓ 3～7日 ↓</td><td> - 避難場所を開設し、避難者の把握などの情報収集を行う。 </td><td> 指定緊急避難場所兼指定避難所（基幹）に市職員を配置する。 - 避難者数やニーズの把握を行う。 - 飲料水、食料、毛布などの必需品や仮設トイレ設置を要請する。 </td></tr><tr><td></td><td> - 避難所の環境整備、運営体制を確立する。 </td><td> 援助物資の受け入れ体制を整える。 - 自主運営組織の立ち上げ支援を行う。 </td></tr><tr><td></td><td> - 避難者による自主運営を確立する。 </td><td> - 要配慮者二次避難所（福祉避難所）を指定し、高齢者、障がいのある方などを移送す </td></tr></table>	災害の流れ	対策の目標	主な対策	地震発生 ↓ 24時間 ↓ 3～7日 ↓	避難場所を開設し、避難者の把握などの情報収集を行う。	指定緊急避難場所兼指定避難所（基幹）に市職員を配置する。 - 避難者数やニーズの把握を行う。 - 飲料水、食料、毛布などの必需品や仮設トイレ設置を要請する。		避難所の環境整備、運営体制を確立する。	援助物資の受け入れ体制を整える。 - 自主運営組織の立ち上げ支援を行う。		避難者による自主運営を確立する。	要配慮者二次避難所（福祉避難所）を指定し、高齢者、障がいのある方などを移送す	第2 避難所の運営 【避難所の運営】 【札幌市の対策】 <table><tr><th>災害の流れ</th><th>対策の目標</th><th>主な対策</th></tr><tr><td>地震発生 ↓ 24時間 ↓ 3～7日 ↓</td><td> - 避難場所を開設し、避難者の把握などの情報収集を行う。 </td><td> (削除) 指定避難所（基幹避難所）に市職員を配置する。 - 避難者数やニーズの把握を行う。 - 飲料水、食料、毛布などの必需品や仮設トイレ設置を要請する。 </td></tr><tr><td></td><td> - 避難所の環境整備、運営体制を確立する。 </td><td> 救援物資の受け入れ体制を整える。 - 自主運営組織の立ち上げ支援を行う。 </td></tr><tr><td></td><td> - 避難者による自主運営を確立する。 </td><td> - 要配慮者二次避難所（福祉避難所）を指定し、高齢者、障がいのある方などを移送す </td></tr></table>	災害の流れ	対策の目標	主な対策	地震発生 ↓ 24時間 ↓ 3～7日 ↓	避難場所を開設し、避難者の把握などの情報収集を行う。	(削除) 指定避難所（基幹避難所）に市職員を配置する。 - 避難者数やニーズの把握を行う。 - 飲料水、食料、毛布などの必需品や仮設トイレ設置を要請する。		避難所の環境整備、運営体制を確立する。	救援物資の受け入れ体制を整える。 - 自主運営組織の立ち上げ支援を行う。		避難者による自主運営を確立する。	要配慮者二次避難所（福祉避難所）を指定し、高齢者、障がいのある方などを移送す	P177 文言修正 P178 文言及び避難場所基本計画一部改定に伴う修正
災害の流れ	対策の目標	主な対策																								
地震発生 ↓ 24時間 ↓ 3～7日 ↓	避難場所を開設し、避難者の把握などの情報収集を行う。	指定緊急避難場所兼指定避難所（基幹）に市職員を配置する。 - 避難者数やニーズの把握を行う。 - 飲料水、食料、毛布などの必需品や仮設トイレ設置を要請する。																								
	避難所の環境整備、運営体制を確立する。	援助物資の受け入れ体制を整える。 - 自主運営組織の立ち上げ支援を行う。																								
	避難者による自主運営を確立する。	要配慮者二次避難所（福祉避難所）を指定し、高齢者、障がいのある方などを移送す																								
災害の流れ	対策の目標	主な対策																								
地震発生 ↓ 24時間 ↓ 3～7日 ↓	避難場所を開設し、避難者の把握などの情報収集を行う。	(削除) 指定避難所（基幹避難所）に市職員を配置する。 - 避難者数やニーズの把握を行う。 - 飲料水、食料、毛布などの必需品や仮設トイレ設置を要請する。																								
	避難所の環境整備、運営体制を確立する。	救援物資の受け入れ体制を整える。 - 自主運営組織の立ち上げ支援を行う。																								
	避難者による自主運営を確立する。	要配慮者二次避難所（福祉避難所）を指定し、高齢者、障がいのある方などを移送す																								

現 行	修正案	備考												
第8節 交通対策・緊急輸送 第3 輸送の確保 応急救援物資等は、ＪＲ、トラック、航空機、ヘリコプターによって、交通に便利な物資集配拠点に輸送する。物資集配拠点から避難場所等への輸送は、市有車両を使用するほか、協定を締結している輸送業者によって行う。 (略) 【応急救援物資等の輸送の流れ】  【札幌市の対策】 <table><tr><th>災害の流れ</th><th>対策の目標</th><th>主な対策</th></tr><tr><td>地震発生 ↓ 24 時間 ↓ 7 日 ↓</td><td> ・傷病者、医薬品、備蓄物資等を輸送する。 ・食料・水・生活必需品を輸送する。 ・復旧作業のための人員・資機材を輸送する。 </td><td> ・緊急通行車両の確認手続を行う。 ・ヘリポートを開設する。 ・輸送業者等に応援を要請する。 ・物資集配拠点を設置する。 ・緊急輸送道路を確保する。 ・輸送車両等を確保する。 ・輸送する物資・人員に応じた輸送の計画を策定する。 </td></tr></table>	災害の流れ	対策の目標	主な対策	地震発生 ↓ 24 時間 ↓ 7 日 ↓	・傷病者、医薬品、備蓄物資等を輸送する。 ・食料・水・生活必需品を輸送する。 ・復旧作業のための人員・資機材を輸送する。	・緊急通行車両の確認手続を行う。 ・ヘリポートを開設する。 ・輸送業者等に応援を要請する。 ・物資集配拠点を設置する。 ・緊急輸送道路を確保する。 ・輸送車両等を確保する。 ・輸送する物資・人員に応じた輸送の計画を策定する。	第8節 交通対策・緊急輸送 第3 輸送の確保 救援物資等は、ＪＲ、トラック、航空機、ヘリコプターによって、交通に便利な物資集積拠点に輸送する。物資集積拠点から避難場所等への輸送は、市有車両を使用するほか、協定を締結している輸送業者によって行う。 (略) 【(削除) 救援物資等の輸送の流れ】  【札幌市の対策】 <table><tr><th>災害の流れ</th><th>対策の目標</th><th>主な対策</th></tr><tr><td>地震発生 ↓ 24 時間 ↓ 7 日 ↓</td><td> ・傷病者、医薬品、備蓄物資等を輸送する。 ・食料・水・生活必需品を輸送する。 ・復旧作業のための人員・資機材を輸送する。 </td><td> ・緊急通行車両の確認手続を行う。 ・ヘリポートを開設する。 ・輸送業者等に応援を要請する。 ・物資集積拠点を設置する。 ・緊急輸送道路を確保する。 ・輸送車両等を確保する。 ・輸送する物資・人員に応じた輸送の計画を策定する。 </td></tr></table>	災害の流れ	対策の目標	主な対策	地震発生 ↓ 24 時間 ↓ 7 日 ↓	・傷病者、医薬品、備蓄物資等を輸送する。 ・食料・水・生活必需品を輸送する。 ・復旧作業のための人員・資機材を輸送する。	・緊急通行車両の確認手続を行う。 ・ヘリポートを開設する。 ・輸送業者等に応援を要請する。 ・物資集積拠点を設置する。 ・緊急輸送道路を確保する。 ・輸送車両等を確保する。 ・輸送する物資・人員に応じた輸送の計画を策定する。	P182 文言及び施設愛称の変更に伴う修正
災害の流れ	対策の目標	主な対策												
地震発生 ↓ 24 時間 ↓ 7 日 ↓	・傷病者、医薬品、備蓄物資等を輸送する。 ・食料・水・生活必需品を輸送する。 ・復旧作業のための人員・資機材を輸送する。	・緊急通行車両の確認手続を行う。 ・ヘリポートを開設する。 ・輸送業者等に応援を要請する。 ・物資集配拠点を設置する。 ・緊急輸送道路を確保する。 ・輸送車両等を確保する。 ・輸送する物資・人員に応じた輸送の計画を策定する。												
災害の流れ	対策の目標	主な対策												
地震発生 ↓ 24 時間 ↓ 7 日 ↓	・傷病者、医薬品、備蓄物資等を輸送する。 ・食料・水・生活必需品を輸送する。 ・復旧作業のための人員・資機材を輸送する。	・緊急通行車両の確認手続を行う。 ・ヘリポートを開設する。 ・輸送業者等に応援を要請する。 ・物資集積拠点を設置する。 ・緊急輸送道路を確保する。 ・輸送車両等を確保する。 ・輸送する物資・人員に応じた輸送の計画を策定する。												

現 行			修正案			備考
第9節 生活救援			第9節 生活救援			P183 協定締結企業の記載、 協定終了に伴う修正 及び文言修正等
この節の対策を担当する機関			この節の対策を担当する機関			
この節の対策	主管部班	関係機関・団体	この節の対策	主管部班	関係機関・団体	
第2 <u>応急救援備蓄物資</u> の供給	市民文化部市民文化庶務班、経済観光部経済庶務班、経済観光部市場班、区本部避難所班、保健福祉部保健福祉庶務班	イオン北海道㈱、生活協同組合コープさっぽろ、㈱伊藤園、 <u>(同)西友</u> 、(略)、(一社)札幌地区トラック協会、日本通運㈱札幌支店、 <u>北海道</u> 、ヤマト運輸㈱札幌主管支店、佐川急便㈱北海道支店	第2 <u>(削除)</u> 備蓄物資の供給	市民文化部市民文化庶務班、経済観光部経済庶務班、経済観光部市場班、区本部避難所班、保健福祉部保健福祉庶務班	イオン北海道㈱、生活協同組合コープさっぽろ、㈱伊藤園、 <u>(削除)</u> 、(略)、 <u>㈱東光ストア</u> 、(一社)札幌地区トラック協会、日本通運㈱札幌支店、 <u>(削除)</u> 、ヤマト運輸㈱札幌主管支店、佐川急便㈱北海道支店、 <u>(一社)AZ-COM 丸和・支援ネットワーク、北海道福山通運㈱札幌支店、アート引越センター(株)、札幌倉庫協会</u>	
第3 <u>応急</u> 救援物資等の受入れ・供給	経済観光部経済庶務班、市民文化部市民文化庶務班、区本部避難所班、区本部救援班、保健福祉部保健福祉庶務班	(一社)札幌地区トラック協会、日本通運(株)札幌支店、社会福祉協議会、ボランティア団体、ヤマト運輸㈱札幌主管支店、佐川急便㈱北海道支店	第3 <u>(削除)</u> 救援物資等の受入れ・供給	経済観光部経済庶務班、市民文化部市民文化庶務班、区本部避難所班、区本部救援班、保健福祉部保健福祉庶務班	(一社)札幌地区トラック協会、日本通運 <u>株</u> 札幌支店、社会福祉協議会、ボランティア団体、ヤマト運輸㈱札幌主管支店、佐川急便㈱北海道支店、 <u>(一社)AZ-COM 丸和・支援ネットワーク、北海道福山通運㈱札幌支店、アート引越センター(株)、札幌倉庫協会</u>	

現 行	修正案	備考																																																
この節の対策で想定される事態と課題 ○国等からのプッシュ型の物資支援について、迅速かつ適切に被災者に届ける必要がある。特に、<u>物資集配拠点</u>から避難所までのラストマイル輸送の早期確立が重要となる。 第1 飲料水や生活水の供給 【水の確保状況】 <table><tr><td>緊急貯水槽</td><td>42か所</td><td>6,500m³</td><td>約72万人分(3リットル/人日、3日間)</td></tr><tr><td>緊急時給水管路</td><td>2か所</td><td>1,950m³</td><td>約22万人分(3リットル/人日、3日間)</td></tr><tr><td>緊急遮断弁付き配水池</td><td>20か所</td><td>98,700m³</td><td>約71万人分(20リットル/人日、7日間)</td></tr><tr><td>白川第3送水管</td><td>4か所</td><td>26,900m³</td><td>約19万人分(20リットル/人日、7日間)</td></tr><tr><td colspan="4">(令和<u>4</u>年度末時点)</td></tr><tr><td>災害応急用協力井戸</td><td><u>490</u>か所</td><td>(生活用水)</td><td>(令和<u>5年3月</u>末時点)</td></tr></table>	緊急貯水槽	42か所	6,500m ³	約72万人分(3リットル/人日、3日間)	緊急時給水管路	2か所	1,950m ³	約22万人分(3リットル/人日、3日間)	緊急遮断弁付き配水池	20か所	98,700m ³	約71万人分(20リットル/人日、7日間)	白川第3送水管	4か所	26,900m ³	約19万人分(20リットル/人日、7日間)	(令和 <u>4</u> 年度末時点)				災害応急用協力井戸	<u>490</u> か所	(生活用水)	(令和 <u>5年3月</u> 末時点)	この節の対策で想定される事態と課題 ○国等からのプッシュ型の物資支援について、迅速かつ適切に被災者に届ける必要がある。特に、<u>物資集積拠点</u>から避難所までのラストマイル輸送の早期確立が重要となる。 第1 飲料水や生活水の供給 【水の確保状況】 <table><tr><td>緊急貯水槽</td><td>42か所</td><td>6,500m³</td><td>約72万人分(3リットル/人日、3日間)</td></tr><tr><td>緊急時給水管路</td><td>2か所</td><td>1,950m³</td><td>約22万人分(3リットル/人日、3日間)</td></tr><tr><td>緊急遮断弁付き配水池</td><td>20か所</td><td>98,700m³</td><td>約71万人分(20リットル/人日、7日間)</td></tr><tr><td>白川第3送水管</td><td>4か所</td><td>26,900m³</td><td>約19万人分(20リットル/人日、7日間)</td></tr><tr><td colspan="4">(令和<u>5</u>年度末時点)</td></tr><tr><td>災害応急用協力井戸</td><td><u>473</u>か所</td><td>(生活用水)</td><td>(令和<u>6年11月</u>末時点)</td></tr></table>	緊急貯水槽	42か所	6,500m ³	約72万人分(3リットル/人日、3日間)	緊急時給水管路	2か所	1,950m ³	約22万人分(3リットル/人日、3日間)	緊急遮断弁付き配水池	20か所	98,700m ³	約71万人分(20リットル/人日、7日間)	白川第3送水管	4か所	26,900m ³	約19万人分(20リットル/人日、7日間)	(令和 <u>5</u> 年度末時点)				災害応急用協力井戸	<u>473</u> か所	(生活用水)	(令和 <u>6年11月</u> 末時点)	P184 文言及び時点修正
緊急貯水槽	42か所	6,500m ³	約72万人分(3リットル/人日、3日間)																																															
緊急時給水管路	2か所	1,950m ³	約22万人分(3リットル/人日、3日間)																																															
緊急遮断弁付き配水池	20か所	98,700m ³	約71万人分(20リットル/人日、7日間)																																															
白川第3送水管	4か所	26,900m ³	約19万人分(20リットル/人日、7日間)																																															
(令和 <u>4</u> 年度末時点)																																																		
災害応急用協力井戸	<u>490</u> か所	(生活用水)	(令和 <u>5年3月</u> 末時点)																																															
緊急貯水槽	42か所	6,500m ³	約72万人分(3リットル/人日、3日間)																																															
緊急時給水管路	2か所	1,950m ³	約22万人分(3リットル/人日、3日間)																																															
緊急遮断弁付き配水池	20か所	98,700m ³	約71万人分(20リットル/人日、7日間)																																															
白川第3送水管	4か所	26,900m ³	約19万人分(20リットル/人日、7日間)																																															
(令和 <u>5</u> 年度末時点)																																																		
災害応急用協力井戸	<u>473</u> か所	(生活用水)	(令和 <u>6年11月</u> 末時点)																																															

現 行	修正案	備考								
第2 <u>応急救援</u> 備蓄物資の供給 <u>食料</u>及び生活必需品等の物資の供給は、これらの確保が困難な者を対象とする。 <u>食料</u>は、<u>都市備蓄の食料</u>のほか、流通備蓄等によって弁当・パン・牛乳等、自衛隊やボランティアの協力による避難場所等での炊き出しにより供給する。(略) 【食料確保の状況】 <table><tr><td>家庭備蓄</td><td>当初の食料</td></tr><tr><td>都市備蓄</td><td>緊急的な供給</td></tr><tr><td>流通備蓄</td><td>避難場所へ</td></tr><tr><td>広域備蓄</td><td>炊き出し用</td></tr></table> 【備蓄品の供給】 【物資供給システム】	家庭備蓄	当初の食料	都市備蓄	緊急的な供給	流通備蓄	避難場所へ	広域備蓄	炊き出し用	第2 <u>(削除)</u> 備蓄物資の供給 <u>食糧</u>及び生活必需品等の物資の供給は、これらの確保が困難な者を対象とする。 <u>食糧</u>は、<u>備蓄物資</u>のほか、流通備蓄等によって弁当・パン・牛乳等、自衛隊やボランティアの協力による避難場所等での炊き出しにより供給する。(略) <u>(削除)</u> 【備蓄物資の供給】 【物資供給システム】	P185 文言及び図の修正
家庭備蓄	当初の食料									
都市備蓄	緊急的な供給									
流通備蓄	避難場所へ									
広域備蓄	炊き出し用									

現 行			修正案			備考												
【札幌市の対策】 <table><tr><th>災害の流れ</th><th>対策の目標</th><th>主な対策</th></tr><tr><td>地震発生  24 時間  3 日 </td><td> ・市が備蓄している食料品を避難所に供給する。 ・2 日 6 食を供給する。 ・避難所のニーズを反映した食料・生活必需品を供給する。 </td><td> ・避難所と避難者数、緊急輸送道路、ライフラインの状況等を把握する。 ・協定各社へ物資を発注し、物資搬送を要請する。 ・食料・生活必需品を避難所に供給する。 ・避難所での物資ニーズを調査する。 ・食料・生活必需品を被災者に供給する。 ・マスコミを通じて全国に義援品を要請する。 </td></tr></table>			災害の流れ	対策の目標	主な対策	地震発生  24 時間  3 日 	・市が備蓄している食料品を避難所に供給する。 ・2 日 6 食を供給する。 ・避難所のニーズを反映した食料・生活必需品を供給する。	・避難所と避難者数、緊急輸送道路、ライフラインの状況等を把握する。 ・協定各社へ物資を発注し、物資搬送を要請する。 ・食料・生活必需品を避難所に供給する。 ・避難所での物資ニーズを調査する。 ・食料・生活必需品を被災者に供給する。 ・マスコミを通じて全国に義援品を要請する。	【札幌市の対策】 <table><tr><th>災害の流れ</th><th>対策の目標</th><th>主な対策</th></tr><tr><td>地震発生  24 時間  3 日 </td><td> ・市が備蓄している食糧を避難所に供給する。 ・2 日 6 食を供給する。 ・避難所のニーズを反映した食糧・生活必需品を供給する。 </td><td> ・避難所と避難者数、緊急輸送道路、ライフラインの状況等を把握する。 ・協定各社へ物資を発注し、物資搬送を要請する。 ・食糧・生活必需品を避難所に供給する。 ・避難所での物資ニーズを調査する。 ・食糧・生活必需品を被災者に供給する。 ・マスコミを通じて全国に義援物資を要請する。 </td></tr></table>			災害の流れ	対策の目標	主な対策	地震発生  24 時間  3 日 	・市が備蓄している食糧を避難所に供給する。 ・2 日 6 食を供給する。 ・避難所のニーズを反映した食糧・生活必需品を供給する。	・避難所と避難者数、緊急輸送道路、ライフラインの状況等を把握する。 ・協定各社へ物資を発注し、物資搬送を要請する。 ・食糧・生活必需品を避難所に供給する。 ・避難所での物資ニーズを調査する。 ・食糧・生活必需品を被災者に供給する。 ・マスコミを通じて全国に義援物資を要請する。	P187 文言及び施設愛称の変更等に伴う修正
災害の流れ	対策の目標	主な対策																
地震発生  24 時間  3 日 	・市が備蓄している食料品を避難所に供給する。 ・2 日 6 食を供給する。 ・避難所のニーズを反映した食料・生活必需品を供給する。	・避難所と避難者数、緊急輸送道路、ライフラインの状況等を把握する。 ・協定各社へ物資を発注し、物資搬送を要請する。 ・食料・生活必需品を避難所に供給する。 ・避難所での物資ニーズを調査する。 ・食料・生活必需品を被災者に供給する。 ・マスコミを通じて全国に義援品を要請する。																
災害の流れ	対策の目標	主な対策																
地震発生  24 時間  3 日 	・市が備蓄している食糧を避難所に供給する。 ・2 日 6 食を供給する。 ・避難所のニーズを反映した食糧・生活必需品を供給する。	・避難所と避難者数、緊急輸送道路、ライフラインの状況等を把握する。 ・協定各社へ物資を発注し、物資搬送を要請する。 ・食糧・生活必需品を避難所に供給する。 ・避難所での物資ニーズを調査する。 ・食糧・生活必需品を被災者に供給する。 ・マスコミを通じて全国に義援物資を要請する。																
第3 <u>応急</u> 救援物資等の受入れ・供給 <u>応急</u> 救援物資や<u>義援品</u>の供給要請を行う場合は、必要な品目の特定や物資の受入れのルール化を行い、プッシュ型、プル型など政府に要請を行う。要請により集まる物資は、トラック、鉄道、航空機によって運搬され、<u>農試公園</u>・<u>札幌ドーム</u>・つどいむ等の<u>物資集配拠点(物資集積・配送センター)</u>に保管し、本部からの指令により各避難所等へ供給される。 <u>物資集積・配送センター</u>では、ボランティア等の協力を得ながら救援物資の受入れ・整理・保管等の作業を行う。 (略)							第3 <u>(削除)</u> 救援物資等の受入れ・供給 <u>(削除)</u> 救援物資や<u>義援物資</u>の供給要請を行う場合は、必要な品目の特定や物資の受入れのルール化を行い、<u>災害発生後の時間経過に応じて</u>、プッシュ型、プル型など政府に要請を行う。要請により集まる物資は、トラック、鉄道、航空機によって運搬され、<u>農試公園ツインキャップ</u>・<u>大和ハウス プレミストドーム</u>・つどいむ等の<u>物資集積拠点</u>に保管し、本部からの指令により各避難所等へ供給される。 <u>物資集積拠点</u>では、<u>協定を締結している拠点運営事業者</u>やボランティア等の協力を得ながら救援物資の受入れ・整理・保管等の作業を行う。 (略)											

現 行	修正案	備考																																				
第12節 ライフラインの応急対策 <table><tr><th colspan="3">この節の対策を担当する機関</th></tr><tr><th>この節の対策</th><th>主管部班</th><th>関係機関・団体</th></tr><tr><td>第6 電話施設の対策</td><td>東日本電信電話(株)北海道事業部、KDD I (株) <u>北海道総支社</u>、ソフトバンク(株)</td><td></td></tr><tr><td>第7 移動通信施設の対策</td><td>(株)NTTドコモ北海道支社、KDD I (株) <u>北海道総支社</u>、ソフトバンク(株)</td><td></td></tr></table> 第1 上水道施設の対策 【札幌市の対策】 <table><tr><th>災害の流れ</th><th>対策の目標</th><th>主な対策</th></tr><tr><td>地震発生 ↓ 24時間 ↓ 28日 (冬季42日)</td><td> ・施設の点検と応急措置を行い、被害状況の把握、応急復旧活動体制を確立する。 ・応急復旧作業を開始し <u>28</u> 日(冬季は <u>42</u> 日)以内を目標に順次復旧を進める。 ・本復旧を開始する。 </td><td> ・水道給水対策本部(水道部)を設置する。 ・現地災害対策本部(管路、施設部門)を設置する。 ・施設の点検、応急措置、被害状況を把握する。 ・水道事業者等へ応援要請を行う。 ・水道復旧作業の基本方針を策定する。 ・応援を受け入れる。 ・復旧作業を開始する(情報提供、作業区域の設定、資材等の確保)。 ・仮設給水栓を設置する。 ・地下漏水調査及び復旧を行う。 ・本復旧を開始する。 </td></tr></table>	この節の対策を担当する機関			この節の対策	主管部班	関係機関・団体	第6 電話施設の対策	東日本電信電話(株)北海道事業部、KDD I (株) <u>北海道総支社</u> 、ソフトバンク(株)		第7 移動通信施設の対策	(株)NTTドコモ北海道支社、KDD I (株) <u>北海道総支社</u> 、ソフトバンク(株)		災害の流れ	対策の目標	主な対策	地震発生 ↓ 24時間 ↓ 28日 (冬季42日)	・施設の点検と応急措置を行い、被害状況の把握、応急復旧活動体制を確立する。 ・応急復旧作業を開始し <u>28</u> 日(冬季は <u>42</u> 日)以内を目標に順次復旧を進める。 ・本復旧を開始する。	・水道給水対策本部(水道部)を設置する。 ・現地災害対策本部(管路、施設部門)を設置する。 ・施設の点検、応急措置、被害状況を把握する。 ・水道事業者等へ応援要請を行う。 ・水道復旧作業の基本方針を策定する。 ・応援を受け入れる。 ・復旧作業を開始する(情報提供、作業区域の設定、資材等の確保)。 ・仮設給水栓を設置する。 ・地下漏水調査及び復旧を行う。 ・本復旧を開始する。	第12節 ライフラインの応急対策 <table><tr><th colspan="3">この節の対策を担当する機関</th></tr><tr><th>この節の対策</th><th>主管部班</th><th>関係機関・団体</th></tr><tr><td>第6 電話施設の対策</td><td>東日本電信電話(株)北海道事業部、KDD I (株) <u>(削除)</u>、ソフトバンク(株)</td><td></td></tr><tr><td>第7 移動通信施設の対策</td><td>(株)NTTドコモ北海道支社、KDD I (株) <u>(削除)</u>、ソフトバンク(株) <u>、楽天モバイル(株)</u></td><td></td></tr></table> 第1 上水道施設の対策 【札幌市の対策】 <table><tr><th>災害の流れ</th><th>対策の目標</th><th>主な対策</th></tr><tr><td>地震発生 ↓ 24時間 ↓ <u>19</u>日 (冬季<u>27</u>日)</td><td> ・施設の点検と応急措置を行い、被害状況の把握、応急復旧活動体制を確立する。 ・応急復旧作業を開始し <u>19</u> 日(冬季は <u>27</u> 日)以内を目標に順次復旧を進める。 ・本復旧を開始する。 </td><td> ・水道給水対策本部(水道部)を設置する。 ・現地災害対策本部(管路、施設部門)を設置する。 ・施設の点検、応急措置、被害状況を把握する。 ・水道事業者等へ応援要請を行う。 ・水道復旧作業の基本方針を策定する。 ・応援を受け入れる。 ・復旧作業を開始する(情報提供、作業区域の設定、資材等の確保)。 ・仮設給水栓を設置する。 ・地下漏水調査及び復旧を行う。 ・本復旧を開始する。 </td></tr></table>	この節の対策を担当する機関			この節の対策	主管部班	関係機関・団体	第6 電話施設の対策	東日本電信電話(株)北海道事業部、KDD I (株) <u>(削除)</u> 、ソフトバンク(株)		第7 移動通信施設の対策	(株)NTTドコモ北海道支社、KDD I (株) <u>(削除)</u> 、ソフトバンク(株) <u>、楽天モバイル(株)</u>		災害の流れ	対策の目標	主な対策	地震発生 ↓ 24時間 ↓ <u>19</u> 日 (冬季 <u>27</u> 日)	・施設の点検と応急措置を行い、被害状況の把握、応急復旧活動体制を確立する。 ・応急復旧作業を開始し <u>19</u> 日(冬季は <u>27</u> 日)以内を目標に順次復旧を進める。 ・本復旧を開始する。	・水道給水対策本部(水道部)を設置する。 ・現地災害対策本部(管路、施設部門)を設置する。 ・施設の点検、応急措置、被害状況を把握する。 ・水道事業者等へ応援要請を行う。 ・水道復旧作業の基本方針を策定する。 ・応援を受け入れる。 ・復旧作業を開始する(情報提供、作業区域の設定、資材等の確保)。 ・仮設給水栓を設置する。 ・地下漏水調査及び復旧を行う。 ・本復旧を開始する。	P196 文言及び防災関係機関の追加の伴う修正 P197 札幌市水道局地震対策基本計画の改定に伴う修正
この節の対策を担当する機関																																						
この節の対策	主管部班	関係機関・団体																																				
第6 電話施設の対策	東日本電信電話(株)北海道事業部、KDD I (株) <u>北海道総支社</u> 、ソフトバンク(株)																																					
第7 移動通信施設の対策	(株)NTTドコモ北海道支社、KDD I (株) <u>北海道総支社</u> 、ソフトバンク(株)																																					
災害の流れ	対策の目標	主な対策																																				
地震発生 ↓ 24時間 ↓ 28日 (冬季42日)	・施設の点検と応急措置を行い、被害状況の把握、応急復旧活動体制を確立する。 ・応急復旧作業を開始し <u>28</u> 日(冬季は <u>42</u> 日)以内を目標に順次復旧を進める。 ・本復旧を開始する。	・水道給水対策本部(水道部)を設置する。 ・現地災害対策本部(管路、施設部門)を設置する。 ・施設の点検、応急措置、被害状況を把握する。 ・水道事業者等へ応援要請を行う。 ・水道復旧作業の基本方針を策定する。 ・応援を受け入れる。 ・復旧作業を開始する(情報提供、作業区域の設定、資材等の確保)。 ・仮設給水栓を設置する。 ・地下漏水調査及び復旧を行う。 ・本復旧を開始する。																																				
この節の対策を担当する機関																																						
この節の対策	主管部班	関係機関・団体																																				
第6 電話施設の対策	東日本電信電話(株)北海道事業部、KDD I (株) <u>(削除)</u> 、ソフトバンク(株)																																					
第7 移動通信施設の対策	(株)NTTドコモ北海道支社、KDD I (株) <u>(削除)</u> 、ソフトバンク(株) <u>、楽天モバイル(株)</u>																																					
災害の流れ	対策の目標	主な対策																																				
地震発生 ↓ 24時間 ↓ <u>19</u> 日 (冬季 <u>27</u> 日)	・施設の点検と応急措置を行い、被害状況の把握、応急復旧活動体制を確立する。 ・応急復旧作業を開始し <u>19</u> 日(冬季は <u>27</u> 日)以内を目標に順次復旧を進める。 ・本復旧を開始する。	・水道給水対策本部(水道部)を設置する。 ・現地災害対策本部(管路、施設部門)を設置する。 ・施設の点検、応急措置、被害状況を把握する。 ・水道事業者等へ応援要請を行う。 ・水道復旧作業の基本方針を策定する。 ・応援を受け入れる。 ・復旧作業を開始する(情報提供、作業区域の設定、資材等の確保)。 ・仮設給水栓を設置する。 ・地下漏水調査及び復旧を行う。 ・本復旧を開始する。																																				

現 行	修正案	備考												
第4 都市ガス施設の対策 【北海道ガス(株)の対策】 <table> <tr> <th>災害の流れ</th><th>対策の目標</th><th>主な対策</th></tr> <tr> <td>地震発生 ↓ 24時間 ↓ 3日 ↓</td><td> - 緊急措置により二次災害を防止し、供給継続地区の安全確保を行う。 - ガス供給停止地区の安全確保及び安全区域でガス供給を行う。 - 早期復旧を目指して復旧作業を開始する。 </td><td> - 非常災害対策本部を設置する。 - 緊急巡回点検を行う。 - 被害地区のガス供給を停止する。 - 安全区域を確認し、ガスを供給する。 - 復旧工事を開始する - 応援隊の受入と支援を行う。 <u>優先度の高い需要家に移動式ガス設備、カセットコンロ、ボンベで供給する。</u> </td></tr> </table>	災害の流れ	対策の目標	主な対策	地震発生 ↓ 24時間 ↓ 3日 ↓	- 緊急措置により二次災害を防止し、供給継続地区の安全確保を行う。 - ガス供給停止地区の安全確保及び安全区域でガス供給を行う。 - 早期復旧を目指して復旧作業を開始する。	- 非常災害対策本部を設置する。 - 緊急巡回点検を行う。 - 被害地区のガス供給を停止する。 - 安全区域を確認し、ガスを供給する。 - 復旧工事を開始する - 応援隊の受入と支援を行う。 <u>優先度の高い需要家に移動式ガス設備、カセットコンロ、ボンベで供給する。</u>	第4 都市ガス施設の対策 【北海道ガス(株)の対策】 <table> <tr> <th>災害の流れ</th><th>対策の目標</th><th>主な対策</th></tr> <tr> <td>地震発生 ↓ 24時間 ↓ 3日 ↓</td><td> - 緊急措置により二次災害を防止し、供給継続地区の安全確保を行う。 - ガス供給停止地区の安全確保及び安全区域でガス供給を行う。 - 早期復旧を目指して復旧作業を開始する。 </td><td> - 非常災害対策本部を設置する。 - 緊急巡回点検を行う。 - 被害地区のガス供給を停止する。 - 安全区域を確認し、ガスを供給する。 - 復旧工事を開始する - 応援隊の受入と支援を行う。 <u>優先度の高い需要家を優先し復旧を行う。</u> <u>復旧状況をHP・SNSにて公開する。</u> </td></tr> </table>	災害の流れ	対策の目標	主な対策	地震発生 ↓ 24時間 ↓ 3日 ↓	- 緊急措置により二次災害を防止し、供給継続地区の安全確保を行う。 - ガス供給停止地区の安全確保及び安全区域でガス供給を行う。 - 早期復旧を目指して復旧作業を開始する。	- 非常災害対策本部を設置する。 - 緊急巡回点検を行う。 - 被害地区のガス供給を停止する。 - 安全区域を確認し、ガスを供給する。 - 復旧工事を開始する - 応援隊の受入と支援を行う。 <u>優先度の高い需要家を優先し復旧を行う。</u> <u>復旧状況をHP・SNSにて公開する。</u>	P200 職務内容に即した文言修正
災害の流れ	対策の目標	主な対策												
地震発生 ↓ 24時間 ↓ 3日 ↓	- 緊急措置により二次災害を防止し、供給継続地区の安全確保を行う。 - ガス供給停止地区の安全確保及び安全区域でガス供給を行う。 - 早期復旧を目指して復旧作業を開始する。	- 非常災害対策本部を設置する。 - 緊急巡回点検を行う。 - 被害地区のガス供給を停止する。 - 安全区域を確認し、ガスを供給する。 - 復旧工事を開始する - 応援隊の受入と支援を行う。 <u>優先度の高い需要家に移動式ガス設備、カセットコンロ、ボンベで供給する。</u>												
災害の流れ	対策の目標	主な対策												
地震発生 ↓ 24時間 ↓ 3日 ↓	- 緊急措置により二次災害を防止し、供給継続地区の安全確保を行う。 - ガス供給停止地区の安全確保及び安全区域でガス供給を行う。 - 早期復旧を目指して復旧作業を開始する。	- 非常災害対策本部を設置する。 - 緊急巡回点検を行う。 - 被害地区のガス供給を停止する。 - 安全区域を確認し、ガスを供給する。 - 復旧工事を開始する - 応援隊の受入と支援を行う。 <u>優先度の高い需要家を優先し復旧を行う。</u> <u>復旧状況をHP・SNSにて公開する。</u>												
第6 電話施設の対策 KDD I (株) <u>北海道総支社</u>では、発生した災害の規模に合わせ災害対策本部を設置し、通信の確保と施設の早期復旧に務めるものとする。 (略) 【KDD I (株) <u>北海道総支社</u>の対策】	第6 電話施設の対策 KDD I (株) <u>(削除)</u>では、発生した災害の規模に合わせ災害対策本部を設置し、通信の確保と施設の早期復旧に務めるものとする。 (略) 【KDD I (株) <u>(削除)</u>の対策】	P203 文言修正												
第7 移動通信施設の対策 (略) KDD I (株) <u>北海道総支社</u>及びソフトバンク(株)は、第6項と同様の対策に努める。	第7 移動通信施設の対策 (略) KDD I (株) <u>(削除)</u>及びソフトバンク(株)は、第6項と同様の対策に努める。	P205 文言修正												

現 行	修正案	備考
第14節 防疫・清掃・環境対策 第6 水質汚濁・大気汚染対策 (略) これらの対策として、有害物質等を保管する事業所の被災状況を確認するとともに、<u>各事業者が事前に作成している自主管理マニュアルに従い</u>、流出防止・回収等の対策を実施するよう指示する。また、アスベストの飛散防止対策の実施、建築物所有者への指導等を行う。 (略) 第16節 応急教育対策 この節の対策で想定される事態と課題 ○災害により、心身に様々なストレス反応を生じる児童・生徒が多発する。スクールカウンセラー<u>やソーシャルワーカー等と連携した児童・生徒のカウンセリングや面談等の心のケアが</u>必要となる。 第17節 ボランティア活動 第2 災害ボランティアへの支援 【ボランティア活動支援のイメージ図】 避難場所 <u>物資集配拠点</u>	第14節 防疫・清掃・環境対策 第6 水質汚濁・大気汚染対策 (略) これらの対策として、有害物質等を保管する事業所の被災状況を確認するとともに、<u>漏出が確認された場合には</u>、流出防止・回収等の対策を実施するよう指示する。また、アスベストの飛散防止対策の実施、建築物所有者への指導等を行う。 (略) 第16節 応急教育対策 この節の対策で想定される事態と課題 ○災害により、心身に様々なストレス反応を生じる児童生徒が多発する。スクールカウンセラー<u>の児童生徒のカウンセリングによる心のケアや、スクールソーシャルワーカーによる児童生徒が置かれている環境への働きかけ等、専門家との連携が</u>必要となる。 第17節 ボランティア活動 第2 災害ボランティアへの支援 【ボランティア活動支援のイメージ図】 避難場所 <u>物資集積拠点</u>	P218 実態に即した文言修正 P224 職務内容に即した文言修正 P228 文言修正

現 行	修正案	備考												
第4章 第4節 災害復旧事業の推進 第2 その他の法律等による災害復旧事業 <table><tr><th>根拠法令</th><th>財政援助を受ける事業等</th><th>所管省</th></tr><tr><td>水道法</td><td>上水道施設の復旧事業</td><td>厚生労働省</td></tr></table>	根拠法令	財政援助を受ける事業等	所管省	水道法	上水道施設の復旧事業	厚生労働省	第4章 第4節 災害復旧事業の推進 第2 その他の法律等による災害復旧事業 <table><tr><th>根拠法令</th><th>財政援助を受ける事業等</th><th>所管省</th></tr><tr><td>水道法</td><td>上水道施設の復旧事業</td><td>国土交通省</td></tr></table>	根拠法令	財政援助を受ける事業等	所管省	水道法	上水道施設の復旧事業	国土交通省	P241 所管省移管による修正
根拠法令	財政援助を受ける事業等	所管省												
水道法	上水道施設の復旧事業	厚生労働省												
根拠法令	財政援助を受ける事業等	所管省												
水道法	上水道施設の復旧事業	国土交通省												

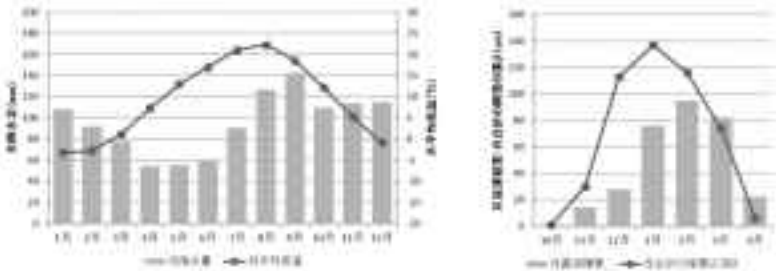
風水害対策編

現 行	修正案	備考
第4 風水害応急活動 1 水防活動体制 札幌市は、注意報・警報等の気象情報や雨量・河川水位データなどから必要なときは、警戒配備等を行う。 さらに、浸水などの被害が発生するおそれがある場合には、災害対策本部を設置し必要な応急活動を実施する。 <u>(新規)</u>	第4 風水害応急活動 1 水防活動体制 札幌市は、注意報・警報等の気象情報や雨量・河川水位データなどから必要なときは、警戒配備等を行う。 さらに、浸水などの被害が発生するおそれがある場合には、災害対策本部を設置し必要な応急活動を実施する。 <u>避難情報の発令や災害応急対応等の水防活動における判断の高度化・迅速化のため、最新の気象予報技術の利活用等を進める。</u>	P5 デジタル技術の活用に係る修正

風水害対策編

(土砂災害対策)

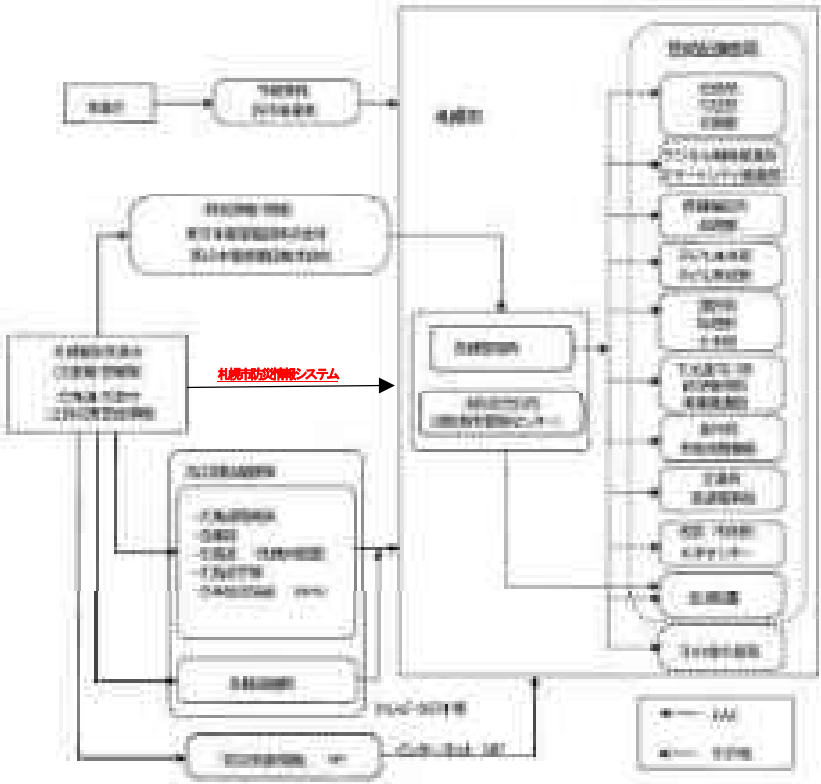
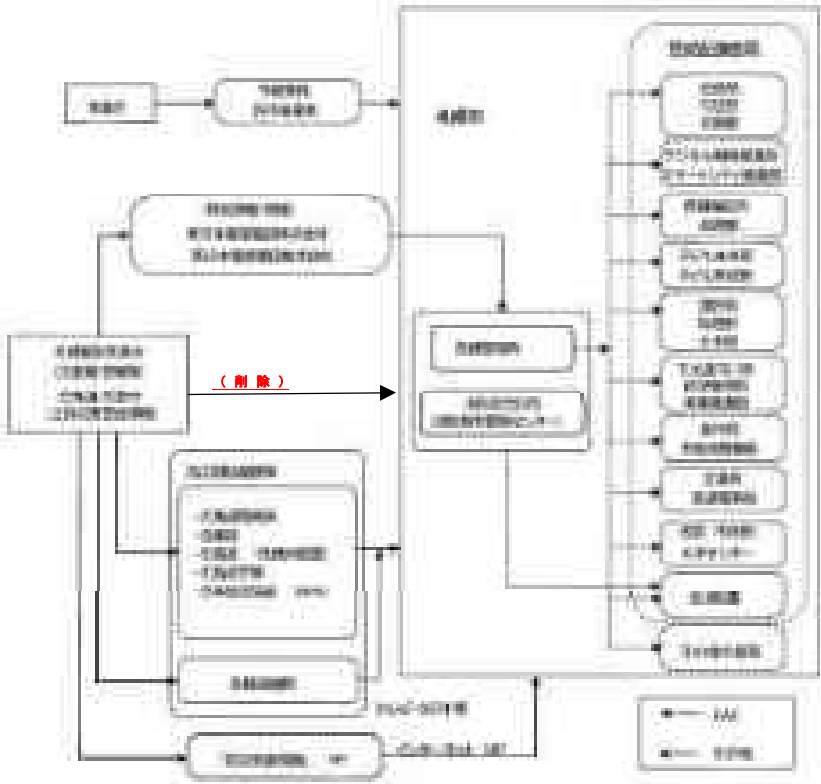
現 行	修正案	備考																																				
第1章 総則 4 土砂災害対策の役割分担 4.1 札幌市の役割 表1ー1 札幌市各部局の主な役割 <table><tr><th>部局名</th><th>役割</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>各区役所</td><td>1～4 (略) 5 <u>土砂災害危険区域</u>への広報活動に関すること 6～7 (略)</td></tr></table> 4.3 市民、各施設管理者、自主防災組織等の役割 表1ー3 市民、各施設管理者、自主防災組織等の役割 <table><tr><th>機関名</th><th>役割</th></tr><tr><td>市民</td><td>1～7 (略) 8 地域の<u>土砂災害危険区域</u>の把握</td></tr><tr><td>施設管理者（病院、 社会福祉施設等）</td><td>1～5 (略) 6 地域の<u>土砂災害危険区域</u>の把握 7 (略)</td></tr><tr><td>自主防災組織</td><td>1～6 (略) 7 地域の<u>土砂災害危険区域</u>の把握 8 (略) 9 <u>土砂災害危険区域</u>の情報収集・通報</td></tr></table> ※土砂災害危険区域：「土砂災害危険箇所」と「土砂災害警戒区域」の総称 4.2 防災関係機関の役割 <table><tr><th>機関名</th><th>役割</th></tr><tr><td>株式会社NTTド コモ北海道支社、 KDDI株式会社 <u>北海道総支社</u>、ソ フトバンク株式会 社</td><td>(略)</td></tr></table>	部局名	役割	(略)	(略)	各区役所	1～4 (略) 5 <u>土砂災害危険区域</u> への広報活動に関すること 6～7 (略)	機関名	役割	市民	1～7 (略) 8 地域の <u>土砂災害危険区域</u> の把握	施設管理者（病院、 社会福祉施設等）	1～5 (略) 6 地域の <u>土砂災害危険区域</u> の把握 7 (略)	自主防災組織	1～6 (略) 7 地域の <u>土砂災害危険区域</u> の把握 8 (略) 9 <u>土砂災害危険区域</u> の情報収集・通報	機関名	役割	株式会社NTTド コモ北海道支社、 KDDI株式会社 <u>北海道総支社</u> 、ソ フトバンク株式会 社	(略)	第1章 総則 4 土砂災害対策の役割分担 4.1 札幌市の役割 表1ー1 札幌市各部局の主な役割 <table><tr><th>部局名</th><th>役割</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>各区役所</td><td>1～4 (略) 5 <u>土砂災害警戒区域</u>への広報活動に関すること 6～7 (略)</td></tr></table> 4.3 市民、各施設管理者、自主防災組織等の役割 表1ー3 市民、各施設管理者、自主防災組織等の役割 <table><tr><th>機関名</th><th>役割</th></tr><tr><td>市民</td><td>1～7 (略) 8 地域の<u>土砂災害警戒区域</u>の把握</td></tr><tr><td>施設管理者（病院、 社会福祉施設等）</td><td>1～5 (略) 6 地域の<u>土砂災害警戒区域</u>の把握 7 (略)</td></tr><tr><td>自主防災組織</td><td>1～6 (略) 7 地域の<u>土砂災害警戒区域</u>の把握 8 (略) 9 <u>土砂災害警戒区域</u>の情報収集・通報</td></tr></table> (削除) 4.2 防災関係機関の役割 <table><tr><th>機関名</th><th>役割</th></tr><tr><td>株式会社NTTド コモ北海道支社、 KDDI株式会社 <u>(削除)</u>、ソフトバ ンク株式会社、<u>楽 天モバイル株式会 社</u></td><td>(略)</td></tr></table>	部局名	役割	(略)	(略)	各区役所	1～4 (略) 5 <u>土砂災害警戒区域</u> への広報活動に関すること 6～7 (略)	機関名	役割	市民	1～7 (略) 8 地域の <u>土砂災害警戒区域</u> の把握	施設管理者（病院、 社会福祉施設等）	1～5 (略) 6 地域の <u>土砂災害警戒区域</u> の把握 7 (略)	自主防災組織	1～6 (略) 7 地域の <u>土砂災害警戒区域</u> の把握 8 (略) 9 <u>土砂災害警戒区域</u> の情報収集・通報	機関名	役割	株式会社NTTド コモ北海道支社、 KDDI株式会社 <u>(削除)</u> 、ソフトバ ンク株式会社、 <u>楽 天モバイル株式会 社</u>	(略)	P4 国の通知により土砂災害危険箇所を使用しないこととなったことによる修正（以下同様） P5 防災関係機関の追加及び文言修正
部局名	役割																																					
(略)	(略)																																					
各区役所	1～4 (略) 5 <u>土砂災害危険区域</u> への広報活動に関すること 6～7 (略)																																					
機関名	役割																																					
市民	1～7 (略) 8 地域の <u>土砂災害危険区域</u> の把握																																					
施設管理者（病院、 社会福祉施設等）	1～5 (略) 6 地域の <u>土砂災害危険区域</u> の把握 7 (略)																																					
自主防災組織	1～6 (略) 7 地域の <u>土砂災害危険区域</u> の把握 8 (略) 9 <u>土砂災害危険区域</u> の情報収集・通報																																					
機関名	役割																																					
株式会社NTTド コモ北海道支社、 KDDI株式会社 <u>北海道総支社</u> 、ソ フトバンク株式会 社	(略)																																					
部局名	役割																																					
(略)	(略)																																					
各区役所	1～4 (略) 5 <u>土砂災害警戒区域</u> への広報活動に関すること 6～7 (略)																																					
機関名	役割																																					
市民	1～7 (略) 8 地域の <u>土砂災害警戒区域</u> の把握																																					
施設管理者（病院、 社会福祉施設等）	1～5 (略) 6 地域の <u>土砂災害警戒区域</u> の把握 7 (略)																																					
自主防災組織	1～6 (略) 7 地域の <u>土砂災害警戒区域</u> の把握 8 (略) 9 <u>土砂災害警戒区域</u> の情報収集・通報																																					
機関名	役割																																					
株式会社NTTド コモ北海道支社、 KDDI株式会社 <u>(削除)</u> 、ソフトバ ンク株式会社、 <u>楽 天モバイル株式会 社</u>	(略)																																					

現 行	修正案	備考
5 札幌市の自然・社会現象 5.2 気候 <u>札幌市は、12月から2月にかけて月平均気温が0℃以下となり、冬の降水量が多い地域として、日本海気候区に属する。</u> <u>平年の年降水量の合計は1,100mm程度と西日本などと比較すると少ないが、8月から10月にかけて台風や前線などにより大雨が降ることがある。一方、冬季間の降雪の深さの合計は、最も多い年で約6mを超過する。</u>	5 札幌市の自然・社会現象 5.2 気候 <u>札幌市の気候は、日本海側の特徴を有し、夏季はさわやかで冬季は積雪寒冷、鮮明な四季の移り変わりが見られる。</u> <u>8月から9月にかけて降水量が多く、台風や前線等により大雨となる可能性が高い時期となる。12月から2月にかけては月平均気温が0℃以下となる。西高東低の気圧配置となりやすく多量の降雪があり、平年の年最深積雪は約1m、降雪の深さの年合計は約5mになる。</u>  図 札幌市の気候(左)と、市属道庁管内の降雪深さ(右)の年別推移(統計期間：1994～2020年、札幌市気象台提供)	P8 文言修正

現 行	修正案	備考																																																			
6 土砂災害の危険性 6.1 <u>土砂災害危険区域</u> 札幌市は、山地及び台地・丘陵地が市域総面積の約 50%を占めていることから、土砂災害の発生により被害のおそれのある<u>土砂災害危険区域</u>が数多く存在する。 <u>土砂災害危険区域とは、「土砂災害危険箇所」と「土砂災害警戒区域」のことをいい、以下にその定義を示す。</u> <u>1) 土砂災害危険箇所</u> <u>土砂災害（土石流、急傾斜地の崩壊、地すべり）発生の恐れがある範囲を想定した箇所であり、北海道が調査を実施し、設定している。</u> 表 1－5 土砂災害危険箇所の定義 <table><tr><td><u>土石流危険溪流</u></td><td><u>土石流の発生の危険性があり、被害想定区域内に人家がある、又は人家は無いが今後その立地等の可能性がある箇所に被害が生じる恐れがある区域</u></td></tr><tr><td><u>急傾斜地崩壊危険箇所</u></td><td><u>傾斜度 30 度以上、高さ 5 m以上の急傾斜地で被害想定区域内に人家がある、又は人家は無いが今後その立地等の可能性がある箇所に被害が生じる恐れがある区域</u></td></tr><tr><td><u>地すべり危険箇所</u></td><td><u>地すべり発生の危険性があり、河川、道路、公共施設、人家等に被害が生じる恐れがある区域</u></td></tr></table> 表 1－6 区別土砂災害危険箇所数 <table><tr><td><u>区</u></td><td><u>土石流</u></td><td><u>崖崩れ</u></td><td><u>地すべり</u></td><td><u>合 計</u></td></tr><tr><td><u>中 央 区</u></td><td><u>5 2</u></td><td><u>8 6</u></td><td><u>1</u></td><td><u>1 3 9</u></td></tr><tr><td><u>厚 別 区</u></td><td><u>1 4</u></td><td></td><td></td><td><u>1 4</u></td></tr><tr><td><u>豊 平 区</u></td><td><u>3 4</u></td><td></td><td></td><td><u>3 4</u></td></tr><tr><td><u>清 田 区</u></td><td><u>2 8</u></td><td><u>7 1</u></td><td></td><td><u>9 9</u></td></tr><tr><td><u>南 区</u></td><td><u>1 6 2</u></td><td><u>3 9 1</u></td><td><u>1</u></td><td><u>5 5 4</u></td></tr><tr><td><u>西 区</u></td><td><u>2 8</u></td><td><u>5 8</u></td><td></td><td><u>8 6</u></td></tr><tr><td><u>手 稲 区</u></td><td><u>1 3</u></td><td><u>3 3</u></td><td><u>2</u></td><td><u>4 8</u></td></tr><tr><td><u>合 計</u></td><td><u>2 8 3</u></td><td><u>6 8 7</u></td><td><u>4</u></td><td><u>9 7 4</u></td></tr></table>	<u>土石流危険溪流</u>	<u>土石流の発生の危険性があり、被害想定区域内に人家がある、又は人家は無いが今後その立地等の可能性がある箇所に被害が生じる恐れがある区域</u>	<u>急傾斜地崩壊危険箇所</u>	<u>傾斜度 30 度以上、高さ 5 m以上の急傾斜地で被害想定区域内に人家がある、又は人家は無いが今後その立地等の可能性がある箇所に被害が生じる恐れがある区域</u>	<u>地すべり危険箇所</u>	<u>地すべり発生の危険性があり、河川、道路、公共施設、人家等に被害が生じる恐れがある区域</u>	<u>区</u>	<u>土石流</u>	<u>崖崩れ</u>	<u>地すべり</u>	<u>合 計</u>	<u>中 央 区</u>	<u>5 2</u>	<u>8 6</u>	<u>1</u>	<u>1 3 9</u>	<u>厚 別 区</u>	<u>1 4</u>			<u>1 4</u>	<u>豊 平 区</u>	<u>3 4</u>			<u>3 4</u>	<u>清 田 区</u>	<u>2 8</u>	<u>7 1</u>		<u>9 9</u>	<u>南 区</u>	<u>1 6 2</u>	<u>3 9 1</u>	<u>1</u>	<u>5 5 4</u>	<u>西 区</u>	<u>2 8</u>	<u>5 8</u>		<u>8 6</u>	<u>手 稲 区</u>	<u>1 3</u>	<u>3 3</u>	<u>2</u>	<u>4 8</u>	<u>合 計</u>	<u>2 8 3</u>	<u>6 8 7</u>	<u>4</u>	<u>9 7 4</u>	6 土砂災害の危険性 6.1 <u>土砂災害警戒区域</u> 札幌市は、山地及び台地・丘陵地が市域総面積の約 50%を占めていることから、土砂災害の発生により被害のおそれのある<u>土砂災害警戒区域</u>が数多く存在する。 <u>以下に「土砂災害警戒区域」の定義を示す。</u> <u>(削除)</u>	P9 国の通知により土砂災害危険箇所を使用しないこととなったことによる修正（以下同様）
<u>土石流危険溪流</u>	<u>土石流の発生の危険性があり、被害想定区域内に人家がある、又は人家は無いが今後その立地等の可能性がある箇所に被害が生じる恐れがある区域</u>																																																				
<u>急傾斜地崩壊危険箇所</u>	<u>傾斜度 30 度以上、高さ 5 m以上の急傾斜地で被害想定区域内に人家がある、又は人家は無いが今後その立地等の可能性がある箇所に被害が生じる恐れがある区域</u>																																																				
<u>地すべり危険箇所</u>	<u>地すべり発生の危険性があり、河川、道路、公共施設、人家等に被害が生じる恐れがある区域</u>																																																				
<u>区</u>	<u>土石流</u>	<u>崖崩れ</u>	<u>地すべり</u>	<u>合 計</u>																																																	
<u>中 央 区</u>	<u>5 2</u>	<u>8 6</u>	<u>1</u>	<u>1 3 9</u>																																																	
<u>厚 別 区</u>	<u>1 4</u>			<u>1 4</u>																																																	
<u>豊 平 区</u>	<u>3 4</u>			<u>3 4</u>																																																	
<u>清 田 区</u>	<u>2 8</u>	<u>7 1</u>		<u>9 9</u>																																																	
<u>南 区</u>	<u>1 6 2</u>	<u>3 9 1</u>	<u>1</u>	<u>5 5 4</u>																																																	
<u>西 区</u>	<u>2 8</u>	<u>5 8</u>		<u>8 6</u>																																																	
<u>手 稲 区</u>	<u>1 3</u>	<u>3 3</u>	<u>2</u>	<u>4 8</u>																																																	
<u>合 計</u>	<u>2 8 3</u>	<u>6 8 7</u>	<u>4</u>	<u>9 7 4</u>																																																	

現 行	修正案	備考								
<u>2)</u> 土砂災害警戒区域 土砂災害警戒区域等<u>における</u>土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下、「土砂災害防止法」という。）の規定に基づき、北海道が<u>土砂災害危険箇所に対して</u>、詳細な調査により土砂災害発生のおそれがある区域を指定したものである。 （略） ※北海道ホームページ「北海道土砂災害警戒情報システム」https://www.njwa.jp/hokkaido-sabou/sp/ 第2章 災害予防計画 2 土砂災害の防止対策 2.2 地すべり<u>危険区域</u>の予防 北海道空知総合振興局札幌建設管理部は、所管する<u>地すべり危険箇所</u>における地すべり対策事業を推進する。また、特に高度な技術を要する土砂災害については、北海道開発局が事業を実施する場合もある。 3 自主防災活動支援等 3.1 自主防災活動の推進 表2－1 土砂災害に対する自主防災組織の活動 <table><tr><th>平常時</th><th>降雨時</th></tr><tr><td>○土砂災害の特徴の把握 ○<u>土砂災害危険区域</u>の把握 ○避難経路・避難場所の確認 ○地域住民の把握 ○防災訓練の実施（避難訓練等）</td><td>○<u>土砂災害危険区域</u>の情報収集（前兆現象の把握）・通報 ○地区住民への災害情報の伝達 ○地区住民への避難情報の伝達 ○避難誘導、安否確認 ○避難場所の自主運営</td></tr></table> 3.3 要配慮者利用施設等の防災対策支援 <u>土砂災害危険区域</u>には、病院や社会福祉施設等の要配慮者利用施設が数多く存在している。これらの施設の管理者に対し、警戒避難時に必要な情報を伝達できる体制を整える。また、日頃から土砂災害の防止に必要な措置を講ずるための意識啓発を進める。 （略）	平常時	降雨時	○土砂災害の特徴の把握 ○ <u>土砂災害危険区域</u> の把握 ○避難経路・避難場所の確認 ○地域住民の把握 ○防災訓練の実施（避難訓練等）	○ <u>土砂災害危険区域</u> の情報収集（前兆現象の把握）・通報 ○地区住民への災害情報の伝達 ○地区住民への避難情報の伝達 ○避難誘導、安否確認 ○避難場所の自主運営	<u>（削除）</u> 土砂災害警戒区域等<u>とは</u>、土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下、「土砂災害防止法」という。）の規定に基づき、北海道が <u>（削除）</u> 詳細な調査により土砂災害発生のおそれがある区域を指定したものである。 （略） ※北海道ホームページ「北海道土砂災害警戒情報システム」 https://www.njwa.jp/hokkaido-sabou/（HP版） https://www.njwa.jp/hokkaido-sabou/sp/（スマートフォン版） 第2章 災害予防計画 2 土砂災害の防止対策 2.2 地すべり <u>（削除）</u> の予防 北海道空知総合振興局札幌建設管理部は、所管する<u>土砂災害警戒区域（地すべり）</u>における地すべり対策事業を推進する。また、特に高度な技術を要する土砂災害については、北海道開発局が事業を実施する場合もある。 3 自主防災活動支援等 3.1 自主防災活動の推進 表2－1 土砂災害に対する自主防災組織の活動 <table><tr><th>平常時</th><th>降雨時</th></tr><tr><td>○土砂災害の特徴の把握 ○<u>土砂災害警戒区域</u>の把握 ○避難経路・避難場所の確認 ○地域住民の把握 ○防災訓練の実施（避難訓練等）</td><td>○<u>土砂災害警戒区域</u>の情報収集（前兆現象の把握）・通報 ○地区住民への災害情報の伝達 ○地区住民への避難情報の伝達 ○避難誘導、安否確認 ○避難場所の自主運営</td></tr></table> 3.3 要配慮者利用施設等の防災対策支援 <u>土砂災害警戒区域</u>には、病院や社会福祉施設等の要配慮者利用施設が数多く存在している。これらの施設の管理者に対し、警戒避難時に必要な情報を伝達できる体制を整える。また、日頃から土砂災害の防止に必要な措置を講ずるための意識啓発を進める。 （略）	平常時	降雨時	○土砂災害の特徴の把握 ○ <u>土砂災害警戒区域</u> の把握 ○避難経路・避難場所の確認 ○地域住民の把握 ○防災訓練の実施（避難訓練等）	○ <u>土砂災害警戒区域</u> の情報収集（前兆現象の把握）・通報 ○地区住民への災害情報の伝達 ○地区住民への避難情報の伝達 ○避難誘導、安否確認 ○避難場所の自主運営	P9 国の通知により土砂災害危険箇所を使用しないこととなったことによる修正 北海道地域防災計画との整合による修正 P12 国の通知により土砂災害危険箇所を使用しないこととなったことによる修正 P13 国の通知により土砂災害危険箇所を使用しないこととなったことによる修正
平常時	降雨時									
○土砂災害の特徴の把握 ○ <u>土砂災害危険区域</u> の把握 ○避難経路・避難場所の確認 ○地域住民の把握 ○防災訓練の実施（避難訓練等）	○ <u>土砂災害危険区域</u> の情報収集（前兆現象の把握）・通報 ○地区住民への災害情報の伝達 ○地区住民への避難情報の伝達 ○避難誘導、安否確認 ○避難場所の自主運営									
平常時	降雨時									
○土砂災害の特徴の把握 ○ <u>土砂災害警戒区域</u> の把握 ○避難経路・避難場所の確認 ○地域住民の把握 ○防災訓練の実施（避難訓練等）	○ <u>土砂災害警戒区域</u> の情報収集（前兆現象の把握）・通報 ○地区住民への災害情報の伝達 ○地区住民への避難情報の伝達 ○避難誘導、安否確認 ○避難場所の自主運営									

現 行	修正案	備考
4 警戒避難体制の整備 4.1 <u>土砂災害危険区域</u>における警戒避難体制の推進 危機管理局をはじめ関係区及び関係部局は、<u>土砂災害危険区域内</u>の住民に対し、広報誌やパンフレット、インターネットホームページによる広報、自主防災組織の防災リーダー研修の場等を通じて、<u>土砂災害危険区域</u>や土砂災害時の避難行動のあり方等について周知を図る。 4.2 土砂災害警戒区域等の指定 北海道知事は、<u>土砂災害危険箇所について</u>、土砂災害防止法第4条第1項の規定に基づく「基礎調査」を実施し、同法第7条及び第9条の規定に基づき、土砂災害警戒区域等の指定を行う。 下水道河川局河川管理課及び都市局開発指導課は、札幌建設管理部と連携し、関係住民に区域指定の意義について周知を図る。	4 警戒避難体制の整備 4.1 <u>土砂災害警戒区域</u>における警戒避難体制の推進 危機管理局をはじめ関係区及び関係部局は、<u>土砂災害警戒区域内</u>の住民に対し、広報誌やパンフレット、インターネットホームページによる広報、自主防災組織の防災リーダー研修の場等を通じて、<u>土砂災害警戒区域</u>や土砂災害時の避難行動のあり方等について周知を図る。 4.2 土砂災害警戒区域等の指定 北海道知事は、<u>(削除)</u>土砂災害防止法第4条第1項の規定に基づく「基礎調査」を実施し、同法第7条及び第9条の規定に基づき、土砂災害警戒区域等の指定を行う。 下水道河川局河川管理課及び都市局開発指導課は、札幌建設管理部と連携し、関係住民に区域指定の意義について周知を図る。	P14 国の通知により土砂災害危険箇所を使用しないこととなったことによる修正

現 行	修正案	備考
第3章 災害応急対策計画 4 気象情報等の収集伝達 4.1 気象注意報・警報等・土砂災害警戒情報 札幌管区気象台は、気象注意報・警報等を発表して警戒を呼びかけ、また、土砂災害の危険性が高まった場合は、北海道札幌建設管理部と札幌管区気象台が共同で一層の警戒を呼びかける土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当【土砂災害】）を発表する。（略）  図3-4 気象注意報・警報・土砂災害警戒情報等の伝達経路	第3章 災害応急対策計画 4 気象情報等の収集伝達 4.1 気象注意報・警報等・土砂災害警戒情報 札幌管区気象台は、気象注意報・警報等を発表して警戒を呼びかけ、また、土砂災害の危険性が高まった場合は、北海道札幌建設管理部と札幌管区気象台が共同で一層の警戒を呼びかける土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報【土砂災害】）を発表する。（略）  図3-4 気象注意報・警報・土砂災害警戒情報等の伝達経路	P20 文言及び図の修正

現 行	修正案	備考
4.3 雨量情報等 <u>土砂災害危険区域</u>等に設置された雨量観測局の観測データは、各種専用端末で確認することができる。 6 市民への情報伝達等 6.2 要配慮者利用施設への情報提供 (1) 土砂災害防止法第8条の規定に基づき、<u>土砂災害危険区域内</u>の主として高齢者、障がい者、乳幼児、児童生徒、入院患者その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設の範囲は下表のとおりとする。 (略) (3) 土砂災害防止法第8条の2に基づき、上記で名称及び所在地を定めた施設の所有者または管理者は、施設利用者円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画（避難確保計画）を作成するとともに、訓練の実施結果を札幌市に報告しなければならない。 表3－3 対象となる要配慮者利用施設の範囲（<u>土砂災害危険区域内</u>に限る） 障害者関連施設 <u>（新規）</u> 7 避難活動 7.4 避難場所の開設・運営 土砂災害の発生又は災害が発生する危険性が高まっていると認められる時は、市内に指定している<u>収容</u>避難所（<u>学校等</u>）を必要に応じて開設し、市職員を配置するとともに、避難場所生活に必要な食料・生活必需品の供給、健康管理等避難者への支援を行う。 なお、避難場所の運営が長期にわたるときは、避難者による自主運営組織を立ち上げるとともに、町内会等による自主管理・運営とする。 その他、詳細については、地震災害対策編を適用する。	4.3 雨量情報等 <u>土砂災害警戒区域</u>等に設置された雨量観測局の観測データは、各種専用端末で確認することができる。 6 市民への情報伝達等 6.2 要配慮者利用施設への情報提供 (1) 土砂災害防止法第8条の規定に基づき、<u>土砂災害警戒区域内</u>の主として高齢者、障がい者、乳幼児、児童生徒、入院患者その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設の範囲は下表のとおりとする。 (略) (3) 土砂災害防止法第8条の2に基づき、上記で名称及び所在地を定めた施設の所有者または管理者は、施設利用者円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画（避難確保計画）を作成するとともに、訓練の実施結果を札幌市に報告しなければならない。<u>また、札幌市は要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して、避難確保計画の新規作成や計画内容の修正を支援する。</u> 表3－3 対象となる要配慮者利用施設の範囲（<u>土砂災害警戒区域内</u>に限る） 障害者関連施設 <u>（地域共同作業所）</u> 7 避難活動 7.4 避難場所の開設・運営 土砂災害の発生又は災害が発生する危険性が高まっていると認められる時は、市内に指定している<u>指定</u>避難所（<u>基幹避難所</u>）を必要に応じて開設し、市職員を配置するとともに、避難場所生活に必要な食料・生活必需品の供給、健康管理等避難者への支援を行う。 なお、避難場所の運営が長期にわたるときは、避難者による自主運営組織を立ち上げるとともに、町内会等による自主管理・運営とする。 その他、詳細については、地震災害対策編を適用する。	P21 国の通知により土砂災害危険箇所を使用しないこととなったことによる修正 P24 避難確保計画の作成支援に係る修正 P25 国の通知により土砂災害危険箇所を使用しないこととなったことによる修正及び対象となる要配慮者利用施設の範囲の追加 P28 避難場所基本計画一部改定に伴う修正

原子力災害対策編

現 行			修正案	備考
第1章 総則			第1章 総則	P14 文言及び図の修正
第4節 札幌市の地域特性			第4節 札幌市の地域特性	
1. 気象			1. 気候	
札幌市の気象は、夏季はさわやかで冬季は積雪寒冷を特徴としており、鮮明な四季の移り変わりが見られ、12月から2月にかけての冬季は西高東低の気圧配置となり多量の降雪がある。 降雪に係る年を通しての平年値としては、年最深積雪は約1m、降雪量の深さの年合計は約5mとなっている。また、平均気温は12月から2月までは氷点下になる。 【気温】 【札幌域内】 出典：気象庁気象研究所（気象庁） 図：札幌市の気温及び積雪の深さの最大（1991～2020年の月別平均）			札幌市の気候は、日本海側の特徴を有し、夏季はさわやかで冬季は積雪寒冷、鮮明な四季の移り変わりが見られる。 8月から9月にかけて降水量が多く、台風や前線等により大雨となる可能性が高い時期となる。12月から2月にかけては月平均気温が0℃以下となる。西高東低の気圧配置となりやすく多量の降雪があり、平年の年最深積雪は約1m、降雪の深さの年合計は約5mになる。 出典：札幌市気象庁気象研究所（気象庁） 図：札幌市の気候及び積雪の深さの最大（1991～2020年の月別平均）	
札幌市の上空約1,500mでは、風向は年間を通して西よりの風が卓越し、夏季は約3m/s、冬季は約9m/s。			また、札幌市の上空約1,500mでは、風向は年間を通して西よりの風が卓越し、<u>風速は平均で</u>、夏季は約3m/s、冬季は約9m/sである。	
第6節 札幌市、防災関係機関・団体の事務または業務の大綱			第6節 札幌市、防災関係機関・団体の事務または業務の大綱	P21 防災関係機関の追加及び文言修正
指定公共機関	KDDI 株式会社 <u>北海道総支社</u> ソフトバンク株式会社	(略)	指定公共機関	

事故災害対策編

(航空機事故対策)

現 行	修正案	備考
第1章 総則 第2節 適用の範囲 札幌飛行場を離発着する定期便は年間約9,000 便あり、乗客・乗員数が48 人規模のATR42-600 <u>及び</u>76 人規模のエンブラエル170 が運航している。 第4節 札幌市における飛行環境 （2）飛行場の特色 ・道内のローカル地点（釧路、函館、利尻、女満別、奥尻、中標津）、青森県三沢、秋田県秋田、静岡県静岡、長野県松本、愛知県名古屋と直結する北海道における拠点空港の1つとして役割を果たしている。 （3）運航便の運航状況 運航便は以下の11 路線がある。運航便は北海道エアシステム（HAC）と日本航空（JAL）が共同運航しているものと、フジドリームエアラインズ（FDA）により運航しているものがある。HAC と JAL の共同運航便で使用されている機体はATR42-600、FDA で使用されている機体はエンブラエル170 となっている。 丘珠―名古屋 <u>2</u>往復（夏ダイヤ期間） <u>（新規）</u> （令和<u>5</u>年12 月現在）	第1章 総則 第2節 適用の範囲 札幌飛行場を離発着する定期便は年間約9,000 便あり、乗客・乗員数が48 人規模のATR42-600 <u>、（削除）</u>76 人規模のエンブラエル170 <u>及び72 人規模のATR72-600</u> が運航している。 第4節 札幌市における飛行環境 （2）飛行場の特色 ・道内のローカル地点（釧路、函館、利尻、女満別、奥尻、中標津）、青森県三沢、秋田県秋田、静岡県静岡、長野県松本、愛知県名古屋、<u>新潟県新潟</u>と直結する北海道における拠点空港の1つとして役割を果たしている。 （3）運航便の運航状況 運航便は以下の11 路線がある。運航便は北海道エアシステム（HAC）と日本航空（JAL）が共同運航しているものと、フジドリームエアラインズ（FDA）により運航しているもの、<u>トキエア（TOK）により運航しているもの</u>がある。HAC と JAL の共同運航便で使用されている機体はATR42-600、FDA で使用されている機体はエンブラエル170、<u>トキエアで使用されている機体はATR72-600</u> となっている。 丘珠―名古屋 <u>3</u>往復（夏ダイヤ期間） <u>丘珠―新潟 2往復</u> （令和<u>6</u>年12 月現在）	P1 トキエア就航の伴う修正 P9 トキエア就航の伴う修正 P10 トキエア就航の伴う修正

地震災害対策編 (資料編)

現 行

Ⅱ. 災害時拠点施設・資機材等

1 指定緊急避難場所兼指定避難所（基幹）一覧（危機管理局）

○：指定緊急避難場所である施設

○※：避難場所は体育館以外の校舎を指定。危険区域に近接しているため、避難経路および周辺状況に注意を要す。

×：指定緊急避難場所の基準を満たさない施設

-：指定対象外の施設（対象となる災害が想定されない施設）

区	施設名	所在地	指定緊急避難場所の指定の有無			
			洪水災害	土砂災害	地震災害	大規模な火事
中央区	桑園小学校	北8条西17丁目	○	-	○	○
	日新小学校	北8条西25丁目2-1	○	-	○	○
	中央中学校	北4条東3丁目	○	-	○	○
	中央体育館	北4条東6丁目	○	-	○	×
	中央小学校	大通東6丁目12	○	-	○	○
	二条小学校	南2条西15丁目	○	-	○	○
	資生館小学校	南3条西7丁目1-1	○	-	○	○
	啓明中学校	南9条西22丁目2-1	○	○	○	○
	幌西小学校	南10条西17丁目1-1	○	○	○	○
	緑丘小学校	南10条西22丁目3-1	○	○	○	○
	円山小学校	北1条西25丁目1-8	○	○	○	×
	向陵中学校	北4条西28丁目1-30	○	○	○	○
	中島中学校	南12条西7丁目2-1	○	-	○	×
	山鼻小学校	南14条西10丁目1-1	○	○	○	○
	伏見中学校	南16条西17丁目1-35	○	○	○	○
	伏見小学校	南18条西15丁目1-1	○	○	○	○
	幌南小学校	南21条西5丁目1-1	×	×	○	○
	柏中学校	南21条西5丁目1-2	×	×	○	×
	山鼻中学校	南23条西13丁目1-1	○	○	○	○
	山鼻南小学校	南29条西12丁目1-1	×	×	×	○
北区	盤溪小学校	盤溪226番地	-	×	×	○
	宮の森中学校	宮の森1条16丁目5-1	×	×	○	○
	大倉山小学校	宮の森3条13丁目6-20	○	○※	○	○
	宮の森小学校	宮の森4条6丁目1-1	○	○	○	○
	三角山小学校	宮の森4条11丁目4-1	○	○	○	○
	北沢中学校	北18条西2丁目2-1	○	-	○	○
	幌北小学校	北19条西2丁目1-1	○	-	○	○
	白陽小学校	北24条西7丁目1-1	○	-	○	○
	新陽小学校	北27条西14丁目1-1	○	-	○	○
	北陽小学校	北31条西9丁目2-1	○	-	○	○
	北陽中学校	北34条西7丁目3-1	○	-	○	○
	和光小学校	北34条西7丁目3-2	○	-	○	○
	新光小学校	新陽以1条12丁目1-1	○	-	○	○
	新陽以南小学校	新陽以1条3丁目1-1	○	-	○	○
	光陽中学校	新陽以4条11丁目7-1	○	-	○	○
	光陽小学校	新陽以5条11丁目4-1	○	-	○	○
	新陽以小学校	新陽以7条3丁目2-1	○	-	○	○
	新陽以中学校	新陽以7条4丁目1-1	○	-	○	○

修正案

Ⅱ. 災害時拠点施設・資機材等

1 指定緊急避難場所一覧（危機管理局）

○：指定緊急避難場所である施設

○※：避難場所は体育館以外の校舎を指定。危険区域に近接しているため、避難経路および周辺状況に注意を要す。

×：指定緊急避難場所の基準を満たさない施設

-：指定対象外の施設（対象となる災害が想定されない施設）

令和7年1月31日現在

区	施設名	所在地	指定している災害の種類				指定避難所に 兼ねて指定
			洪水災害	土砂災害	地震災害	大規模な火事	
中央区	旭山記念公園	界川4丁目	×	×	×	○	
	円山公園	宮が丘, 円山西町8丁目, 宮の森1～2条14丁目他	×	×	×	○	
	中島公園	中島公園, 南14条西5丁目, 南15条西4丁目	×	×	×	○	
北区	あいの里公園	あいの里4条8丁目	×	×	×	○	
	新川中央公園	新川4条14丁目	×	×	×	○	
	札幌新川高等学校	新川5条14丁目	×	×	×	○	
	屯田西公園	屯田4条9～10丁目	×	×	×	○	
	百合が原公園	百合が原公園	×	×	×	○	
	北大農場（北18条以南）	北8～18条西10～13丁目	×	×	×	○	
	北大農場（北19条以北）	北19～23条西9～13丁目	×	×	×	○	
東区	麻生球場	麻生町7丁目	×	×	×	○	
	札幌市スポーツ交流施設つどーむ	栄町885番地	×	×	×	○	
	ひのまる公園	北41条東10丁目	×	×	×	○	
	札幌市農業体験交流施設さとらんど	丘珠町584番地2ほか	×	×	×	○	
	美香保公園	北20～22条東4～5丁目	×	×	×	○	
	伏古公園	伏古1条2丁目	×	×	×	○	
	川下公園	川下2651番地	×	×	×	○	
白石区	アクセスサッポロ第3駐車場	流通センター7丁目	×	×	×	○	
	北郷公園	北郷8条9丁目	×	×	×	○	
厚別区	熊の沢公園	もみじ台西6丁目	×	×	×	○	
	厚別公園	上野幌3条1丁目	×	×	×	○	
	青葉中央公園	青葉町5丁目	×	×	×	○	
	北星学園大学	大谷地西2丁目	×	×	×	○	
	野幌森林公園	野幌町小野幌53番地	×	×	×	○	
豊平区	大和ハウス プレミストドーム	羊が丘1番地	×	×	×	○	
	月寒公園	美園10～12条7～8丁目、月寒西2～3条4丁目	×	×	×	○	
	西岡公園	西岡544番地	×	×	×	○	
	平岸公園	平岸5条15丁目	×	×	×	○	
	豊平公園	豊平5条13丁目1	×	×	×	○	
	北海道農業研究センター	羊が丘1番地	×	×	×	○	
	平岡公園	平岡公園	×	×	×	○	
清田区	北海学園清田グラウンド	清田355番地	×	×	×	○	
	里塚公園	里塚468番地	×	×	×	○	
南区	札幌啓北商業高等学校	石山1条2丁目	×	×	×	○	
	札幌藻岩高等学校	川沿3条2丁目	×	×	×	○	
	真駒内公園	真駒内公園	×	×	×	○	
	藤野公園	藤野3条10丁目	×	×	×	○	

文言修正、時点修正及び
表の体裁の修正

現 行

区	施設名	所在地	指定緊急避難場所の指定の有無			
			洪水災害	土砂災害	地震災害	大規模な火事
北 区	北区体育館	新琴似8条2丁目1-25	○	—	○	×
	新琴似北中学校	新琴似10条10丁目2-46	○	—	○	○
	新琴似緑小学校	新琴似10条11丁目5-1	○	—	○	○
	新琴似北小学校	新琴似11条6丁目1-1	○	—	○	○
	新琴似西小学校	新琴似11条15丁目1-5	○	—	○	○
	新川中央小学校	新川3条3丁目2-1	○	—	○	○
	新川中学校	新川4条3丁目1-1	○	—	○	○
	新川西中学校	新川4条15丁目1-1	○	—	○	○
	新川小学校	新川5条15丁目1-1	○	—	○	○
	屯田南小学校	屯田5条4丁目6-1	○	—	○	○
	屯田西小学校	屯田6条10丁目3-1	○	—	○	○
	屯田中央中学校	屯田6条8丁目1-1	○	—	○	○
	屯田小学校	屯田7条6丁目2-2	○	—	○	○
	屯田北小学校	屯田9条3丁目4-1	○	—	○	○
	屯田北中学校	屯田9条4丁目2-1	○	—	○	○
	太平南小学校	太平1条1丁目2-1	○	—	○	○
	太平中学校	太平8条2丁目1-1	○	—	○	○
	太平小学校	篠路1条2丁目6-20	○	—	○	○
	篠路小学校	篠路4条9丁目3-1	○	—	○	○
	篠路西小学校	篠路5条2丁目2-1	○	—	○	○
	篠路中学校	篠路6条2丁目1-50	○	—	○	○
	茨戸小学校	東茨戸1条2丁目314-15	○	—	○	○
	上篠路中学校	篠路町上篠路116番地14	○	—	○	○
	篠路中学校	篠路町篠路368番地	○	—	○	○
	拓北小学校	あゝの里2条1丁目24-1	○	—	○	○
	あゝの里西小学校	あゝの里2条3丁目9-1	○	—	○	○
	あゝの里東中学校	あゝの里2条7丁目14-1	○	—	○	○
	薄城小学校	あゝの里3条6丁目2-1	○	—	○	○
	あゝの里東小学校	あゝの里3条7丁目11-1	○	—	○	○
	百合が原小学校	百合が原6丁目5-1	○	—	○	○
	北九条小学校	北9条西1丁目1	○	—	○	○
東 区	東苗穂小学校	東苗穂5条2丁目3-1	○	—	○	○
	札苗中学校	東苗穂7条1丁目1-1	○	—	○	○
	札苗小学校	東苗穂7条2丁目3-1	○	—	○	○
	札苗北小学校	東苗穂9条3丁目2-3	○	—	○	○
	札苗北中学校	東苗穂10条3丁目16-20	○	—	○	○
	札苗緑小学校	東苗穂13条4丁目9-30	○	—	○	○
	栄町小学校	北36条東13丁目3-1	○	—	○	○
	栄町中学校	北36条東14丁目1-1	○	—	○	○
	栄南中学校	北36条東16丁目1-1	○	—	○	×
	栄南小学校	北37条東20丁目3-1	○	—	○	○
	栄西小学校	北39条東4丁目1-1	○	—	○	○
	栄小学校	北42条東10丁目2-1	○	—	○	○
	栄東小学校	北46条東13丁目1-1	○	—	○	○
	栄中学校	北46条東6丁目1-1	○	—	○	○
	栄北小学校	北47条東6丁目1-1	○	—	○	○

修正案

区	施設名	所在地	指定している災害の種類				指定避難所に兼ねて指定
			洪水災害	土砂災害	地震災害	大規模な火事	
西 区	宮丘公園	西野290番地	×	×	×	○	
	鉄興公園	発寒11～13条11丁目	×	×	×	○	
	札幌琴似工業高等学校	発寒13条11丁目	×	×	×	○	
手稲区	農試公園	八軒4条西6丁目	×	×	×	○	
	札幌運動免許試験場	曙5条4丁目	×	×	×	○	
	手稲稲穂公園	前田1条5丁目	×	×	×	○	
中央区	前田森林公園	前田591番地4	×	×	×	○	
	桑園小学校	北8条西17丁目	○	—	○	○	○
	日新小学校	北8条西25丁目2-1	○	—	○	○	○
	中央中学校	北4条東3丁目	○	—	○	○	○
	北ガスアリーナ札幌46（中央体育館）	北4条東6丁目	○	—	○	×	○
	中央小学校	大通東6丁目12	○	—	○	○	○
	二条小学校	南2条西15丁目	○	—	○	○	○
	資生館小学校	南3条西7丁目1-1	○	—	○	○	○
	啓明中学校	南9条西22丁目2-1	○	○	○	○	○
	幌西小学校	南10条西17丁目1-1	○	○	○	○	○
	緑丘小学校	南10条西22丁目3-1	○	○	○	○	○
	円山小学校	北1条西25丁目1-8	○	○	○	×	○
	向陵中学校	北4条西28丁目1-30	○	○	○	○	○
	中島中学校	南12条西7丁目2-1	○	—	○	×	○
	山鼻小学校	南14条西10丁目1-1	○	○	○	○	○
	伏見中学校	南16条西17丁目1-35	○	○	○	○	○
	伏見小学校	南18条西15丁目1-1	○	○	○	○	○
	柏中学校	南21条西5丁目1-2	×	×	○	×	○
	幌南小学校	南21条西5丁目1-1	×	×	○	○	○
	山鼻中学校	南23条西13丁目1-1	○	○	○	○	○
	山鼻南小学校	南29条西12丁目1-1	×	×	×	○	○
	盤溪小学校	盤溪226番地	—	×	×	○	○
	宮の森中学校	宮の森1条16丁目5-1	×	×	×	○	○
	大倉山小学校	宮の森3条13丁目6-20	○	○	○	○	○
	宮の森小学校	宮の森4条6丁目1-1	○	○	○	○	○
	三角山小学校	宮の森4条11丁目4-1	○	○	○	○	○
北 区	北辰中学校	北18条西2丁目2-1	○	—	○	○	○
	幌北小学校	北19条西2丁目1-1	○	—	○	○	○
	白楊小学校	北24条西7丁目1-1	○	—	○	○	○
	新陽小学校	北27条西14丁目1-1	○	—	○	○	○
	北陽小学校	北31条西9丁目2-1	○	—	○	○	○
	北陽中学校	北34条西7丁目3-1	○	—	○	○	○
	和光小学校	北34条西7丁目3-2	○	—	○	○	○
	新琴似南小学校	新琴似1条3丁目1-1	○	—	○	○	○
北 区	新光小学校	新琴似1条12丁目1-1	○	—	○	○	○

備考

現 行							修正案							備考
区	施設名	所在地	指定緊急避難場所の指定の有無				区	施設名	所在地	指定している災害の種類				指定避難 所に 兼ねて指 定
			洪水 災害	土砂 災害	地震 災害	大規模 な火事				洪水災 害	土砂災 害	地震災 害	大規模な火 事	
東 区	栄緑小学校	北51条東10丁目1-1	○	－	○	○	北 区	光陽中学校	新琴似4条11丁目7-1	○	－	○	○	○
	札幌小学校	伏古1条2丁目1-31	○	－	○	○		光陽小学校	新琴似5条11丁目4-1	○	－	○	○	○
	札幌中学校	伏古8条1丁目1-28	○	－	○	○		新琴似小学校	新琴似7条3丁目2-1	○	－	○	○	○
	伏古小学校	伏古8条5丁目2-1	○	－	○	○		新琴似中学校	新琴似7条4丁目1-1	○	－	○	○	○
	伏古北小学校	伏古11条1丁目2-10	○	－	○	○		北区体育館	新琴似8条2丁目1-25	○	－	○	×	○
	丘珠小学校	丘珠町593番地	○	－	○	○		新琴似北中学校	新琴似10条10丁目2-46	○	－	○	○	○
	丘珠中学校	丘珠町674番地	○	－	○	○		新琴似緑小学校	新琴似10条11丁目5-1	○	－	○	○	○
	義務教育学校福移学園	中沼町240番地	×	－	○	○		新琴似西小学校	新琴似11条15丁目1-5	○	－	○	○	○
	中沼小学校	中沼町73-10	○	－	○	○		新琴似北小学校	新琴似11条6丁目1-1	○	－	○	○	○
	苗穂小学校	北9条東13丁目1-1	○	－	○	○		新川中央小学校	新川3条3丁目2-1	○	－	○	○	○
	北光小学校	北12条東6丁目1-1	○	－	○	○		新川西中学校	新川4条15丁目1-1	○	－	○	○	○
	美香保中学校	北17条東6丁目1-1	○	－	○	○		新川中学校	新川4条3丁目1-1	○	－	○	○	○
	美香保小学校	北18条東6丁目1-10	○	－	○	○		新川小学校	新川5条15丁目1-1	○	－	○	○	○
	明園小学校	北19条東14丁目1-1	○	－	○	○		屯田南小学校	屯田5条4丁目6-1	○	－	○	○	○
	開成小学校	北21条東21丁目3-1	○	－	○	○		屯田西小学校	屯田6条10丁目3-1	○	－	○	○	○
	開成中等教育学校	北22条東21丁目1-1	○	－	○	○		屯田中央中学校	屯田6条8丁目1-1	○	－	○	○	○
	明園中学校	北22条東12丁目1-1	○	－	○	○		屯田小学校	屯田7条6丁目2-2	○	－	○	○	○
	元町小学校	北25条東17丁目1-1	○	－	○	○		屯田北中学校	屯田9条4丁目2-1	○	－	○	○	○
	北園小学校	北25条東4丁目3-1	○	－	○	○		屯田北小学校	屯田9条3丁目4-1	○	－	○	○	○
	東区体育館	北27条東14丁目3-1	○	－	○	×		太平南小学校	太平1条1丁目2-1	○	－	○	○	○
	元町中学校	北28条東20丁目1-1	○	－	○	○		太平中学校	太平8条2丁目1-1	○	－	○	○	○
	元町北小学校	北31条東14丁目1-1	○	－	○	○		太平小学校	篠路1条2丁目6-20	○	－	○	○	○
	北栄中学校	北33条東2丁目1-1	○	－	○	○		篠路小学校	篠路4条9丁目3-1	○	－	○	○	○
	北小学校	北33条東4丁目1-1	○	－	○	○		篠路西小学校	篠路5条2丁目2-1	○	－	○	○	○
	東栄中学校	本町1条7丁目2-7	○	－	○	○		篠路西中学校	篠路6条2丁目1-50	○	－	○	○	○
	東光小学校	本町2条1丁目2-32	○	－	○	○	茨戸小学校	東茨戸1条2丁目314-15	○	－	○	○	○	
本町小学校	本町2条7丁目1-30	○	－	○	○	上篠路中学校	篠路町上篠路116番地-14	○	－	○	○	○		
白 石 区	日章中学校	東札幌4条5丁目1-1	○	－	○	○	篠路中学校	篠路町篠路368番地	○	－	○	○	○	
	東札幌小学校	東札幌4条5丁目4-20	×	－	○	○	あいの里西小学校	あいの里2条3丁目9-1	○	－	○	○	○	
	札幌コンベンションセンター	東札幌6条1丁目1-1	○	－	○	×	あいの里東中学校	あいの里2条7丁目14-1	○	－	○	○	○	
	西白石小学校	中央3条5丁目2-22	○	－	○	○	拓北小学校	あいの里2条1丁目24-1	○	－	○	○	○	
	南白石小学校	南郷通2丁目南6-35	○	－	○	○	あいの里東小学校	あいの里3条7丁目11-1	○	－	○	○	○	
	白石区体育館	南郷通6丁目北1-1	○	－	○	×	鴻城小学校	あいの里3条6丁目2-1	○	－	○	○	○	
	本郷小学校	南郷通10丁目南3-1	○	－	○	○	百合が原小学校	百合が原6丁目5-1	○	－	○	○	○	
	東白石中学校	南郷通15丁目北4-1	○	－	○	○	北九条小学校	北9条西1丁目1	○	－	○	○	○	
	南郷小学校	本郷通4丁目南3-1	○	－	○	○	東苗穂小学校	東苗穂5条2丁目3-1	○	－	○	○	○	
	白石中学校	本郷通6丁目南1-1	○	－	○	○	札幌小学校	東苗穂7条2丁目3-1	○	－	○	○	○	
	白石小学校	本通1丁目北4-1	○	－	○	○	札幌中学校	東苗穂7条1丁目1-1	○	－	○	○	○	
	東白石小学校	本通14丁目南6-1	×	－	○	○	札幌北小学校	東苗穂9条3丁目2-3	○	－	○	○	○	
	平和通小学校	本通15丁目北3-1	○	－	○	○	札幌北中学校	東苗穂10条3丁目16-20	○	－	○	○	○	
	大谷地小学校	本通18丁目南1-1	○	－	○	○	札幌緑小学校	東苗穂13条4丁目9-30	○	－	○	○	○	
	柏丘中学校	平和通8丁目北3-1	○	－	○	○	栄町小学校	北36条東13丁目3-1	○	－	○	○	○	
	本通小学校	平和通9丁目南1-1	○	－	○	○	栄町中学校	北36条東14丁目1-1	○	－	○	○	○	
	幌東中学校	菊水6条3丁目2-51	○	－	○	○	栄南中学校	北36条東16丁目1-1	○	－	○	×	○	
	幌東小学校	菊水6条3丁目2-65	○	－	○	○	栄南小学校	北37条東20丁目3-1	○	－	○	○	○	
	東橋小学校	菊水8条1丁目3-25	○	－	○	○	栄西小学校	北39条東4丁目1-1	○	－	○	○	○	
	上白石小学校	菊水上町1条3丁目52	○	－	○	○	栄小学校	北42条東10丁目2-1	○	－	○	○	○	
	菊水小学校	菊水元町2条3丁目2-14	○	－	○	○	栄中学校	北46条東6丁目1-1	○	－	○	○	○	
	北都小学校	北郷3条11丁目7-1	○	－	○	○	栄東小学校	北46条東13丁目1-1	○	－	○	○	○	
	北郷小学校	北郷4条5丁目1-1	○	－	○	○	栄北小学校	北47条東6丁目1-1	○	－	○	○	○	

現 行							修正案							備考
区	施設名	所在地	指定緊急避難場所の指定の有無				指定避難 所に 兼ねて指 定							
			洪水 災害	土砂 災害	地震 災害	大規模 な火事								
白石区	北白石中学校	北郷6条3丁目5-1	○	－	○	○	白石区							
	北白石小学校	北郷6条3丁目5-2	○	－	○	○								
	川北小学校	川北4条2丁目2-1	○	－	○	○								
	東川下小学校	川下4条3丁目1-1	○	－	○	○								
	北郷中学校	北郷749番地56	○	－	○	○								
	米里小学校	米里1条3丁目8-1	○	－	○	○								
	米里中学校	米里1条4丁目5-1	○	－	○	○								
厚別区	札幌白陵高校	東米里2062番地10	○	－	○	○	厚別区							
	小野幌小学校	厚別東2条4丁目5-1	○	○	○	○								
	厚別中学校	厚別東3条5丁目1-1	○	○	○	○								
	厚別東小学校	厚別東4条8丁目1-1	○	○	○	○								
	厚別北中学校	厚別町小野幌774番地5	×	－	○	○								
	もみじの丘小学校	もみじ台東4丁目5-1	○	○	○	○								
	もみじ台中学校	もみじ台西1丁目1-1	○	○	○	○								
	もみじの森小学校	もみじ台西3丁目4-1	○	○	○	○								
	青葉中学校	青葉町10丁目1-1	○	○	○	○								
	共栄小学校	厚別南2丁目21-22	○	○	○	○								
	新札幌わかまぎ小学校	厚別南7丁目9-1	○	○	○	○								
	上野幌中学校	上野幌2条3丁目10-1	○	○	○	○								
	ノボロの丘小学校	上野幌2条4丁目5-1	○	○	○	○								
	大谷地東小学校	大谷地東5丁目8-1	○	○	○	○								
	厚別南中学校	大谷地東7丁目1-1	×	×	○	○								
	ひばりが丘小学校	厚別中央2条4丁目3-1	○	○	○	○								
	厚別区体育館	厚別中央2条5丁目1-20	○	○	○	×								
	信濃中学校	厚別中央3条2丁目3-1	○	○	○	○								
	信濃小学校	厚別中央4条3丁目6-1	○	○	○	○								
	厚別西小学校	厚別西3条1丁目3-1	○	－	○	○								
	厚別通小学校	厚別西4条3丁目10-30	○	－	○	○								
	厚別北小学校	厚別北2条3丁目3-1	○	○	○	○								
	豊平区	豊園小学校	美園1条4丁目1-1	○	○	○		○	豊平区					
		みどり小学校	美園5条2丁目2-1	○	○	○		○						
		月寒小学校	月寒西2条5丁目1-1	○	○	○		×						
		南月寒小学校	月寒西4条8丁目2-1	○	○	○		○						
		西岡小学校	西岡2条9丁目1-1	○	○	○		○						
		西岡中学校	西岡3条12丁目1-1	○	○	○		○						
		西岡北小学校	西岡3条6丁目7-20	○	○	○		○						
		西岡北中学校	西岡3条8丁目1-1	○	○	○		○						
		西岡南小学校	西岡4条12丁目7-1	○	○	○		○						
		羊丘中学校	福住1条3丁目16-1	○	○	○		○						
		福住小学校	福住3条5丁目1-1	○	○	○		○						
あやめ野小学校		月寒東1条11丁目7-32	×	－	○	○								
羊丘小学校		月寒東1条16丁目3-1	○	○	○	○								
月寒中学校		月寒東2条2丁目4-54	○	○	○	○								
豊平区体育館		月寒東2条20丁目4-15	○	○	○	×								
月寒東小学校		月寒東3条10丁目1-1	○	－	○	○								
あやめ野中学校		月寒東3条11丁目15-1	○	－	○	○								
東月寒中学校		月寒東3条18丁目1-72	○	○	○	○								
しらがまぎ台小学校		月寒東4条18丁目10-43	○	○	○	○								
東園小学校		豊平1条12丁目1-1	○	－	○	○								
豊平小学校		豊平5条7丁目1-2	○	－	○	○								
八条中学校		豊平8条13丁目2-1	○	○	○	○								
東区		栄緑小学校	北51条東10丁目1-1	○	－	○	○	東区						
		札幌小学校	伏古1条2丁目1-31	○	－	○	○							
		札幌中学校	伏古8条1丁目1-28	○	－	○	○							
		伏古小学校	伏古8条5丁目2-1	○	－	○	○							
		伏古北小学校	伏古11条1丁目2-10	○	－	○	○							
		丘珠小学校	丘珠町593番地	○	－	○	○							
		丘珠中学校	丘珠町674番地15	○	－	○	○							
		中沼小学校	中沼町73-10	○	－	○	○							
		義務教育学校福移学園	中沼町240番地	×	－	○	○							
		苗穂小学校	北9条東13丁目1-1	○	－	○	○							
		北光小学校	北12条東6丁目1-1	○	－	○	○							
	美香保中学校	北17条東6丁目1-1	○	－	○	○								
	美香保小学校	北18条東6丁目1-10	○	－	○	○								
	明園小学校	北19条東14丁目1-1	○	－	○	○								
	開成小学校	北21条東21丁目3-1	○	－	○	○								
	明園中学校	北22条東12丁目1-1	○	－	○	○								
	元町小学校	北25条東17丁目1-1	○	－	○	○								
	北園小学校	北25条東4丁目3-1	○	－	○	○								
	東区体育館	北27条東14丁目3-1	○	－	○	×								
	元町中学校	北28条東20丁目1-1	○	－	○	○								
	元町北小学校	北31条東14丁目1-1	○	－	○	○								
	北栄中学校	北33条東2丁目1-1	○	－	○	○								
	北小学校	北33条東4丁目1-1	○	－	○	○								
	東栄中学校	本町1条7丁目2-7	○	－	○	○								
	東光小学校	本町2条1丁目2-32	○	－	○	○								
	本町小学校	本町2条7丁目1-30	○	－	○	○								
	開成中等教育学校	北22条東21丁目1-1	○	－	○	○								
白石区	東札幌小学校	東札幌4条5丁目4-20	×	－	○	○	白石区							
	日章中学校	東札幌4条5丁目1-1	○	－	○	○								
	札幌コンベンションセンター	東札幌6条1丁目1-1	○	－	○	×								
	西白石小学校	中央3条5丁目2-22	○	－	○	○								
	南白石小学校	南郷通2丁目南6-35	○	－	○	○								
	本郷小学校	南郷通10丁目南3-1	○	－	○	○								
	白石区体育館	南郷通6丁目北1-1	○	－	○	×								
	東白石中学校	南郷通15丁目北4-1	○	－	○	○								
	南郷小学校	本郷通4丁目南3-1	○	－	○	○								
	白石中学校	本郷通6丁目南1-1	○	－	○	○								
	大谷地小学校	本通18丁目南1-1	○	－	○	○								
	東白石小学校	本通14丁目南6-1	×	－	○	○								
	白石小学校	本通1丁目北4-1	○	－	○	○								
	平和通小学校	本通15丁目北3-1	○	－	○	○								
	本通小学校	平和通9丁目南1-1	○	－	○	○								
	柏丘中学校	平和通8丁目北3-1	○	－	○	○								
	幌東小学校	菊水6条3丁目2-65	○	－	○	○								
	幌東中学校	菊水6条3丁目2-51	○	－	○	○								
	東橋小学校	菊水8条1丁目3-25	○	－	○	○								
	上白石小学校	菊水上町1条3丁目52	○	－	○	○								
	菊水小学校	菊水元町2条3丁目2-14	○	－	○	○								
	北都小学校	北郷3条11丁目7-1	○	－	○	○								

現 行							修正案							備考
区	施設名	所在地	指定緊急避難場所の指定の有無				指定している災害の種類	指定避難所に 兼ねて指定						
			洪水 災害	土砂 災害	地震 災害	大規模な火事			洪水災害	土砂災害	地震災害	大規模な火事		
豊平区	旭小学校	水車町3丁目1-22	×	×	○	○	○	○	○	○				
	中の島小学校	中の島2条1丁目1-22	×	×	○	○	○	○	○	○				
	中の島中学校	中の島2条3丁目9-1	○	○	○	○	○	○	○	○				
	平岸西小学校	平岸1条15丁目2-1	○	○	○	○	○	○	○	○				
	平岸中学校	平岸1条21丁目3-1	×	×	○	○	○	○	○	○				
	平岸小学校	平岸2条14丁目1-28	○	○	○	○	○	○	○	○				
	東山小学校	平岸4条11丁目6-1	○	○	○	○	○	○	○	○				
	美園小学校	平岸5条7丁目2-21	○	○	○	○	○	○	○	○				
	平岸高台小学校	平岸5条18丁目1-1	○	○	○	○	○	○	○	○				
	陵陽中学校	平岸6条11丁目1-25	○	○	○	○	○	○	○	○				
清田区	三里塚小学校	里塚2条6丁目7-1	－	○	○	○	○	○	○	○				
	真栄小学校	美しが丘1条1丁目1-10	○	○	○	○	○	○	○	○				
	真栄中学校	美しが丘1条1丁目2-10	○	○	○	○	○	○	○	○				
	美しが丘小学校	美しが丘2条5丁目1-1	○	○	○	○	○	○	○	○				
	美しが丘緑小学校	美しが丘4条5丁目8-1	○	○	○	○	○	○	○	○				
	有明小学校	有明141-2	○	○	○	○	○	○	○	○				
	清田小学校	清田1条4丁目3-30	○	○	○	○	○	○	○	○				
	清田中学校	清田3条3丁目7-1	×	×	×	○	○	○	○	○				
	清田南小学校	清田5条2丁目18-1	○	○	○	○	○	○	○	○				
	清田緑小学校	清田7条3丁目12-30	○	○	○	○	○	○	○	○				
	北野平小学校	北野2条3丁目7-1	○	○	○	○	○	○	○	○				
	北野中学校	北野2条3丁目7-30	○	○	○	○	○	○	○	○				
	北野小学校	北野3条2丁目10-1	○	○	○	○	○	○	○	○				
	北野台中学校	北野4条4丁目13-1	○	○	○	○	○	○	○	○				
	北野台小学校	北野4条5丁目4-80	○	○	○	○	○	○	×	○				
	清田区体育館	平岡1条5丁目4-1	○	○	○	○	○	○	○	○				
	平岡中学校	平岡2条5丁目4-10	○	○	○	○	○	○	○	○				
	平岡南小学校	平岡2条6丁目2-1	○	○	○	○	○	○	○	○				
	平岡中央小学校	平岡5条3丁目9-1	○	○	○	○	○	○	○	○				
	平岡中央中学校	平岡5条4丁目7-1	○	○	○	○	○	○	○	○				
	平岡小学校	平岡9条2丁目5-1	○	○	○	○	○	○	○	○				
	平岡公園小学校	平岡公園東5丁目9-1	－	○	○	○	○	○	○	○				
	平岡緑中学校	平岡公園東9丁目11-1	－	－	○	○	○	○	○	○				
	南区	澄川西小学校	澄川2条5丁目7-2	×	×	○	○	○	○	○	○			
		澄川小学校	澄川5条4丁目1-1	○	○※1	○	○	○	○	○	○			
		澄川南小学校	澄川5条13丁目7-1	○	○	○	○	○	○	○	○			
澄川中学校		澄川6条6丁目1-10	○	○※1	○	○	○	○	○	○				
真駒内中学校		真駒内幸町3丁目1-1	○	○	○	○	○	○	○	○				
真駒内桜山小学校		真駒内泉町3丁目13-1	○	○	○	○	○	○	○	○				
真駒内公園小学校		真駒内曙町2丁目1-1	○	○	○	○	○	○	○	○				
真駒内曙中学校		真駒内曙町2丁目1-2	○	○	○	○	○	○	○	○				
南小学校		南31条西9丁目2-1	○	○	○	○	○	○	○	○				
藻岩北小学校		川沿2条3丁目7-1	○	○	○	○	○	○	○	○				
南区体育館		川沿4条2丁目2-1	○	○	○	○	×	○	○	○				
藻岩小学校		川沿7条2丁目3-1	○	○	○	○	○	○	○	○				
藻岩中学校		川沿7条3丁目4-1	○	○	○	○	○	○	○	○				
藻岩南小学校		川沿18条2丁目1-15	○	○	○	○	○	○	○	○				
南が丘中学校		南沢2条1丁目17-1	○	○	○	○	○	○	○	○				
南の沢小学校		南沢3条2丁目18-1	－	○	○	○	○	○	○	○				
北の沢小学校		北ノ沢1727-5	－	○	○	○	○	○	○	○				
石山緑小学校		石山1条4丁目1-1	×	×	○	○	○	○	○	○				
白石区		北郷小学校	北郷4条5丁目1-1	○	－	○	○	○	○	○	○			
		北白石小学校	北郷6条3丁目5-2	○	－	○	○	○	○	○	○			
	北白石中学校	北郷6条3丁目5-1	○	－	○	○	○	○	○	○				
	川北小学校	川北4条2丁目2-1	○	－	○	○	○	○	○	○				
	東川下小学校	川下4条3丁目1-1	○	－	○	○	○	○	○	○				
	北都中学校	川下749番地56	○	－	○	○	○	○	○	○				
	米里小学校	米里1条3丁目8-1	○	－	○	○	○	○	○	○				
	米里中学校	米里1条4丁目5-1	○	－	○	○	○	○	○	○				
	札幌白陵高等学校	東米里2062番地10	○	－	○	○	○	○	○	○				
	厚別区	小野幌小学校	厚別東2条4丁目5-1	○	○	○	○	○	○	○	○			
		厚別中学校	厚別東3条5丁目1-1	○	○	○	○	○	○	○	○			
		厚別東小学校	厚別東4条8丁目1-1	○	○	○	○	○	○	○	○			
		厚別北中学校	厚別東「小野幌」774番地5	×	－	○	○	○	○	○	○			
		もみじの丘小学校	もみじ台東4丁目5-1	○	○	○	○	○	○	○	○			
		もみじの森小学校	もみじ台西3丁目4-1	○	○	○	○	○	○	○	○			
		もみじ台中学校	もみじ台西1丁目1-1	○	○	○	○	○	○	○	○			
		青葉中学校	青葉町10丁目1-1	○	○	○	○	○	○	○	○			
		共栄小学校	厚別南2丁目21-22	○	○	○	○	○	○	○	○			
		新札幌かわさき小学校	厚別南7丁目9-1	○	○	○	○	○	○	○	○			
	豊平区	上野幌中学校	上野幌2条3丁目10-1	○	○	○	○	○	○	○	○			
ノホロの丘小学校		上野幌2条4丁目5-1	○	○	○	○	○	○	○	○				
厚別南中学校		大谷地東7丁目1-1	×	×	○	○	○	○	○	○				
大谷地東小学校		大谷地東5丁目8-1	○	○	○	○	○	○	○	○				
厚別区体育館		厚別中央2条5丁目1-20	○	○	○	×	○	○	○	○				
ひばりが丘小学校		厚別中央2条4丁目3-1	○	○	○	○	○	○	○	○				
信濃中学校		厚別中央3条2丁目3-1	○	○	○	○	○	○	○	○				
信濃小学校		厚別中央4条3丁目6-1	○	○	○	○	○	○	○	○				
厚別西小学校		厚別西3条1丁目3-1	○	－	○	○	○	○	○	○				
厚別通小学校		厚別西4条3丁目10-30	○	－	○	○	○	○	○	○				
豊平区	厚別北小学校	厚別北2条3丁目3-1	○	○	○	○	○	○	○	○				
	豊園小学校	美園1条4丁目1-1	○	○	○	○	○	○	○	○				
	みどり小学校	美園5条2丁目2-1	○	○	○	○	○	○	○	○				
	月寒小学校	月寒西2条5丁目1-1	○	○	○	×	○	○	○	○				
	南月寒小学校	月寒西4条8丁目2-1	○	○	○	○	○	○	○	○				
	西岡小学校	西岡2条9丁目1-1	○	○	○	○	○	○	○	○				
	西岡中学校	西岡3条12丁目1-1	○	○	○	○	○	○	○	○				
	西岡北小学校	西岡3条6丁目7-20	○	○	○	○	○	○	○	○				
	西岡北中学校	西岡3条8丁目1-1	○	○	○	○	○	○	○	○				
	西岡南小学校	西岡4条12丁目7-1	○	○	○	○	○	○	○	○				

現 行							修正案							備考		
区	施設名	所在地	指定緊急避難場所の指定の有無				区	施設名	所在地	指定している災害の種類				指定避難所に 兼ねて指定		
			洪水 災害	土砂 災害	地震 災害	大規模 な火事				洪水災 害	土砂災 害	地震災 害	大規模な火 事			
南区	石山中学校	石山2条8丁目7-1	○	○	○	○	豊平区	豊平小学校	豊平5条7丁目1-2	○	－	○	○	○		
	藤の沢小学校	石山528番地	○	○	○	○		八条中学校	豊平8条13丁目2-1	○	○	○	○	○		
	常盤中学校	常盤2条2丁目21-1	－	○	○	○		旭小学校	水車町3丁目1-22	×	×	○	○	○		
	芸術の森小学校	常盤2条3丁目1	○	○	○	○		中の島小学校	中の島2条1丁目1-22	×	×	○	○	○		
	駒岡小学校	真駒内143番地	×	×	×	○		中の島中学校	中の島2条3丁目9-1	○	○	○	○	○		
	篠舞小学校	篠舞1条4丁目2-1	○	○	○	○		平岸西小学校	平岸1条15丁目2-1	○	○	○	○	○		
	篠舞中学校	篠舞3条3丁目3-33	○	○※2	○	○		平岸中学校	平岸1条21丁目3-1	×	×	○	○	○		
	藤野小学校	藤野2条7丁目7-1	○	○	○	○		平岸小学校	平岸2条14丁目1-28	○	○	○	○	○		
	藤野南小学校	藤野4条6丁目26-1	○	○	○	○		東山小学校	平岸4条11丁目6-1	○	○	○	○	○		
	藤野中学校	藤野5条6丁目3-1	○	○	○	○		美園小学校	平岸5条7丁目2-21	○	○	○	○	○		
西区	定山溪小学校	定山溪温泉東4丁目	○	○※1	○	×	清田区	平岸高台小学校	平岸5条18丁目1-1	○	○	○	○	○		
	定山溪中学校	定山溪温泉西1丁目31	○	○※1	○	○		陵陽中学校	平岸6条11丁目1-25	○	○	○	○	○		
	豊滝除雪ステーション	豊滝424番地1	○	○	○	○		三里塚小学校	里塚2条6丁目7-1	－	○	○	○	○		
	山の手南小学校	山の手1条9丁目6-1	○	○	○	○		真栄小学校	美しが丘1条1丁目1-10	○	○	○	○	○		
	琴似中学校	山の手4条2丁目1-1	○	○	○	○		真栄中学校	美しが丘1条1丁目2-10	○	○	○	○	○		
	山の手小学校	山の手5条6丁目1-1	○	○	○	○		美しが丘小学校	美しが丘2条5丁目1-1	○	○	○	○	○		
	福井野小学校	福井6丁目11-1	○	○	○	○		美しが丘緑小学校	美しが丘4条5丁目8-1	○	○	○	○	○		
	福井野中学校	福井6丁目12-10	×	×	×	○		有明小学校	有明141-2	○	○	○	○	○		
	平和小学校	平和3条8丁目2-1	○	○	○	○		清田小学校	清田1条4丁目3-30	○	○	○	○	○		
	西園小学校	西野1条7丁目4-1	○	○	○	○		清田中学校	清田3条3丁目7-1	×	×	×	○	○		
	手稲東中学校	西野2条5丁目3-1	○	○	○	○		清田南小学校	清田5条2丁目18-1	○	○	○	○	○		
	宮の丘中学校	西野3条10丁目9-1	×	×	×	○		清田緑小学校	清田7条3丁目12-30	○	○	○	○	○		
	手稲東小学校	西野4条3丁目7-1	○	○	○	○		北野中学校	北野2条3丁目7-30	○	○	○	○	○		
	西野小学校	西野8条4丁目4-1	○	○	○	○		北野平小学校	北野2条3丁目7-1	○	○	○	○	○		
	西野第二小学校	西野8条7丁目1-1	○	○	○	○		北野小学校	北野3条2丁目10-1	○	○	○	○	○		
	西野中学校	西野8条7丁目5-1	○	○	○	○		北野台小学校	北野4条5丁目4-80	○	○	○	○	○		
	手稲宮丘小学校	宮の沢3条2丁目1-1	－	○※	○	○		北野台中学校	北野4条4丁目13-1	○	○	○	○	○		
	陵北中学校	二十四軒2条3丁目1-23	○	－	○	○		清田区体育館	平岡1条5丁目4-1	○	○	○	×	○		
	二十四軒小学校	二十四軒2条3丁目1-37	○	－	×	○		平岡中学校	平岡2条5丁目4-10	○	○	○	○	○		
	琴似小学校	琴似2条7丁目1-30	○	○	○	×		平岡南小学校	平岡2条6丁目2-1	○	○	○	○	○		
	発寒南小学校	発寒2条4丁目1-1	○	○	○	○		平岡中央小学校	平岡5条3丁目9-1	○	○	○	○	○		
	発寒中学校	発寒5条7丁目1-1	○	－	○	○		平岡中央中学校	平岡5条4丁目7-1	○	○	○	○	○		
	発寒西小学校	発寒5条7丁目1-2	○	○	○	○		平岡小学校	平岡9条2丁目5-1	○	○	○	○	○		
	西区体育館	発寒5条8丁目9-1	○	○	○	×		平岡緑中学校	平岡公園東9丁目11-1	－	－	○	○	○		
	手稲区	西小学校	発寒7条13丁目2-1	○	○	○		○	南区	平岡公園小学校	平岡公園東5丁目9-1	－	○	○	○	○
		発寒小学校	発寒10条4丁目1-62	○	－	○		○		澄川西小学校	澄川2条5丁目7-2	×	×	○	○	○
発寒東小学校		発寒15条2丁目2-1	○	－	○	○	澄川小学校	澄川5条4丁目1-1		○	○	○	○	○		
西陵中学校		発寒15条2丁目5-1	○	－	○	○	澄川南小学校	澄川5条13丁目7-1		○	○	○	○	○		
八軒西小学校		八軒3条西5丁目1-1	○	－	○	○	澄川中学校	澄川6条6丁目1-10		○	○	○	○	○		
八軒小学校		八軒4条西1丁目1-8	○	－	○	○	真駒内中学校	真駒内幸町3丁目1-1		○	○	○	○	○		
八軒北小学校		八軒8条西6丁目1-1	○	－	○	○	真駒内松山小学校	真駒内泉町3丁目13-1		○	○	○	○	○		
八軒中学校		八軒8条西8丁目1-1	○	－	○	○	真駒内公園小学校	真駒内曙町2丁目1-1		○	○	○	○	○		
八軒東中学校		八軒2条東3丁目1-20	○	－	○	○	真駒内曙中学校	真駒内曙町2丁目1-2		○	○	○	○	○		
琴似中央小学校		八軒7条東1丁目1-1	○	－	○	○	南小学校	南31条西9丁目2-1		○	○	○	○	○		
西宮の沢小学校		西宮の沢2条4丁目15-1	○	○	○	○	藻岩北小学校	川沿2条3丁目7-1		○	○	○	○	○		
富丘小学校		富丘1条6丁目4-1	○	○	○	○	南区体育館	川沿4条2丁目2-1		○	○	○	×	○		
手稲中学校		富丘3条5丁目2-1	○	○	○	○	藻岩小学校	川沿7条2丁目3-1		○	○	○	○	○		
手稲中央小学校		手稲本町3条2丁目6-1	○	○	○	○	藻岩中学校	川沿7条3丁目4-1		○	○	○	○	○		
稲穂中学校	稲穂4条2丁目18-10	×	×	×	○	藻岩南小学校	川沿18条2丁目1-15	○	○	○	○	○				
稲穂小学校	稲穂4条5丁目12-5	×	×	○	○	南が丘中学校	南沢2条1丁目17-1	○	○	○	○	○				
手稲西小学校	金山3条2丁目8-60	○	○	○	○											

現 行							修正案							備考
区	施設名	所在地	指定緊急避難場所の指定の有無				区	施設名	所在地	指定している災害の種類				指定避難 所に 兼ねて指 定
			洪水 災害	土砂 災害	地震 災害	大規模 な火事				洪水災 害	土砂災 害	地震災 害	大規模な火 事	
手稲区	手稲西中学校	金山3条2丁目8-7	○	○	○	○	南区	南の沢小学校	南沢3条2丁目18-1	－	○	○	○	○
	新発寒小学校	新発寒2条2丁目1115-307	○	－	○	○		北の沢小学校	北沢1727-5	－	○	○	○	○
	新陵東小学校	新発寒5条4丁目2-1	○	－	○	○		石山緑小学校	石山1条4丁目1-1	×	×	○	○	○
	新陵中学校	新発寒5条4丁目4-1	○	－	○	○		石山中学校	石山2条8丁目7-1	○	○	○	○	○
	新陵小学校	新発寒6条6丁目3-1	○	－	○	○		藤の沢小学校	石山528番地	○	○	○	○	○
	手稲鉄北小学校	前田2条12丁目1-2	○	○	○	○		常盤中学校	常盤2条2丁目21-1	－	○	○	○	○
	稲積中学校	前田4条5丁目2-1	○	○	○	○		駒岡小学校	真駒内143番地	×	×	×	○	○
	稲積小学校	前田5条7丁目1-1	○	○	○	○		簾舞小学校	簾舞1条4丁目2-1	○	○	○	○	○
	前田小学校	前田6条11丁目3-1	○	－	○	○		簾舞中学校	簾舞3条3丁目3-33	○	○	○	○	○
	前田中学校	前田7条13丁目1-1	○	－	○	○		藤野小学校	藤野2条7丁目7-1	○	○	○	○	○
	前田中央小学校	前田8条12丁目2-1	○	－	○	○		藤野南小学校	藤野4条6丁目26-1	○	○	○	○	○
	前田北中学校	前田10条15丁目8-1	○	－	○	○		藤野中学校	藤野5条6丁目3-1	○	○	○	○	○
	前田北小学校	前田10条18丁目4-1	○	－	○	○		定山溪小学校	定山溪温泉東4丁目308	○	○	○	×	○
	手稲区体育館	曙2条1丁目2-46	○	○	○	×		定山溪中学校	定山溪温泉西1丁目31	○	○	○	○	○
	稲陵中学校	曙7条2丁目6-50	○	－	○	○		豊滝除雪ステーション	豊滝424番地1	○	○	○	○	○
	手稲山口小学校	曙11条2丁目7-1	○	－	○	○		芸術の森小学校	常盤2条3丁目1	○	○	○	○	○
	星置東小学校	星置2条1丁目6-1	○	○	○	○	西区	山の手南小学校	山の手1条9丁目6-1	○	○	○	○	○
	星置中学校	星置3条5丁目13-1	○	○	○	○		琴似中学校	山の手4条2丁目1-1	○	○	○	○	○
	手稲北小学校	手稲山口653-2	○	○	○	○		山の手小学校	山の手5条6丁目1-1	○	○	○	○	○
	北海道科学大学	前田7条15丁目4-1	○	－	○	○		福井野小学校	福井6丁目11-1	○	○	○	○	○
						福井野中学校		福井6丁目12-10	○	○	○	○	○	
						平和小学校		平和3条8丁目2-1	○	○	○	○	○	
						西園小学校		西野1条7丁目4-1	○	○	○	○	○	
						手稲東中学校		西野2条5丁目3-1	○	○	○	○	○	
						宮の丘中学校		西野3条10丁目9-1	×	×	×	○	○	
						手稲東小学校		西野4条3丁目7-1	○	○	○	○	○	
						西野小学校	西野8条4丁目4-1	○	○	○	○	○		
						西野第二小学校	西野8条7丁目1-1	○	○	○	○	○		
						西野中学校	西野8条7丁目5-1	○	○	○	○	○		
						手稲宮丘小学校	宮の沢3条2丁目1-1	－	○	○	○	○		
						二十四軒小学校	二十四軒2条3丁目1-37	○	－	○	○	○		
						陵北中学校	二十四軒2条3丁目1-23	○	－	○	○	○		
						琴似小学校	琴似2条7丁目1-30	○	○	○	×	○		
						発寒南小学校	発寒2条4丁目1-1	○	○	○	○	○		
						発寒西小学校	発寒5条7丁目1-2	○	○	○	○	○		
						発寒中学校	発寒5条7丁目1-1	○	－	○	○	○		
						西区体育館	発寒5条8丁目9-1	○	○	○	×	○		
						西小学校	発寒7条13丁目2-1	○	○	○	○	○		
						発寒小学校	発寒10条4丁目1-62	○	－	○	○	○		
						西陵中学校	発寒15条2丁目5-1	○	－	○	○	○		
						発寒東小学校	発寒15条2丁目2-1	○	－	○	○	○		
						八軒西小学校	八軒3条西5丁目1-1	○	－	○	○	○		
						八軒小学校	八軒4条西1丁目1-8	○	－	○	○	○		
						八軒中学校	八軒8条西8丁目1-1	○	－	○	○	○		
						八軒北小学校	八軒8条西6丁目1-1	○	－	○	○	○		
						八軒東中学校	八軒2条東3丁目1-20	○	－	○	○	○		
						琴似中央小学校	八軒7条東1丁目1-1	○	－	○	○	○		

現 行			修正案							備考
2 指定避難所（地域）一覧（危機管理局）										
区名	施設名	所在地	区	施設名	所在地	指定している災害の種類				
						洪水災 害	土砂災 害	地震災 害	大規模な火 事	
中央区	札幌旭丘高校	旭ヶ丘6丁目	手稲区	西宮の沢小学校	西宮の沢2条4丁目15-1	○	○	○	○	○
中央区	札幌市教育文化会館	北1条西13丁目		富丘小学校	富丘1条6丁目4-1	○	○	○	○	○
中央区	円山会館（円山まちづくりセンター・児童会館）	北1条西23丁目		手稲中学校	富丘3条5丁目2-1	○	○	○	○	○
中央区	苗穂会館（苗穂まちづくりセンター・苗穂はるにれ児童会館）	北1条東10丁目		手稲中央小学校	手稲本町3条2丁目6-1	○	○	○	○	○
中央区	札幌大通高校	北2条西11丁目		稲穂小学校	稲穂4条5丁目12-5	×	×	○	○	○
中央区	札幌龍谷学園高校	北4条西19丁目		稲穂中学校	稲穂4条2丁目18-10	×	×	×	○	○
中央区	ベルコ北円山ホール	北5条西22丁目		手稲西小学校	金山3条2丁目8-60	○	○	○	○	○
中央区	桑園ふれあいセンター（桑園まちづくりセンター・児童会館）	北7条西15丁目		手稲西中学校	金山3条2丁目8-7	○	○	○	○	○
中央区	サービス付き高齢者向け住宅「ウィステリア南1条」	南1条西14丁目		新発寒小学校	新発寒2条2丁目1115-307	○	－	○	○	○
中央区	中央区民センター	南2条西10丁目		新陵中学校	新発寒5条4丁目4-1	○	－	○	○	○
中央区	大通・西会館（大通・西まちづくりセンター）	南2条西15丁目		新陵東小学校	新発寒5条4丁目2-1	○	－	○	○	○
中央区	北海道神宮頓宮	南2条東3丁目		新陵小学校	新発寒6条6丁目3-1	○	－	○	○	○
中央区	興正寺別院	南2条東5丁目		手稲鉄北小学校	前田2条12丁目1-2	○	○	○	○	○
中央区	北海寺	南3条東4丁目		稲穂中学校	前田4条5丁目2-1	○	○	○	○	○
中央区	西創成会館（西創成まちづくりセンター）	南5条西7丁目		稲穂小学校	前田5条7丁目1-1	○	○	○	○	○
中央区	豊水会館（豊水まちづくりセンター）	南8条西2丁目		前田小学校	前田6条11丁目3-1	○	－	○	○	○
中央区	旭山公園通地区センター	南9条西18丁目		前田中学校	前田7条13丁目1-1	○	－	○	○	○
中央区	南円山会館（南円山まちづくりセンター）	南9条西21丁目		前田中央小学校	前田8条12丁目2-1	○	－	○	○	○
中央区	曙会館（曙まちづくりセンター）	南11条西10丁目		前田北小学校	前田10条18丁目4-1	○	－	○	○	○
中央区	幌西会館（幌西まちづくりセンター）	南11条西14丁目		前田北中学校	前田10条15丁目8-1	○	－	○	○	○
中央区	妙心寺	南11条西9丁目		手稲区体育館	曙2条1丁目2-46	○	○	○	×	○
中央区	あけぼのアート&コミュニティセンター	南11条西9丁目		稲穂中学校	曙7条2丁目6-50	○	－	○	○	○
中央区	こうさい保育園	南12条西16丁目1-5		手稲山口小学校	曙11条2丁目7-1	○	－	○	○	○
中央区	大光寺	南12条西17丁目		星置東小学校	星置2条1丁目6-1	○	○	○	○	○
中央区	誓願寺	南13条西9丁目		星置中学校	星置3条5丁目13-1	○	○	○	○	○
中央区	伏見会館	南14条西18丁目		手稲北小学校	手稲山口653-2	○	○	○	○	○
中央区	瑞正寺	南14条西8丁目		北海道科学大学	前田7条15-4-1	○	－	○	○	○
中央区	静修高校	南16条西6丁目								
中央区	札幌南高校	南18条西6丁目								
中央区	山鼻会館（山鼻まちづくりセンター）	南23条西10丁目								
中央区	山鼻福祉センター（山鼻児童会館）	南24条西13丁目								
中央区	中島児童会館	中島公園1番1号								
中央区	アンフィニ（サッカー場クラブハウス）	盤溪433番地								
中央区	円山西町内会館	円山西町3丁目								
中央区	円山西町児童会館	円山西町8丁目								
中央区	曹洞宗大乗院薬王寺本堂	宮の森1263番地								
中央区	大倉山ジャンプ競技場本部棟	宮の森1274番地								
中央区	宮の森明和地区会館（宮の森まちづくりセンター）	宮の森2条11丁目								
中央区	宮の森会館（宮の森児童会館）	宮の森2条5丁目								
中央区	北海道森林管理局	宮の森3条7丁目70番								
中央区	札幌西高校	宮の森4条8丁目								
中央区	伏見稲荷神社	伏見2丁目								
中央区	ローズガーデンクライスト教会	伏見3丁目								
北区	拓北・あいの里地区センター（拓北・あいの里まちづくりセンター）	あいの里1条6丁目								
北区	ベルコ麻生シティホール	麻生町9丁目								
北区	篠路コミュニティセンター	篠路3条8丁目								
北区	篠路会館（篠路茨戸まちづくりセンター）	篠路4条7丁目								
北区	篠路児童会館	篠路4条9丁目								
北区	篠路団地福祉会館	篠路5条4丁目								
北区	札幌英藍高校	篠路町篠路372								

現 行			修正案		備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
<table><tr><th>区名</th><th>施設名</th><th>所在地</th></tr><tr><td>北区</td><td>新琴似児童会館</td><td>新琴似 11 条 7 丁目</td></tr><tr><td>北区</td><td>新琴似・新川地区センター</td><td>新琴似 2 条 8 丁目</td></tr><tr><td>北区</td><td>三和福祉会館（新琴似西まちづくりセンター）</td><td>新琴似 7 条 14 丁目</td></tr><tr><td>北区</td><td>プラザ新琴似（新琴似まちづくりセンター）</td><td>新琴似 7 条 4 丁目</td></tr><tr><td>北区</td><td>双葉福祉会館</td><td>新琴似 9 条 14 丁目</td></tr><tr><td>北区</td><td>新川地区会館（新川まちづくりセンター）</td><td>新川 1 条 4 丁目</td></tr><tr><td>北区</td><td>札幌新川高校</td><td>新川 5 条 14 丁目</td></tr><tr><td>北区</td><td>特定医療法人朋友会石金病院</td><td>新川 714 番地 2</td></tr><tr><td>北区</td><td>札幌国際情報高校</td><td>新川 717 番地 1</td></tr><tr><td>北区</td><td>新川公園会館</td><td>新川西 3 条 6 丁目</td></tr><tr><td>北区</td><td>豊明高等養護学校</td><td>西茨戸 4 条 1 丁目</td></tr><tr><td>北区</td><td>太平百合が原地区センター</td><td>太平 12 条 2 丁目</td></tr><tr><td>北区</td><td>太平百合が原地区会館（太平百合が原まちづくりセンター・児童会館）</td><td>太平 8 条 7 丁目</td></tr><tr><td>北区</td><td>屯田地区センター（屯田まちづくりセンター）</td><td>屯田 5 条 6 丁目</td></tr><tr><td>北区</td><td>札幌北陵高校</td><td>屯田 7 条 8 丁目</td></tr><tr><td>北区</td><td>有朋高校</td><td>屯田 9 条 7 丁目</td></tr><tr><td>北区</td><td>鉄西会館（鉄西まちづくりセンター）</td><td>北 10 条西 4 丁目</td></tr><tr><td>北区</td><td>藤女子大学北 16 条校舎・大学新館 1 期校舎</td><td>北 16 条西 2 丁目</td></tr><tr><td>北区</td><td>サービス付き高齢者向け住宅「ウィステリア N17」</td><td>北 17 条西 3 丁目</td></tr><tr><td>北区</td><td>幌北会館（幌北まちづくりセンター）</td><td>北 17 条西 5 丁目</td></tr><tr><td>北区</td><td>幌北児童会館</td><td>北 17 条西 6 丁目</td></tr><tr><td>北区</td><td>札幌工業高校</td><td>北 20 条西 13 丁目</td></tr><tr><td>北区</td><td>北 24 条会館</td><td>北 24 条西 3 丁目</td></tr><tr><td>北区</td><td>白楊幼稚園</td><td>北 24 条西 7 丁目</td></tr><tr><td>北区</td><td>札幌北高校</td><td>北 25 条西 11 丁目</td></tr><tr><td>北区</td><td>南新川会館</td><td>北 25 条西 13 丁目</td></tr><tr><td>北区</td><td>北区民センター</td><td>北 25 条西 6 丁目</td></tr><tr><td>北区</td><td>新陽会館</td><td>北 26 条西 15 丁目</td></tr><tr><td>北区</td><td>北会館（北まちづくりセンター）</td><td>北 29 条西 7 丁目</td></tr><tr><td>北区</td><td>麻生総合センター</td><td>北 39 条西 5 丁目</td></tr><tr><td>東区</td><td>丘珠ふれあいセンター（丘珠まちづくりセンター）</td><td>丘珠町 183 番地 2</td></tr><tr><td>東区</td><td>中沼モエレ会館（モエレ会館）</td><td>中沼町 104 番地</td></tr><tr><td>東区</td><td>福移公民館</td><td>中沼町 237 番地</td></tr><tr><td>東区</td><td>社会福祉法人北翔会「生活介護ひかり」</td><td>東雁来 8 条 1 丁目</td></tr><tr><td>東区</td><td>豊太郎町内会館</td><td>東雁来町 361 番地</td></tr><tr><td>東区</td><td>札幌保健医療大学 3 号館</td><td>東区中沼西 4 条 2 丁目</td></tr><tr><td>東区</td><td>札幌東陵高校</td><td>東苗穂 10 条 1 丁目</td></tr><tr><td>東区</td><td>瑞穂会館</td><td>苗穂町 13 丁目</td></tr><tr><td>東区</td><td>大薄寺</td><td>苗穂町 2 丁目</td></tr><tr><td>東区</td><td>苗穂東交流センター（苗穂東まちづくりセンター）</td><td>苗穂町 3 丁目</td></tr><tr><td>東区</td><td>伏古児童会館</td><td>伏古 10 条 3 丁目</td></tr><tr><td>東区</td><td>ふしこ地区センター</td><td>伏古 11 条 3 丁目</td></tr><tr><td>東区</td><td>ふしこ団地集会所</td><td>伏古 3 条 4 丁目</td></tr><tr><td>東区</td><td>伏古記念会館</td><td>伏古 7 条 2 丁目</td></tr><tr><td>東区</td><td>信行寺</td><td>北 8 条東 3 丁目</td></tr><tr><td>東区</td><td>新生児童会館</td><td>北 8 条東 7 丁目</td></tr><tr><td>東区</td><td>札幌ベルコ会館</td><td>北 8 条東 18 丁目</td></tr><tr><td>東区</td><td>瑞玄寺</td><td>北 9 条東 3 丁目</td></tr><tr><td>東区</td><td>鉄東会館（鉄東まちづくりセンター）</td><td>北 9 条東 5 丁目</td></tr><tr><td>東区</td><td>大覚寺</td><td>北 10 条東 11 丁目</td></tr><tr><td>東区</td><td>東区民センター</td><td>北 11 条東 7 丁目</td></tr><tr><td>東区</td><td>諏訪神社</td><td>北 12 条東 1 丁目</td></tr><tr><td>東区</td><td>札幌光星高校</td><td>北 13 条東 9 丁目</td></tr></table>			区名	施設名	所在地	北区	新琴似児童会館	新琴似 11 条 7 丁目	北区	新琴似・新川地区センター	新琴似 2 条 8 丁目	北区	三和福祉会館（新琴似西まちづくりセンター）	新琴似 7 条 14 丁目	北区	プラザ新琴似（新琴似まちづくりセンター）	新琴似 7 条 4 丁目	北区	双葉福祉会館	新琴似 9 条 14 丁目	北区	新川地区会館（新川まちづくりセンター）	新川 1 条 4 丁目	北区	札幌新川高校	新川 5 条 14 丁目	北区	特定医療法人朋友会石金病院	新川 714 番地 2	北区	札幌国際情報高校	新川 717 番地 1	北区	新川公園会館	新川西 3 条 6 丁目	北区	豊明高等養護学校	西茨戸 4 条 1 丁目	北区	太平百合が原地区センター	太平 12 条 2 丁目	北区	太平百合が原地区会館（太平百合が原まちづくりセンター・児童会館）	太平 8 条 7 丁目	北区	屯田地区センター（屯田まちづくりセンター）	屯田 5 条 6 丁目	北区	札幌北陵高校	屯田 7 条 8 丁目	北区	有朋高校	屯田 9 条 7 丁目	北区	鉄西会館（鉄西まちづくりセンター）	北 10 条西 4 丁目	北区	藤女子大学北 16 条校舎・大学新館 1 期校舎	北 16 条西 2 丁目	北区	サービス付き高齢者向け住宅「ウィステリア N17」	北 17 条西 3 丁目	北区	幌北会館（幌北まちづくりセンター）	北 17 条西 5 丁目	北区	幌北児童会館	北 17 条西 6 丁目	北区	札幌工業高校	北 20 条西 13 丁目	北区	北 24 条会館	北 24 条西 3 丁目	北区	白楊幼稚園	北 24 条西 7 丁目	北区	札幌北高校	北 25 条西 11 丁目	北区	南新川会館	北 25 条西 13 丁目	北区	北区民センター	北 25 条西 6 丁目	北区	新陽会館	北 26 条西 15 丁目	北区	北会館（北まちづくりセンター）	北 29 条西 7 丁目	北区	麻生総合センター	北 39 条西 5 丁目	東区	丘珠ふれあいセンター（丘珠まちづくりセンター）	丘珠町 183 番地 2	東区	中沼モエレ会館（モエレ会館）	中沼町 104 番地	東区	福移公民館	中沼町 237 番地	東区	社会福祉法人北翔会「生活介護ひかり」	東雁来 8 条 1 丁目	東区	豊太郎町内会館	東雁来町 361 番地	東区	札幌保健医療大学 3 号館	東区中沼西 4 条 2 丁目	東区	札幌東陵高校	東苗穂 10 条 1 丁目	東区	瑞穂会館	苗穂町 13 丁目	東区	大薄寺	苗穂町 2 丁目	東区	苗穂東交流センター（苗穂東まちづくりセンター）	苗穂町 3 丁目	東区	伏古児童会館	伏古 10 条 3 丁目	東区	ふしこ地区センター	伏古 11 条 3 丁目	東区	ふしこ団地集会所	伏古 3 条 4 丁目	東区	伏古記念会館	伏古 7 条 2 丁目	東区	信行寺	北 8 条東 3 丁目	東区	新生児童会館	北 8 条東 7 丁目	東区	札幌ベルコ会館	北 8 条東 18 丁目	東区	瑞玄寺	北 9 条東 3 丁目	東区	鉄東会館（鉄東まちづくりセンター）	北 9 条東 5 丁目	東区	大覚寺	北 10 条東 11 丁目	東区	東区民センター	北 11 条東 7 丁目	東区	諏訪神社	北 12 条東 1 丁目	東区	札幌光星高校	北 13 条東 9 丁目	2 指定避難所一覧 令和 6 年 12 月 1 日現在 <table><tr><th>分類</th><th>区</th><th>施設名</th><th>所在地</th><th>指定緊急避難場所に兼ねて指定</th></tr><tr><td rowspan="48">基幹避難所</td><td rowspan="25">中央区</td><td>桑園小学校</td><td>北 8 条西 17 丁目</td><td>○</td></tr><tr><td>日新小学校</td><td>北 8 条西 25 丁目 2-1</td><td>○</td></tr><tr><td>中央中学校</td><td>北 4 条東 3 丁目</td><td>○</td></tr><tr><td>北ガスアリーナ札幌 46（中央体育館）</td><td>北 4 条東 6 丁目</td><td>○</td></tr><tr><td>中央小学校</td><td>大通東 6 丁目 12</td><td>○</td></tr><tr><td>二条小学校</td><td>南 2 条西 15 丁目</td><td>○</td></tr><tr><td>資生館小学校</td><td>南 3 条西 7 丁目 1-1</td><td>○</td></tr><tr><td>啓明中学校</td><td>南 9 条西 22 丁目 2-1</td><td>○</td></tr><tr><td>幌西小学校</td><td>南 10 条西 17 丁目 1-1</td><td>○</td></tr><tr><td>緑丘小学校</td><td>南 10 条西 22 丁目 3-1</td><td>○</td></tr><tr><td>円山小学校</td><td>北 1 条西 25 丁目 1-8</td><td>○</td></tr><tr><td>向陵中学校</td><td>北 4 条西 28 丁目 1-30</td><td>○</td></tr><tr><td>中島中学校</td><td>南 12 条西 7 丁目 2-1</td><td>○</td></tr><tr><td>山鼻小学校</td><td>南 14 条西 10 丁目 1-1</td><td>○</td></tr><tr><td>伏見中学校</td><td>南 16 条西 17 丁目 1-35</td><td>○</td></tr><tr><td>伏見小学校</td><td>南 18 条西 15 丁目 1-1</td><td>○</td></tr><tr><td>柏中学校</td><td>南 21 条西 5 丁目 1-2</td><td>○</td></tr><tr><td>幌南小学校</td><td>南 21 条西 5 丁目 1-1</td><td>○</td></tr><tr><td>山鼻中学校</td><td>南 23 条西 13 丁目 1-1</td><td>○</td></tr><tr><td>山鼻南小学校</td><td>南 29 条西 12 丁目 1-1</td><td>○</td></tr><tr><td>盤溪小学校</td><td>盤溪 226 番地</td><td>○</td></tr><tr><td>宮の森中学校</td><td>宮の森 1 条 16 丁目 5-1</td><td>○</td></tr><tr><td>大倉山小学校</td><td>宮の森 3 条 13 丁目 6-20</td><td>○</td></tr><tr><td>宮の森小学校</td><td>宮の森 4 条 6 丁目 1-1</td><td>○</td></tr><tr><td>三角山小学校</td><td>宮の森 4 条 11 丁目 4-1</td><td>○</td></tr><tr><td rowspan="23">北区</td><td>北辰中学校</td><td>北 18 条西 2 丁目 2-1</td><td>○</td></tr><tr><td>幌北小学校</td><td>北 19 条西 2 丁目 1-1</td><td>○</td></tr><tr><td>白楊小学校</td><td>北 24 条西 7 丁目 1-1</td><td>○</td></tr><tr><td>新陽小学校</td><td>北 27 条西 14 丁目 1-1</td><td>○</td></tr><tr><td>北陽小学校</td><td>北 31 条西 9 丁目 2-1</td><td>○</td></tr><tr><td>北陽中学校</td><td>北 34 条西 7 丁目 3-1</td><td>○</td></tr><tr><td>和光小学校</td><td>北 34 条西 7 丁目 3-2</td><td>○</td></tr><tr><td>新琴似南小学校</td><td>新琴似 1 条 3 丁目 1-1</td><td>○</td></tr><tr><td>新光小学校</td><td>新琴似 1 条 12 丁目 1-1</td><td>○</td></tr><tr><td>光陽中学校</td><td>新琴似 4 条 11 丁目 7-1</td><td>○</td></tr><tr><td>光陽小学校</td><td>新琴似 5 条 11 丁目 4-1</td><td>○</td></tr><tr><td>新琴似小学校</td><td>新琴似 7 条 3 丁目 2-1</td><td>○</td></tr><tr><td>新琴似中学校</td><td>新琴似 7 条 4 丁目 1-1</td><td>○</td></tr><tr><td>北区体育館</td><td>新琴似 8 条 2 丁目 1-25</td><td>○</td></tr><tr><td>新琴似北中学校</td><td>新琴似 10 条 10 丁目 2-46</td><td>○</td></tr><tr><td>新琴似緑小学校</td><td>新琴似 10 条 11 丁目 5-1</td><td>○</td></tr><tr><td>新琴似西小学校</td><td>新琴似 11 条 15 丁目 1-5</td><td>○</td></tr><tr><td>新琴似北小学校</td><td>新琴似 11 条 6 丁目 1-1</td><td>○</td></tr><tr><td>新川中央小学校</td><td>新川 3 条 3 丁目 2-1</td><td>○</td></tr><tr><td>新川西中学校</td><td>新川 4 条 15 丁目 1-1</td><td>○</td></tr><tr><td>新川中学校</td><td>新川 4 条 3 丁目 1-1</td><td>○</td></tr><tr><td>新川小学校</td><td>新川 5 条 15 丁目 1-1</td><td>○</td></tr><tr><td>屯田南小学校</td><td>屯田 5 条 4 丁目 6-1</td><td>○</td></tr></table>		分類	区	施設名	所在地	指定緊急避難場所に兼ねて指定	基幹避難所	中央区	桑園小学校	北 8 条西 17 丁目	○	日新小学校	北 8 条西 25 丁目 2-1	○	中央中学校	北 4 条東 3 丁目	○	北ガスアリーナ札幌 46（中央体育館）	北 4 条東 6 丁目	○	中央小学校	大通東 6 丁目 12	○	二条小学校	南 2 条西 15 丁目	○	資生館小学校	南 3 条西 7 丁目 1-1	○	啓明中学校	南 9 条西 22 丁目 2-1	○	幌西小学校	南 10 条西 17 丁目 1-1	○	緑丘小学校	南 10 条西 22 丁目 3-1	○	円山小学校	北 1 条西 25 丁目 1-8	○	向陵中学校	北 4 条西 28 丁目 1-30	○	中島中学校	南 12 条西 7 丁目 2-1	○	山鼻小学校	南 14 条西 10 丁目 1-1	○	伏見中学校	南 16 条西 17 丁目 1-35	○	伏見小学校	南 18 条西 15 丁目 1-1	○	柏中学校	南 21 条西 5 丁目 1-2	○	幌南小学校	南 21 条西 5 丁目 1-1	○	山鼻中学校	南 23 条西 13 丁目 1-1	○	山鼻南小学校	南 29 条西 12 丁目 1-1	○	盤溪小学校	盤溪 226 番地	○	宮の森中学校	宮の森 1 条 16 丁目 5-1	○	大倉山小学校	宮の森 3 条 13 丁目 6-20	○	宮の森小学校	宮の森 4 条 6 丁目 1-1	○	三角山小学校	宮の森 4 条 11 丁目 4-1	○	北区	北辰中学校	北 18 条西 2 丁目 2-1	○	幌北小学校	北 19 条西 2 丁目 1-1	○	白楊小学校	北 24 条西 7 丁目 1-1	○	新陽小学校	北 27 条西 14 丁目 1-1	○	北陽小学校	北 31 条西 9 丁目 2-1	○	北陽中学校	北 34 条西 7 丁目 3-1	○	和光小学校	北 34 条西 7 丁目 3-2	○	新琴似南小学校	新琴似 1 条 3 丁目 1-1	○	新光小学校	新琴似 1 条 12 丁目 1-1	○	光陽中学校	新琴似 4 条 11 丁目 7-1	○	光陽小学校	新琴似 5 条 11 丁目 4-1	○	新琴似小学校	新琴似 7 条 3 丁目 2-1	○	新琴似中学校	新琴似 7 条 4 丁目 1-1	○	北区体育館	新琴似 8 条 2 丁目 1-25	○	新琴似北中学校	新琴似 10 条 10 丁目 2-46	○	新琴似緑小学校	新琴似 10 条 11 丁目 5-1	○	新琴似西小学校	新琴似 11 条 15 丁目 1-5	○	新琴似北小学校	新琴似 11 条 6 丁目 1-1	○	新川中央小学校	新川 3 条 3 丁目 2-1	○	新川西中学校	新川 4 条 15 丁目 1-1	○	新川中学校	新川 4 条 3 丁目 1-1	○	新川小学校	新川 5 条 15 丁目 1-1	○	屯田南小学校	屯田 5 条 4 丁目 6-1	○	
区名	施設名	所在地																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
北区	新琴似児童会館	新琴似 11 条 7 丁目																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
北区	新琴似・新川地区センター	新琴似 2 条 8 丁目																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
北区	三和福祉会館（新琴似西まちづくりセンター）	新琴似 7 条 14 丁目																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
北区	プラザ新琴似（新琴似まちづくりセンター）	新琴似 7 条 4 丁目																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
北区	双葉福祉会館	新琴似 9 条 14 丁目																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
北区	新川地区会館（新川まちづくりセンター）	新川 1 条 4 丁目																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
北区	札幌新川高校	新川 5 条 14 丁目																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
北区	特定医療法人朋友会石金病院	新川 714 番地 2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
北区	札幌国際情報高校	新川 717 番地 1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
北区	新川公園会館	新川西 3 条 6 丁目																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
北区	豊明高等養護学校	西茨戸 4 条 1 丁目																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
北区	太平百合が原地区センター	太平 12 条 2 丁目																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
北区	太平百合が原地区会館（太平百合が原まちづくりセンター・児童会館）	太平 8 条 7 丁目																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
北区	屯田地区センター（屯田まちづくりセンター）	屯田 5 条 6 丁目																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
北区	札幌北陵高校	屯田 7 条 8 丁目																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
北区	有朋高校	屯田 9 条 7 丁目																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
北区	鉄西会館（鉄西まちづくりセンター）	北 10 条西 4 丁目																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
北区	藤女子大学北 16 条校舎・大学新館 1 期校舎	北 16 条西 2 丁目																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
北区	サービス付き高齢者向け住宅「ウィステリア N17」	北 17 条西 3 丁目																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
北区	幌北会館（幌北まちづくりセンター）	北 17 条西 5 丁目																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
北区	幌北児童会館	北 17 条西 6 丁目																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
北区	札幌工業高校	北 20 条西 13 丁目																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
北区	北 24 条会館	北 24 条西 3 丁目																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
北区	白楊幼稚園	北 24 条西 7 丁目																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
北区	札幌北高校	北 25 条西 11 丁目																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
北区	南新川会館	北 25 条西 13 丁目																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
北区	北区民センター	北 25 条西 6 丁目																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
北区	新陽会館	北 26 条西 15 丁目																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
北区	北会館（北まちづくりセンター）	北 29 条西 7 丁目																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
北区	麻生総合センター	北 39 条西 5 丁目																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
東区	丘珠ふれあいセンター（丘珠まちづくりセンター）	丘珠町 183 番地 2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
東区	中沼モエレ会館（モエレ会館）	中沼町 104 番地																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
東区	福移公民館	中沼町 237 番地																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
東区	社会福祉法人北翔会「生活介護ひかり」	東雁来 8 条 1 丁目																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
東区	豊太郎町内会館	東雁来町 361 番地																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
東区	札幌保健医療大学 3 号館	東区中沼西 4 条 2 丁目																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
東区	札幌東陵高校	東苗穂 10 条 1 丁目																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
東区	瑞穂会館	苗穂町 13 丁目																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
東区	大薄寺	苗穂町 2 丁目																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
東区	苗穂東交流センター（苗穂東まちづくりセンター）	苗穂町 3 丁目																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
東区	伏古児童会館	伏古 10 条 3 丁目																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
東区	ふしこ地区センター	伏古 11 条 3 丁目																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
東区	ふしこ団地集会所	伏古 3 条 4 丁目																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
東区	伏古記念会館	伏古 7 条 2 丁目																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
東区	信行寺	北 8 条東 3 丁目																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
東区	新生児童会館	北 8 条東 7 丁目																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
東区	札幌ベルコ会館	北 8 条東 18 丁目																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
東区	瑞玄寺	北 9 条東 3 丁目																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
東区	鉄東会館（鉄東まちづくりセンター）	北 9 条東 5 丁目																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
東区	大覚寺	北 10 条東 11 丁目																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
東区	東区民センター	北 11 条東 7 丁目																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
東区	諏訪神社	北 12 条東 1 丁目																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
東区	札幌光星高校	北 13 条東 9 丁目																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
分類	区	施設名	所在地	指定緊急避難場所に兼ねて指定																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
基幹避難所	中央区	桑園小学校	北 8 条西 17 丁目	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
		日新小学校	北 8 条西 25 丁目 2-1	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
		中央中学校	北 4 条東 3 丁目	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
		北ガスアリーナ札幌 46（中央体育館）	北 4 条東 6 丁目	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
		中央小学校	大通東 6 丁目 12	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
		二条小学校	南 2 条西 15 丁目	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
		資生館小学校	南 3 条西 7 丁目 1-1	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
		啓明中学校	南 9 条西 22 丁目 2-1	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
		幌西小学校	南 10 条西 17 丁目 1-1	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
		緑丘小学校	南 10 条西 22 丁目 3-1	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
		円山小学校	北 1 条西 25 丁目 1-8	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
		向陵中学校	北 4 条西 28 丁目 1-30	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
		中島中学校	南 12 条西 7 丁目 2-1	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
		山鼻小学校	南 14 条西 10 丁目 1-1	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
		伏見中学校	南 16 条西 17 丁目 1-35	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
		伏見小学校	南 18 条西 15 丁目 1-1	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
		柏中学校	南 21 条西 5 丁目 1-2	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
		幌南小学校	南 21 条西 5 丁目 1-1	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
		山鼻中学校	南 23 条西 13 丁目 1-1	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
		山鼻南小学校	南 29 条西 12 丁目 1-1	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
		盤溪小学校	盤溪 226 番地	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
		宮の森中学校	宮の森 1 条 16 丁目 5-1	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
		大倉山小学校	宮の森 3 条 13 丁目 6-20	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
		宮の森小学校	宮の森 4 条 6 丁目 1-1	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
		三角山小学校	宮の森 4 条 11 丁目 4-1	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	北区	北辰中学校	北 18 条西 2 丁目 2-1	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
		幌北小学校	北 19 条西 2 丁目 1-1	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
		白楊小学校	北 24 条西 7 丁目 1-1	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
		新陽小学校	北 27 条西 14 丁目 1-1	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
		北陽小学校	北 31 条西 9 丁目 2-1	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
		北陽中学校	北 34 条西 7 丁目 3-1	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
		和光小学校	北 34 条西 7 丁目 3-2	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
		新琴似南小学校	新琴似 1 条 3 丁目 1-1	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
		新光小学校	新琴似 1 条 12 丁目 1-1	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
		光陽中学校	新琴似 4 条 11 丁目 7-1	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
		光陽小学校	新琴似 5 条 11 丁目 4-1	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
		新琴似小学校	新琴似 7 条 3 丁目 2-1	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
		新琴似中学校	新琴似 7 条 4 丁目 1-1	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
		北区体育館	新琴似 8 条 2 丁目 1-25	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
		新琴似北中学校	新琴似 10 条 10 丁目 2-46	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
		新琴似緑小学校	新琴似 10 条 11 丁目 5-1	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
		新琴似西小学校	新琴似 11 条 15 丁目 1-5	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
		新琴似北小学校	新琴似 11 条 6 丁目 1-1	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
		新川中央小学校	新川 3 条 3 丁目 2-1	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
		新川西中学校	新川 4 条 15 丁目 1-1	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
		新川中学校	新川 4 条 3 丁目 1-1	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
		新川小学校	新川 5 条 15 丁目 1-1	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
		屯田南小学校	屯田 5 条 4 丁目 6-1	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											

現 行			修正案					備考
区名	施設名	所在地	分類	区	施設名	所在地	指定緊急避難所に兼ねて指定	
東区	北東会館	北 14 条東 8 丁目	基幹避難所	北 区	屯田西小学校	屯田 6 条 10 丁目 3-1	○	
東区	札幌北斗高校	北 15 条東 2 丁目			屯田中央中学校	屯田 6 条 8 丁目 1-1	○	
東区	札幌大谷高校	北 16 条東 9 丁目			屯田小学校	屯田 7 条 6 丁目 2-2	○	
東区	札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部	北 16 条東 9 丁目			屯田北中学校	屯田 9 条 4 丁目 2-1	○	
東区	北光会館（北光まちづくりセンター・児童会館）	北 18 条東 5 丁目			屯田北小学校	屯田 9 条 3 丁目 4-1	○	
東区	大願寺	北 19 条東 3 丁目			太平南小学校	太平 1 条 1 丁目 2-1	○	
東区	元町会館（元町まちづくりセンター）	北 20 条東 20 丁目			太平中学校	太平 8 条 2 丁目 1-1	○	
東区	元町児童会館	北 21 条東 18 丁目			太平小学校	篠路 1 条 2 丁目 6-20	○	
東区	アカシヤ若者活動センター	北 22 条東 1 丁目			篠路小学校	篠路 4 条 9 丁目 3-1	○	
東区	北光白樺会館	北 23 条東 2 丁目			篠路西小学校	篠路 5 条 2 丁目 2-1	○	
東区	大谷派法照寺	北 24 条東 5 丁目			篠路西中学校	篠路 6 条 2 丁目 1-50	○	
東区	株式会社ライフサクライ第二営業所	北 24 条東 21 丁目			茨戸小学校	東茨戸 1 条 2 丁目 314-15	○	
東区	北栄会館（北栄まちづくりセンター）	北 25 条東 7 丁目			上篠路中学校	篠路町上篠路 116 番地-14	○	
東区	北 36 条会館	北 36 条東 5 丁目			篠路中学校	篠路町篠路 368 番地	○	
東区	栄地区センター	北 36 条東 8 丁目			あいの里西小学校	あいの里 2 条 3 丁目 9-1	○	
東区	ひのまる児童会館	北 38 条東 9 丁目			あいの里東中学校	あいの里 2 条 7 丁目 14-1	○	
東区	日の丸会館（栄東まちづくりセンター）	北 41 条東 14 丁目			拓北小学校	あいの里 2 条 1 丁目 24-1	○	
東区	栄町会館	北 41 条東 1 丁目			あいの里東小学校	あいの里 3 条 7 丁目 11-1	○	
東区	烈々布神社	北 42 条東 10 丁目			鴻城小学校	あいの里 3 条 6 丁目 2-1	○	
東区	北栄寺	北 45 条東 1 丁目			百合が原小学校	百合が原 6 丁目 5-1	○	
東区	札幌丘珠高校	北丘珠 1 条 2 丁目			北九条小学校	北 9 条西 1 丁目 1	○	
東区	丘珠みづの田町町内会館	北丘珠 2 条 2 丁目		東苗穂小学校	東苗穂 5 条 2 丁目 3-1	○		
東区	丘珠新栄田地会館	北丘珠 4 条 2 丁目		札幌苗小学校	東苗穂 7 条 2 丁目 3-1	○		
東区	法国寺会館	本町 1 条 1 丁目		札幌中学校	東苗穂 7 条 1 丁目 1-1	○		
東区	苗穂神社	本町 2 条 3 丁目		札幌北小学校	東苗穂 9 条 3 丁目 2-3	○		
東区	苗穂・本町地区センター	本町 2 条 7 丁目		札幌北中学校	東苗穂 10 条 3 丁目 16-20	○		
東区	札幌矯正管区体育館	東苗穂 1 条 2 丁目		札幌緑小学校	東苗穂 13 条 4 丁目 9-30	○		
東区	札幌刑務所道場（新館）	東苗穂 2 条 1 丁目		栄町小学校	北 36 条東 13 丁目 3-1	○		
東区	札幌刑務所道場（旧館）	東苗穂 2 条 1 丁目		栄町中学校	北 36 条東 14 丁目 1-1	○		
東区	札幌少年鑑別所青少年相談センター	東苗穂 2 条 1 丁目		栄南中学校	北 36 条東 16 丁目 1-1	○		
白石区	栄通児童会館	栄通 6 丁目		栄南小学校	北 37 条東 20 丁目 3-1	○		
白石区	菊水やよい児童会館	菊水 1 条 4 丁目		栄西小学校	北 39 条東 4 丁目 1-1	○		
白石区	菊水地区会館（菊水まちづくりセンター）	菊水 7 条 2 丁目		栄小学校	北 42 条東 10 丁目 2-1	○		
白石区	札幌東高校	菊水 9 条 3 丁目		栄中学校	北 46 条東 6 丁目 1-1	○		
白石区	菊水元町地区センター	菊水元町 5 条 2 丁目		栄東小学校	北 46 条東 13 丁目 1-1	○		
白石区	菊水元町南町内会館	菊水元町 7 条 2 丁目		栄北小学校	北 47 条東 6 丁目 1-1	○		
白石区	白菊会館（菊の里まちづくりセンター）	菊水元町 8 条 1 丁目		栄緑小学校	北 51 条東 10 丁目 1-1	○		
白石区	菊水上町会館	菊水上町 4 条 1 丁目		札幌小学校	伏古 1 条 2 丁目 1-31	○		
白石区	東川下町内会東川下記念会館	川下 3 条 5 丁目		札幌中学校	伏古 8 条 1 丁目 1-28	○		
白石区	札幌白石高校	川北 2261 番地		伏古小学校	伏古 8 条 5 丁目 2-1	○		
白石区	川北会館	川北 2 条 2 丁目		伏古北小学校	伏古 11 条 1 丁目 2-10	○		
白石区	白石中央福祉会館	中央 1 条 5 丁目		丘珠小学校	丘珠町 593 番地	○		
白石区	東札幌会館（東札幌まちづくりセンター）	東札幌 2 条 4 丁目		丘珠中学校	丘珠町 674 番地 15	○		
白石区	札幌市産業振興センター	東札幌 5 条 1 丁目		中沼小学校	中沼町 73-10	○		
白石区	東米里福祉会館	東米里 2157 番地		義務教育学校福移学園	中沼町 240 番地	○		
白石区	南栄会館	南郷通 6 丁目南		苗穂小学校	北 9 条東 13 丁目 1-1	○		
白石区	南郷福祉会館	南郷通 7 丁目南		北光小学校	北 12 条東 6 丁目 1-1	○		
白石区	白石区民センター	南郷通 1 丁目南 8-1		美香保中学校	北 17 条東 6 丁目 1-1	○		
白石区	白石駅前会館	平和通 2 丁目北		美香保小学校	北 18 条東 6 丁目 1-10	○		
白石区	白石共栄福祉会館	平和通 7 丁目南		明園小学校	北 19 条東 14 丁目 1-1	○		
白石区	旭町内会館	平和通 10 丁目北		開成小学校	北 21 条東 21 丁目 3-1	○		
白石区	こころのリカバリー総合支援センター	平和通 17 丁目北						
白石区	大昌寺	北郷 2362						

現 行			修正案					備考
区名	施設名	所在地	分類	区	施設名	所在地	指定緊急避難場所 に兼ねて指定	
白石区	北都地区会館（北東白石まちづくりセンター）	北郷3条12丁目	基 幹 避 難 所	東 区	明園中学校	北22条東12丁目1-1	○	
白石区	北郷会館	北郷3条3丁目			元町小学校	北25条東17丁目1-1	○	
白石区	北郷東会館	北郷3条6丁目			北園小学校	北25条東4丁目3-1	○	
白石区	北白石地区センター	北郷3条7丁目			東区体育館	北27条東14丁目3-1	○	
白石区	北郷児童会館	北郷4条5丁目			元町中学校	北28条東20丁目1-1	○	
白石区	本郷会館	本郷通8丁目北			元町北小学校	北31条東14丁目1-1	○	
白石区	みつば会館	本郷通10丁目北3-3			北栄中学校	北33条東2丁目1-1	○	
白石区	白石会館（白石まちづくりセンター）	本通1丁目南			北小学校	北33条東4丁目1-1	○	
白石区	乗善寺	本通2丁目南			東栄中学校	本町1条7丁目2-7	○	
白石区	教照寺	本通5丁目南			東光小学校	本町2条1丁目2-32	○	
白石区	東白石会館（東白石まちづくりセンター）	本通13丁目南			本町小学校	本町2条7丁目1-30	○	
白石区	白石東地区センター	本通16丁目南			開成中等教育学校	北22条東21丁目1-1	○	
白石区	白石東会館（白石東まちづくりセンター）	本通18丁目南			東札幌小学校	東札幌4条5丁目4-20	○	
白石区	ベルコ大谷地シティホール	本通21丁目南			日章中学校	東札幌4条5丁目1-1	○	
厚別区	もみじ台東第1集会所	もみじ台東1丁目1番		白 石 区	札幌コンベンションセンター	東札幌6条1丁目1-1	○	
厚別区	光生舎ゆいま〜る・もみじ台	もみじ台南3丁目4番地			西白石小学校	中央3条5丁目2-22	○	
厚別区	もみじ台北第2集会所	もみじ台北4丁目7番			南白石小学校	南郷通2丁目南6-35	○	
厚別区	星槎札幌もみじキャンパス・星槎国際高等学校・星槎もみじ中学校	もみじ台北5丁目12-1			本郷小学校	南郷通10丁目南3-1	○	
厚別区	厚別西地区センター	厚別西4条4丁目			白石区体育館	南郷通6丁目北1-1	○	
厚別区	天理教羽幌分教会	厚別西5条4丁目1-1			東白石中学校	南郷通15丁目北4-1	○	
厚別区	ベルコエアホール厚別西	厚別西5条6丁目			南郷小学校	本郷通4丁目南3-1	○	
厚別区	厚別区民センター	厚別中央1条5丁目			白石中学校	本郷通6丁目南1-1	○	
厚別区	札幌市厚別老人福祉センター	厚別中央1条7丁目17-25			大谷地小学校	本通18丁目南1-1	○	
厚別区	智徳寺	厚別中央3条4丁目8-20			東白石小学校	本通14丁目南6-1	○	
厚別区	大行寺	厚別中央3条5丁目			白石小学校	本通1丁目北4-1	○	
厚別区	札幌東商業高校	厚別中央3条5丁目			平和通小学校	本通15丁目北3-1	○	
厚別区	厚別信濃会館（厚別中央まちづくりセンター）	厚別中央4条3丁目			本通小学校	平和通9丁目南1-1	○	
厚別区	北星学園大学附属高校	厚別町下野幌38番地			柏丘中学校	平和通8丁目北3-1	○	
厚別区	地域交流ホーム「ひまわり」（札幌報恩学園内）	厚別町上野幌822番地			幌東小学校	菊水6条3丁目2-65	○	
厚別区	小野幌会館（厚別東まちづくりセンター）	厚別東4条4丁目			幌東中学校	菊水6条3丁目2-51	○	
厚別区	札幌啓成高校	厚別東4条8丁目			東橋小学校	菊水8条1丁目3-25	○	
厚別区	厚別南会館（厚別南まちづくりセンター・児童会館）	厚別南1丁目			上白石小学校	菊水上町1条3丁目52	○	
厚別区	北星学園大学	大谷地西2丁目			菊水小学校	菊水元町2条3丁目2-14	○	
厚別区	大谷地団地町内会館	大谷地西3丁目			北都小学校	北郷3条11丁目7-1	○	
厚別区	青葉会館	青葉町3丁目2-26			北郷小学校	北郷4条5丁目1-1	○	
豊平区	北海学園札幌高校（旧札幌商業高校）	旭町4丁目			北白石小学校	北郷6条3丁目5-2	○	
豊平区	北海学園大学	旭町4丁目			北白石中学校	北郷6条3丁目5-1	○	
豊平区	北海高校	旭町4丁目			川北小学校	川北4条2丁目2-1	○	
豊平区	月寒児童会館	月寒西1条6丁目			東川下小学校	川下4条3丁目1-1	○	
豊平区	札幌第一高校	月寒西1条9丁目			北都中学校	川下749番地56	○	
豊平区	月寒神社	月寒西3条4丁目			米里小学校	米里1条3丁目8-1	○	
豊平区	月寒公民館（月寒まちづくりセンター）	月寒中央通7丁目			米里中学校	米里1条4丁目5-1	○	
豊平区	札幌月寒高校	月寒東1条3丁目			札幌白陵高等学校	東米里2062番地10	○	
豊平区	東月寒地区センター	月寒東3条18丁目						
豊平区	東月寒白樺会館	月寒東4条18丁目						
豊平区	旭水会館	水車町6丁目						
豊平区	観照寺	西岡2条11丁目						
豊平区	西岡児童会館	西岡3条6丁目						
豊平区	札幌大学	西岡3条7丁目						
豊平区	にしおか会館（西岡まちづくりセンター）	西岡4条5丁目						
豊平区	西岡福住地区センター	西岡4条9丁目						
豊平区	中の島一区福祉会館	中の島1条1丁目						

現 行			修正案					備考
区名	施設名	所在地	分類	区	施設名	所在地	指定緊急避難場所 に兼ねて指定	
豊平区	浄願寺	中の島1条2丁目	分 類	厚 別 区	小野幌小学校	厚別東2条4丁目5-1	○	
豊平区	中の島会館（中の島まちづくりセンター）	中の島1条4丁目			厚別中学校	厚別東3条5丁目1-1	○	
豊平区	中の島第三区会館	中の島2条10丁目			厚別東小学校	厚別東4条8丁目1-1	○	
豊平区	晟徳寺	中の島2条1丁目			厚別北中学校	厚別町小野幌774番地5	○	
豊平区	中の島児童会館	中の島2条3丁目			もみじの丘小学校	もみじ台東4丁目5-1	○	
豊平区	ベルコシティホール美園斎場	美園3条2丁目			もみじの森小学校	もみじ台西3丁目4-1	○	
豊平区	豊龍寺	美園5条6丁目			もみじ台中学校	もみじ台西1丁目1-1	○	
豊平区	美園会館（美園まちづくりセンター・児童会館）	美園6条5丁目			青葉中学校	青葉町10丁目1-1	○	
豊平区	福住寺	福住1条1丁目			共栄小学校	厚別南2丁目21-22	○	
豊平区	福住地区会館（福住まちづくりセンター）	福住1条4丁目			新札幌かわばさ小学校	厚別南7丁目9-1	○	
豊平区	平岸三区集会所	平岸1条2丁目			上野幌中学校	上野幌2条3丁目10-1	○	
豊平区	大乘寺	平岸1条8丁目			ノホロの丘小学校	上野幌2条4丁目5-1	○	
豊平区	平岸会館（平岸まちづくりセンター）	平岸2条7丁目			厚別南中学校	大谷地東7丁目1-1	○	
豊平区	長専寺	平岸3条16丁目			大谷地東小学校	大谷地東5丁目8-1	○	
豊平区	浄土宗般若苑光明寺	平岸4条5丁目			厚別区体育館	厚別中央2条5丁目1-20	○	
豊平区	平岸四区第一福祉会館	平岸4条5丁目			ひばりが丘小学校	厚別中央2条4丁目3-1	○	
豊平区	極楽寺平岸無常堂	平岸5条13丁目			信濃中学校	厚別中央3条2丁目3-1	○	
豊平区	札幌平岸高校	平岸5条18丁目			信濃小学校	厚別中央4条3丁目6-1	○	
豊平区	豊平区民センター	平岸6条10丁目			厚別西小学校	厚別西3条1丁目3-1	○	
豊平区	豊白支院	豊平1条2丁目			厚別通小学校	厚別西4条3丁目10-30	○	
豊平区	覚英寺	豊平1条4丁目			厚別北小学校	厚別北2条3丁目3-1	○	
豊平区	龍松禅寺	豊平3条6丁目		基 幹 避 難 所	豊園小学校	美園1条4丁目1-1	○	
豊平区	善道寺	豊平4条11丁目			みどり小学校	美園5条2丁目2-1	○	
豊平区	豊平神社	豊平4条13丁目			月寒小学校	月寒西2条5丁目1-1	○	
豊平区	経王寺	豊平4条3丁目			南月寒小学校	月寒西4条8丁目2-1	○	
豊平区	慧林寺	豊平4条8丁目			西岡小学校	西岡2条9丁目1-1	○	
豊平区	北海道立総合体育センター（きたえーる）	豊平5条11丁目			西岡中学校	西岡3条12丁目1-1	○	
豊平区	真言宗湯殿山弘周寺	豊平5条1丁目			西岡北小学校	西岡3条6丁目7-20	○	
豊平区	豊平会館（豊平まちづくりセンター・児童会館）	豊平6条7丁目			西岡北中学校	西岡3条8丁目1-1	○	
豊平区	豊平若者活動センター	豊平8条11丁目			西岡南小学校	西岡4条12丁目7-1	○	
清田区	札幌真栄高等学校	真栄236番地			羊丘中学校	福住1条3丁目16-1	○	
清田区	真栄地区会館	真栄2条2丁目			福住小学校	福住3条5丁目1-1	○	
清田区	清田区民センター（清田まちづくりセンター）	清田1条2丁目			あやめ野小学校	月寒東1条11丁目7-32	○	
清田区	清田児童会館	清田1条4丁目			羊丘小学校	月寒東1条16丁目3-1	○	
清田区	清田有楽町内会館	清田2条2丁目			豊平区体育館	月寒東2条20丁目4-15	○	
清田区	札幌国際大学	清田4条1丁目			月寒中学校	月寒東2条2丁目4-54	○	
清田区	清田中央総合会館（清田中央まちづくりセンター・児童会館）	清田6条2丁目			あやめ野中学校	月寒東3条11丁目15-1	○	
清田区	清武館	清田7条2丁目		豊 平 区	月寒東小学校	月寒東3条10丁目1-1	○	
清田区	里塚町内会会館	美しが丘1条8丁目			東月寒中学校	月寒東3条18丁目1-72	○	
清田区	ベルコ清田シティホール	美しが丘3条3丁目			しらかば台小学校	月寒東4条18丁目10-43	○	
清田区	厚別神社	平岡2条1丁目			東園小学校	豊平1条12丁目1-1	○	
清田区	「遊楽館」平岡	平岡4条1丁目12-4			豊平小学校	豊平5条7丁目1-2	○	
清田区	平岡児童会館	平岡8条1丁目			八条中学校	豊平8条13丁目2-1	○	
清田区	光円寺	北野1条2丁目			旭小学校	水車町3丁目1-22	○	
清田区	札幌清田高校	北野3条4丁目			中の島小学校	中の島2条1丁目1-22	○	
清田区	北野連合会館（北野まちづくりセンター）	北野4条2丁目			中の島中学校	中の島2条3丁目9-1	○	
清田区	有明会館	有明106番地			平岸西小学校	平岸1条15丁目2-1	○	
清田区	里塚・美しが丘地区センター	里塚2条5丁目			平岸中学校	平岸1条21丁目3-1	○	
南区	南禅院	常盤330番地3			平岸小学校	平岸2条14丁目1-28	○	
南区	常盤一区会館	常盤6条2丁目			東山小学校	平岸4条11丁目6-1	○	
南区	駒岡会館（駒岡地区開拓記念会館）	真駒内143番地			美園小学校	平岸5条7丁目2-21	○	
南区	札幌市保養センター駒岡	真駒内600番地20			平岸高台小学校	平岸5条18丁目1-1	○	
南区	真駒内セキスイハイムアリーナ	真駒内公園1-1			陵陽中学校	平岸6条11丁目1-25	○	

現 行			修正案			備考		
区名	施設名	所在地	分類	区	施設名	所在地	指定緊急避難場所 に兼ねて指定	
南区	南区民センター	真駒内幸町2丁目	基 幹 避 難 所	清 田 区	三里塚小学校	里塚2条6丁目7-1	○	
南区	真駒内五輪児童会館	真駒内泉町3丁目			真栄小学校	美しが丘1条1丁目1-10	○	
南区	真駒内養護学校	真駒内東町2丁目			真栄中学校	美しが丘1条1丁目2-10	○	
南区	北海道青少年会館コンパス	真駒内柏丘7丁目			美しが丘2小学校	美しが丘2条5丁目1-1	○	
南区	澄川地区会館（澄川まちづくりセンター）	澄川3条2丁目			美しが丘緑小学校	美しが丘4条5丁目8-1	○	
南区	澄川南福祉会館	澄川4条10丁目			有明小学校	有明141-2	○	
南区	すみかわ地区センター	澄川4条4丁目			清田小学校	清田1条4丁目3-30	○	
南区	札幌新陽高校	澄川5条7丁目			清田中学校	清田3条3丁目7-1	○	
南区	札幌啓北商業高校	石山1条2丁目			清田南小学校	清田5条2丁目18-1	○	
南区	石山会館（石山まちづくりセンター）	石山1条4丁目			清田緑小学校	清田7条3丁目12-30	○	
南区	妙現寺	石山2条2丁目			北野中学校	北野2条3丁目7-30	○	
南区	石山児童会館	石山1条4丁目			北野平小学校	北野2条3丁目7-1	○	
南区	石山東平和会館	石山東4丁目			北野小学校	北野3条2丁目10-1	○	
南区	芸術の森地区まちづくりセンター	石山東7丁目			北野台小学校	北野4条5丁目4-80	○	
南区	札幌藻岩高校	川沿3条2丁目			北野台中学校	北野4条4丁目13-1	○	
南区	ベルコ札幌南シティホール	川沿6条2丁目			清田区体育館	平岡1条5丁目4-1	○	
南区	もいかわ地区センター（藻岩まちづくりセンター）	川沿8条2丁目			平岡中学校	平岡2条5丁目4-10	○	
南区	宝流寺	川沿9条2丁目			平岡南小学校	平岡2条6丁目2-1	○	
南区	藻南福祉会館	川沿11条2丁目			平岡中央小学校	平岡5条3丁目9-1	○	
南区	滝野会館	滝野102			平岡中央中学校	平岡5条4丁目7-1	○	
南区	中ノ沢会館	中ノ沢1711 番地		平岡小学校	平岡9条2丁目5-1	○		
南区	真行寺	定山溪温泉東3丁目		平岡緑中学校	平岡公園東9丁目11-1	○		
南区	定山溪集会所（定山溪まちづくりセンター）	定山溪温泉東4丁目		平岡公園小学校	平岡公園東5丁目9-1	○		
南区	藤野地区センター（藤野まちづくりセンター）	藤野2条7丁目		南 区	澄川西小学校	澄川2条5丁目7-2	○	
南区	含笑寺	藤野2条9丁目			澄川小学校	澄川5条4丁目1-1	○	
南区	札幌南陵高校	藤野5条10丁目			澄川南小学校	澄川5条13丁目7-1	○	
南区	豊成養護学校	南30条西8丁目			澄川中学校	澄川6条6丁目1-10	○	
南区	信證寺	南33条西10丁目			真駒内中学校	真駒内幸町3丁目1-1	○	
南区	藻岩下地区会館（藻岩下まちづくりセンター）	南34条西9丁目			真駒内泓山小学校	真駒内泉町3丁目13-1	○	
南区	南沢福祉会館	南沢1822 番地			真駒内公園小学校	真駒内曙町2丁目1-1	○	
南区	東海大学札幌キャンパス	南沢5条1丁目			真駒内曙中学校	真駒内曙町2丁目1-2	○	
南区	札幌市北方自然教育園	白川1814 番地			南小学校	南31条西9丁目2-1	○	
南区	簾舞地区会館（簾舞まちづくりセンター・児童会館）	簾舞3条6丁目			藻岩北小学校	川沿2条3丁目7-1	○	
南区	ミソマップ会館	簾舞4条2丁目			南区体育館	川沿4条2丁目2-1	○	
西区	札幌市生涯学習センター「ちえりあ」	宮の沢1条1丁目			藻岩小学校	川沿7条2丁目3-1	○	
西区	宮の沢中央会館	宮の沢1条5丁目			藻岩中学校	川沿7条3丁目4-1	○	
西区	宮の沢会館	宮の沢2条5丁目			藻岩南小学校	川沿18条2丁目1-15	○	
西区	西区民センター	琴似2条7丁目			南が丘中学校	南沢2条1丁目17-1	○	
西区	浄恩寺	琴似3条6丁目			南の沢小学校	南沢3条2丁目18-1	○	
西区	浄国寺	山の手1条12丁目			北の沢小学校	北/沢1727-5	○	
西区	日登寺	山の手2条1丁目			石山緑小学校	石山1条4丁目1-1	○	
西区	札幌山の手高校	山の手2条8丁目			石山中学校	石山2条8丁目7-1	○	
西区	市立札幌山の手支援学校体育館	山の手6条8丁目			藤の沢小学校	石山528 番地	○	
西区	ベルコシティホール札幌西	西野2条3丁目		常盤中学校	常盤2条2丁目21-1	○		
西区	西野福祉会館	西野3条2丁目		駒岡小学校	真駒内143 番地	○		
西区	西野中央会館	西野3条8丁目		簾舞小学校	簾舞1条4丁目2-1	○		
西区	西野地区センター	西野4条2丁目	簾舞中学校	簾舞3条3丁目3-33	○			
西区	昭和会館（西野まちづくりセンター）	西野6条3丁目	藤野小学校	藤野2条7丁目7-1	○			
西区	西野おおき保育園	西野7条8丁目	藤野南小学校	藤野4条6丁目26-1	○			
西区	手稲東児童会館	西町北10丁目	藤野中学校	藤野5条6丁目3-1	○			
西区	證誓寺	西町南8丁目	定山溪小学校	定山溪温泉東4丁目308	○			
西区	西町会館（西町まちづくりセンター）	西町南9丁目						
西区	八軒まちづくりセンター（八軒まちづくりセンター）	八軒1条西1丁目						

現 行			修正案					備考
区名	施設名	所在地	分類	区	施設名	所在地	指定緊急避難場所に兼ねて指定	
西区	はちけん地区センター	八軒6条西2丁目		南区	定山溪中学校	定山溪温泉西1丁目31	○	
西区	八軒中央会館（八軒中央まちづくりセンター）	八軒6条西2丁目			豊滝除雪ステーション	豊滝 424 番地 1	○	
西区	はっさむ地区センター	発寒10条4丁目			芸術の森小学校	常盤2条3丁目1	○	
西区	札幌琴似工業高校	発寒13条11丁目		山の手南小学校	山の手1条9丁目6-1	○		
西区	発寒福祉会館	発寒5条3丁目		琴似中学校	山の手4条2丁目1-1	○		
西区	西老人福祉センター	西区二十四軒4条3丁目4-1		山の手小学校	山の手5条6丁目1-1	○		
手稲区	祥龍寺 瑞龍閣	稲穂2条1丁目		福井野小学校	福井6丁目11-1	○		
手稲区	稲穂会館（稲穂金山まちづくりセンター）	稲穂3条5丁目		福井野中学校	福井6丁目12-10	○		
手稲区	手稲養護学校	稲穂3条7丁目		平和小学校	平和3条8丁目2-1	○		
手稲区	北海道札幌稲穂高等支援学校	稲穂4条7丁目		西園小学校	西野1条7丁目4-1	○		
手稲区	金山会館	金山2条2丁目		手稲東中学校	西野2条5丁目3-1	○		
手稲区	札幌手稲高校	手稲前田 497 番地		宮の丘中学校	西野3条10丁目9-1	○		
手稲区	手稲中央幼稚園	手稲本町2条5丁目		手稲東小学校	西野4条3丁目7-1	○		
手稲区	手稲コミュニティセンター（手稲まちづくりセンター）	手稲本町3条1丁目		西野小学校	西野8条4丁目4-1	○		
手稲区	北海道札幌稲穂雲高等学校	手稲本町6条4丁目		西野第二小学校	西野8条7丁目1-1	○		
手稲区	新発寒地区センター（新発寒まちづくりセンター）	新発寒5条4丁目		西野中学校	西野8条7丁目5-1	○		
手稲区	星置地区センター（星置まちづくりセンター）	星置2条3丁目		手稲宮丘小学校	宮の沢3条2丁目1-1	○		
手稲区	手稲区民センター	前田1条11丁目		二十四軒小学校	二十四軒2条3丁目1-37	○		
手稲区	手稲前田児童会館	前田2条12丁目		陵北中学校	二十四軒2条3丁目1-23	○		
手稲区	タケシンスクエアビル	前田4条10丁目2-8		琴似小学校	琴似2条7丁目1-30	○		
手稲区	ベルコ手稲シティホール	西宮の沢3条3丁目		発寒南小学校	発寒2条4丁目1-1	○		
				発寒西小学校	発寒5条7丁目1-2	○		
				発寒中学校	発寒5条7丁目1-1	○		
				西区体育館	発寒5条8丁目9-1	○		
				西小学校	発寒7条13丁目2-1	○		
				発寒小学校	発寒10条4丁目1-62	○		
				西陵中学校	発寒15条2丁目5-1	○		
				発寒東小学校	発寒15条2丁目2-1	○		
				八軒西小学校	八軒3条西5丁目1-1	○		
				八軒小学校	八軒4条西1丁目1-8	○		
				八軒中学校	八軒8条西8丁目1-1	○		
				八軒北小学校	八軒8条西6丁目1-1	○		
				八軒東中学校	八軒2条東3丁目1-20	○		
				琴似中央小学校	八軒7条東1丁目1-1	○		
				手稲区	西宮の沢小学校	西宮の沢2条4丁目15-1	○	
					富丘小学校	富丘1条6丁目4-1	○	
					手稲中学校	富丘3条5丁目2-1	○	
					手稲中央小学校	手稲本町3条2丁目6-1	○	
					稲穂小学校	稲穂4条5丁目12-5	○	
					稲穂中学校	稲穂4条2丁目18-10	○	
					手稲西小学校	金山3条2丁目8-60	○	
					手稲西中学校	金山3条2丁目8-7	○	
					新発寒小学校	新発寒2条2丁目1115-307	○	
					新陵中学校	新発寒5条4丁目4-1	○	
					新陵東小学校	新発寒5条4丁目2-1	○	
					新陵小学校	新発寒6条6丁目3-1	○	
					手稲鉄北小学校	前田2条12丁目1-2	○	
					稲積中学校	前田4条5丁目2-1	○	
					稲積小学校	前田5条7丁目1-1	○	

現 行			修正案					備考
3 指定緊急避難場所（大規模な火事）一覧（危機管理局）			分類	区	施設名	所在地	指定緊急避難場所 に兼ねて指定	
中央区	旭山記念公園	界川4丁目						
中央区	円山公園	宮が丘、円山西町8丁目、宮の森1～2条14丁目他						
中央区	中島公園	中島公園、南14条西5丁目、南15条西4丁目						
北区	あいの里公園	あいの里4条8丁目						
北区	新川中央公園・札幌新川高校グラウンド・新川小学校グラウンド	新川4条14丁目、新川5条14～15丁目						
北区	屯田西公園	屯田4条9～10丁目						
北区	百合が原公園	百合が原公園210						
北区	北大農場（北18条以南）	北8～18条西10～13丁目						
北区	北大農場（北19条以北）	北19～23条西9～13丁目						
北区	麻生球場	麻生町7丁目8-1						
東区	札幌市スポーツ交流施設（つどーむ）	栄町885番地1						
東区	ひのまる公園	北41条東10丁目1						
東区	札幌市農業体験交流施設（さとらんど）	丘珠町584-2他						
東区	美香保公園	北20～22条東4～5丁目						
東区	伏古公園	伏古1条2丁目						
白石区	川下公園	川下2651番地						
白石区	アクセスサッポロ第3駐車場	流通センター7丁目						
白石区	北郷公園	北郷8条9丁目1						
厚別区	熊の沢公園	もみじ台西6丁目2						
厚別区	厚別公園	上野幌3条1丁目2						
厚別区	青葉中央公園	青葉町5丁目2						
厚別区	北星学園大学	大谷地西2丁目						
厚別区	野幌森林公園	厚別町小野幌53番地						
豊平区	札幌ドーム	羊が丘1番地						
豊平区	月寒公園	美園10～12条7～8丁目、月寒西2～3条4丁目						
豊平区	西岡公園	西岡544番地						
豊平区	平岸公園	平岸5条15丁目1						
豊平区	豊平公園	豊平5条13丁目1						
豊平区	北海道農業研究センター	羊が丘1番地						
清田区	平岡公園	平岡公園1						
清田区	北海学園清田グラウンド	清田355番地						
清田区	里塚公園	里塚468番地						
南区	札幌啓北商業高校	石山1条2丁目15-1						
南区	札幌藻岩高校	川沿3条2丁目1-1						
南区	真駒内公園	真駒内公園3-1						
南区	定山溪中学校	定山溪温泉西1丁目31						
南区	藤野公園	藤野3条10丁目4						
西区	宮丘公園	西野290番地						
西区	鉄興公園・札幌琴似工業高校	発寒11～13条11丁目						
西区	農試公園	八軒5条西6丁目						
手稲区	運転免許試験場	曙5条4丁目1-1						
手稲区	手稲稲穂公園	前田1条5丁目1						
手稲区	前田森林公園	前田591番地4						
手稲区	北海道科学大学グラウンド	前田7条15丁目						

現 行

4 一時避難場所一覧（公園以外）

（危機管理局）

市立小中学校のグラウンド及びすべての公園を指定している他、次の施設を指定している。

※土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、土砂災害危険箇所などの危険区域に立地又は近接している場所、避難難者及び避難状況に注意を要す。

区名	施設名	所在地
中央区	宗教法人真如苑北海道本部第7 駐車場	円山西町9 丁目
中央区	赤レンガ庁舎前庭	北3 条西6 丁目
中央区	札幌旭丘高校	旭ヶ丘6 丁目
中央区	札幌西高校	宮の森4 条8 丁目
中央区	札幌南高校	南18 条西6 丁目
中央区	札幌龍谷学園高校	北4 条西19 丁目
中央区	静修高校	南16 条西6 丁目
中央区	あけぼのアート&コミュニティセンター	南11 条西9 丁目
中央区	札幌大通高校	北2 条西11 丁目
中央区	曹洞宗大乘院薬王寺駐車場	宮の森1263 番地3
中央区	大倉山ジャンプ競技場駐車場	宮の森1274 番地
中央区	競馬場	北16 条西16 丁目
中央区	北ガスアリーナ札幌 46 広場	北4 条東6 丁目
中央区	苗穂ヒルクス EAST 広場	北3 条東11 丁目
北区	札幌工業高校	北20 条西13 丁目
北区	札幌北高校	北25 条西11 丁目
北区	麻生自動車学校教習コース	北36 条西5 丁目1-1
北区	札幌国際情報高校	新川717 番地1
北区	札幌北陵高校	屯田7 条8 丁目
北区	有朋高校	屯田9 条7 丁目
北区	札幌英藍高校	篠路町篠路 372-67
北区	篠路破砕工場	篠路町篠移 153
北区	豊明高等養護学校	西茨戸4 条1 丁目
東区	苗穂駅北口広場	北5 条東10 丁目16 番
東区	札幌光星高校	北13 条東9 丁目
東区	札幌大谷高校	北16 条東9 丁目
東区	札幌北斗高校	北15 条東2 丁目
東区	札幌東陵高校	東苗穂10 条1 丁目
東区	札幌丘珠高校	北丘珠1 条2 丁目
白石区	白石清掃工場	東米里 2170 番地
白石区	東部水再生プラザ	東米里 2172 番地
白石区	札幌白陵高校	東米里 2062 番地
白石区	札幌東高校	菊水9 条3 丁目
白石区	札幌白石高校	川北 2261 番地
厚別区	札幌啓成高校	厚別東4 条8 丁目
厚別区	札幌東商業高校	厚別中央3 条5 丁目
豊平区	北海学園札幌高校（旧札幌商業高校）	旭町4 丁目
豊平区	北海道尚志学園高校	中の島2 条6 丁目
豊平区	札幌月寒高校	月寒東1 条3 丁目
豊平区	札幌大学	西岡3 条7 丁目
豊平区	札幌第一高校	月寒西1 条9 丁目
豊平区	札幌平岸高校	平岸5 条18 丁目
豊平区	北海学園大学	旭町4 丁目
豊平区	北海高校	旭町4 丁目
清田区	札幌国際大学	清田4 条1 丁目
清田区	札幌清田高校	北野3 条4 丁目
清田区	札幌真栄高等学校	真栄 236 番地1

修正案

備考

分類	区	施設名	所在地	指定緊急避難場所に兼ねて指定
地域避難所	中央区	曹洞宗大乘院薬王寺本堂 こうさい保育園 アンフィニ サッカー場クラブハウス サービス付き高齢者向け住宅「ウィステリア南1 条」	宮の森 1263 番地 3 南 12 条西 16 丁目 1-5 盤溪 433 番地 南 1 条西 14 丁目 291 番地 81	
		北海道森林管理局 大倉山ジャンプ競技場本部棟 ベルコ北円山ホール さっぽろばんげいスキー場センターロッジ	宮の森 3 条 7 丁目 70 番 宮の森 1274 北 5 条西 22 丁目 4 番 12 号 盤溪 410 番地	
北 区		鉄西会館 藤女子大学北 16 条校舎 幌北児童会館 白楊幼稚園 北区民センター 北 24 条会館 南新川会館 札幌北高等学校 北会館 麻生総合センター 新琴似・新川地区センター 三和福祉会館 ブラザ新琴似 新琴似児童会館 札幌新川高等学校 新川地区会館 札幌国際情報高等学校 屯田地区センター 札幌北陵高等学校 太平百合が原地区会館 太平百合が原地区センター 篠路コミュニティセンター 篠路会館 篠路児童会館 篠路団地福祉会館 豊明高等養護学校 札幌英藍高等学校 拓北・あいの里地区センター 有朋高等学校 札幌工業高等学校 新川公園会館 幌北会館 双葉福祉会館 新陽会館 サービス付き高齢者向け住宅ウィステリア N17 特定医療法人朋友会石金病院 ベルコ麻生シティホール	北 10 条西 4 丁目 1-12 北 16 条西 2 丁目 北 17 条西 6 丁目 1-20 北 24 条西 7 丁目 1-10 北 25 条西 6 丁目 1-1 北 24 条西 3 丁目 北 25 条西 13 丁目 1-18 北 25 条西 11 丁目 1 北 29 条西 7 丁目 3-15 北 39 条西 5 丁目 3-5 新琴似 2 条 8 丁目 1-20 新琴似 7 条 14 丁目 1-17 新琴似 7 条 4 丁目 1-3 新琴似 11 条 7 丁目 3-16 新川 5 条 14 丁目 1-1 新川 1 条 4 丁目 4-26 新川 717-1 屯田 5 条 6 丁目 3-21 屯田 7 条 8 丁目 5-1 太平 8 条 7 丁目 2-1 太平 12 条 2 丁目 1-17 篠路 3 条 8 丁目 11-1 篠路 4 条 7 丁目 2-40 篠路 4 条 9 丁目 3-1 篠路 5 条 4 丁目 1-20 西茨戸 4 条 1 丁目 1-1 篠路町篠路 372-67 あいの里 1 条 6 丁目 1-1 屯田 9 条 7 丁目 北 20 条西 13 丁目 新川西 3 条 6 丁目 4-12 北 17 条西 5 丁目 1-7 新琴似 9 条 14 丁目 4-10 北 26 条西 15 丁目 4-8 北 17 条西 3 丁目 新川 714 番地 2 麻生町 9 丁目 2 番 12 号	

現 行			修正案					備考																																																																																																																																																																																																																						
<table><tr><th>区名</th><th>施設名</th><th>所在地</th></tr><tr><td>南区</td><td>三笠スキー場</td><td>定山溪 572 番地</td></tr><tr><td>南区</td><td>札幌藻岩山スキー場</td><td>藻岩下 1991 番地</td></tr><tr><td>南区</td><td>澄川パークゴルフ場</td><td>澄川 458 番地</td></tr><tr><td>南区</td><td>札幌南陵高校</td><td>藤野 5 条 10 丁目</td></tr><tr><td>南区</td><td>札幌市北方自然教育園</td><td>白川 1814 番地</td></tr><tr><td>南区</td><td>札幌新陽高校</td><td>澄川 5 条 7 丁目</td></tr><tr><td>南区</td><td>東海大学札幌キャンパス</td><td>南沢 5 条 1 丁目</td></tr><tr><td>南区</td><td>豊成養護学校</td><td>南 30 条西 8 丁目</td></tr><tr><td>南区</td><td>真駒内養護学校</td><td>真駒内東町 2 丁目 2-1</td></tr><tr><td>南区</td><td>北海道文教大学明清高校</td><td>藤野 400 番地</td></tr><tr><td>西区</td><td>ポリテクセンター北海道</td><td>二十四軒 4 条 1 丁目</td></tr><tr><td>西区</td><td>西野第一町内会館</td><td>西野 6 条 8 丁目</td></tr><tr><td>西区</td><td>札幌山の手高校</td><td>山の手 2 条 8 丁目</td></tr><tr><td>手稲区</td><td>札幌手稲高校</td><td>手稲前田 497 番地</td></tr><tr><td>手稲区</td><td>手稲中央幼稚園</td><td>手稲本町 2 条 5 丁目</td></tr></table>			区名	施設名	所在地	南区	三笠スキー場	定山溪 572 番地	南区	札幌藻岩山スキー場	藻岩下 1991 番地	南区	澄川パークゴルフ場	澄川 458 番地	南区	札幌南陵高校	藤野 5 条 10 丁目	南区	札幌市北方自然教育園	白川 1814 番地	南区	札幌新陽高校	澄川 5 条 7 丁目	南区	東海大学札幌キャンパス	南沢 5 条 1 丁目	南区	豊成養護学校	南 30 条西 8 丁目	南区	真駒内養護学校	真駒内東町 2 丁目 2-1	南区	北海道文教大学明清高校	藤野 400 番地	西区	ポリテクセンター北海道	二十四軒 4 条 1 丁目	西区	西野第一町内会館	西野 6 条 8 丁目	西区	札幌山の手高校	山の手 2 条 8 丁目	手稲区	札幌手稲高校	手稲前田 497 番地	手稲区	手稲中央幼稚園	手稲本町 2 条 5 丁目	<table><tr><th>分類</th><th>区</th><th>施設名</th><th>所在地</th><th>指定緊急避難場所に兼ねて指定</th></tr><tr><td rowspan="53">地域避難所</td><td rowspan="53">東区</td><td>札幌東陵高等学校</td><td>東苗穂 10 条 1 丁目 2-21</td><td></td></tr><tr><td>豊畑町内会館</td><td>東雁来町 361 番地</td><td></td></tr><tr><td>栄地区センター</td><td>北 36 条東 8 丁目 1-25</td><td></td></tr><tr><td>ひのまる児童会館</td><td>北 38 条東 9 丁目 1-29</td><td></td></tr><tr><td>栄町会館</td><td>北 41 条東 1 丁目 2-22</td><td></td></tr><tr><td>日の丸会館</td><td>北 41 条東 14 丁目 3-1</td><td></td></tr><tr><td>烈々布神社</td><td>北 42 条東 10 丁目 1-11</td><td></td></tr><tr><td>北栄寺</td><td>北 45 条東 1 丁目 3-12</td><td></td></tr><tr><td>ふしこ団地集会所</td><td>伏古 3 条 4 丁目 2-13</td><td></td></tr><tr><td>伏古記念会館</td><td>伏古 7 条 2 丁目 8-15</td><td></td></tr><tr><td>伏古児童会館</td><td>伏古 10 条 3 丁目 6-8</td><td></td></tr><tr><td>ふしこ地区センター</td><td>伏古 11 条 3 丁目 1-15</td><td></td></tr><tr><td>丘珠ふれあいセンター</td><td>丘珠町 183 番地 2</td><td></td></tr><tr><td>札幌丘珠高等学校</td><td>北丘珠 1 条 2 丁目 589-1</td><td></td></tr><tr><td>丘珠みつみ団地町内会館</td><td>北丘珠 2 条 2 丁目 5-10</td><td></td></tr><tr><td>丘珠新栄会館</td><td>北丘珠 4 条 2 丁目 1-10</td><td></td></tr><tr><td>中沼モエレ会館（モエレ会館）</td><td>中沼町 104 番地</td><td></td></tr><tr><td>福移公民館</td><td>中沼町 237 番地</td><td></td></tr><tr><td>札幌保健医療大学 3 号館</td><td>中沼西 4 条 2 丁目 1</td><td></td></tr><tr><td>信行寺</td><td>北 8 条東 3 丁目 1-3</td><td></td></tr><tr><td>新生児童会館</td><td>北 8 条東 7 丁目 1-3</td><td></td></tr><tr><td>瑞玄寺</td><td>北 9 条東 3 丁目 1-10</td><td></td></tr><tr><td>鉄東会館</td><td>北 9 条東 5 丁目 2-8</td><td></td></tr><tr><td>大覚寺</td><td>北 10 条東 11 丁目 2-10</td><td></td></tr><tr><td>東区民センター</td><td>北 11 条東 7 丁目 1-1</td><td></td></tr><tr><td>諏訪神社</td><td>北 12 条東 1 丁目 1-10</td><td></td></tr><tr><td>札幌光星高等学校</td><td>北 13 条東 9 丁目 1-1</td><td></td></tr><tr><td>北東会館</td><td>北 14 条東 8 丁目 1-26</td><td></td></tr><tr><td>札幌北斗高等学校</td><td>北 15 条東 2 丁目 1-10</td><td></td></tr><tr><td>札幌大谷高等学校</td><td>北 16 条東 9 丁目 1-1</td><td></td></tr><tr><td>北光会館</td><td>北 18 条東 5 丁目 1-1</td><td></td></tr><tr><td>大願寺</td><td>北 19 条東 3 丁目 1-1</td><td></td></tr><tr><td>アカシア若者活動センター</td><td>北 22 条東 1 丁目 1-20</td><td></td></tr><tr><td>元町会館</td><td>北 20 条東 20 丁目 6-22</td><td></td></tr><tr><td>元町児童会館</td><td>北 21 条東 18 丁目 5-1</td><td></td></tr><tr><td>北光白樺会館</td><td>北 23 条東 2 丁目 1-17</td><td></td></tr><tr><td>大谷派法照寺</td><td>北 24 条東 5 丁目 2-15</td><td></td></tr><tr><td>北栄会館</td><td>北 25 条東 7 丁目 3-18</td><td></td></tr><tr><td>法国寺会館</td><td>本町 1 条 1 丁目 5-33</td><td></td></tr><tr><td>苗穂・本町地区センター</td><td>本町 2 条 7 丁目 2-10</td><td></td></tr><tr><td>苗穂神社</td><td>本町 2 条 3 丁目 5-35</td><td></td></tr><tr><td>瑞穂会館</td><td>苗穂町 13 丁目 2-12</td><td></td></tr><tr><td>大壽寺</td><td>苗穂町 2 丁目 2-3</td><td></td></tr><tr><td>苗穂東交流センター</td><td>苗穂町 3 丁目 3-45</td><td></td></tr><tr><td>札幌大谷大学</td><td>北 16 条東 9 丁目 1-1</td><td></td></tr><tr><td>社会福祉法人北翔会「生活介護ひかり」</td><td>東雁来 8 条 1 丁目 5-1</td><td></td></tr><tr><td>株式会社ライフサクライ 第二営業所</td><td>北 24 条東 21 丁目</td><td></td></tr><tr><td>北 36 条会館</td><td>北 36 条東 5 丁目 2-20</td><td></td></tr><tr><td>札幌ベルコ会館</td><td>北 8 条東 18 丁目 3 番</td><td></td></tr><tr><td>札幌矯正管区体育館</td><td>東苗穂 1 条 2 丁目 5 番 5 号</td><td></td></tr><tr><td>札幌刑務所道場（新館）</td><td>東苗穂 2 条 1 丁目 5 番 1 号</td><td></td></tr><tr><td>札幌刑務所道場（旧館）</td><td>東苗穂 2 条 1 丁目 5 番 1 号</td><td></td></tr><tr><td>札幌少年鑑別所青少年相談センター</td><td>東苗穂 2 条 1 丁目 1 番 25 号</td><td></td></tr></table>					分類	区	施設名	所在地	指定緊急避難場所に兼ねて指定	地域避難所	東区	札幌東陵高等学校	東苗穂 10 条 1 丁目 2-21		豊畑町内会館	東雁来町 361 番地		栄地区センター	北 36 条東 8 丁目 1-25		ひのまる児童会館	北 38 条東 9 丁目 1-29		栄町会館	北 41 条東 1 丁目 2-22		日の丸会館	北 41 条東 14 丁目 3-1		烈々布神社	北 42 条東 10 丁目 1-11		北栄寺	北 45 条東 1 丁目 3-12		ふしこ団地集会所	伏古 3 条 4 丁目 2-13		伏古記念会館	伏古 7 条 2 丁目 8-15		伏古児童会館	伏古 10 条 3 丁目 6-8		ふしこ地区センター	伏古 11 条 3 丁目 1-15		丘珠ふれあいセンター	丘珠町 183 番地 2		札幌丘珠高等学校	北丘珠 1 条 2 丁目 589-1		丘珠みつみ団地町内会館	北丘珠 2 条 2 丁目 5-10		丘珠新栄会館	北丘珠 4 条 2 丁目 1-10		中沼モエレ会館（モエレ会館）	中沼町 104 番地		福移公民館	中沼町 237 番地		札幌保健医療大学 3 号館	中沼西 4 条 2 丁目 1		信行寺	北 8 条東 3 丁目 1-3		新生児童会館	北 8 条東 7 丁目 1-3		瑞玄寺	北 9 条東 3 丁目 1-10		鉄東会館	北 9 条東 5 丁目 2-8		大覚寺	北 10 条東 11 丁目 2-10		東区民センター	北 11 条東 7 丁目 1-1		諏訪神社	北 12 条東 1 丁目 1-10		札幌光星高等学校	北 13 条東 9 丁目 1-1		北東会館	北 14 条東 8 丁目 1-26		札幌北斗高等学校	北 15 条東 2 丁目 1-10		札幌大谷高等学校	北 16 条東 9 丁目 1-1		北光会館	北 18 条東 5 丁目 1-1		大願寺	北 19 条東 3 丁目 1-1		アカシア若者活動センター	北 22 条東 1 丁目 1-20		元町会館	北 20 条東 20 丁目 6-22		元町児童会館	北 21 条東 18 丁目 5-1		北光白樺会館	北 23 条東 2 丁目 1-17		大谷派法照寺	北 24 条東 5 丁目 2-15		北栄会館	北 25 条東 7 丁目 3-18		法国寺会館	本町 1 条 1 丁目 5-33		苗穂・本町地区センター	本町 2 条 7 丁目 2-10		苗穂神社	本町 2 条 3 丁目 5-35		瑞穂会館	苗穂町 13 丁目 2-12		大壽寺	苗穂町 2 丁目 2-3		苗穂東交流センター	苗穂町 3 丁目 3-45		札幌大谷大学	北 16 条東 9 丁目 1-1		社会福祉法人北翔会「生活介護ひかり」	東雁来 8 条 1 丁目 5-1		株式会社ライフサクライ 第二営業所	北 24 条東 21 丁目		北 36 条会館	北 36 条東 5 丁目 2-20		札幌ベルコ会館	北 8 条東 18 丁目 3 番		札幌矯正管区体育館	東苗穂 1 条 2 丁目 5 番 5 号		札幌刑務所道場（新館）	東苗穂 2 条 1 丁目 5 番 1 号		札幌刑務所道場（旧館）	東苗穂 2 条 1 丁目 5 番 1 号		札幌少年鑑別所青少年相談センター	東苗穂 2 条 1 丁目 1 番 25 号		
区名	施設名	所在地																																																																																																																																																																																																																												
南区	三笠スキー場	定山溪 572 番地																																																																																																																																																																																																																												
南区	札幌藻岩山スキー場	藻岩下 1991 番地																																																																																																																																																																																																																												
南区	澄川パークゴルフ場	澄川 458 番地																																																																																																																																																																																																																												
南区	札幌南陵高校	藤野 5 条 10 丁目																																																																																																																																																																																																																												
南区	札幌市北方自然教育園	白川 1814 番地																																																																																																																																																																																																																												
南区	札幌新陽高校	澄川 5 条 7 丁目																																																																																																																																																																																																																												
南区	東海大学札幌キャンパス	南沢 5 条 1 丁目																																																																																																																																																																																																																												
南区	豊成養護学校	南 30 条西 8 丁目																																																																																																																																																																																																																												
南区	真駒内養護学校	真駒内東町 2 丁目 2-1																																																																																																																																																																																																																												
南区	北海道文教大学明清高校	藤野 400 番地																																																																																																																																																																																																																												
西区	ポリテクセンター北海道	二十四軒 4 条 1 丁目																																																																																																																																																																																																																												
西区	西野第一町内会館	西野 6 条 8 丁目																																																																																																																																																																																																																												
西区	札幌山の手高校	山の手 2 条 8 丁目																																																																																																																																																																																																																												
手稲区	札幌手稲高校	手稲前田 497 番地																																																																																																																																																																																																																												
手稲区	手稲中央幼稚園	手稲本町 2 条 5 丁目																																																																																																																																																																																																																												
分類	区	施設名	所在地	指定緊急避難場所に兼ねて指定																																																																																																																																																																																																																										
地域避難所	東区	札幌東陵高等学校	東苗穂 10 条 1 丁目 2-21																																																																																																																																																																																																																											
		豊畑町内会館	東雁来町 361 番地																																																																																																																																																																																																																											
		栄地区センター	北 36 条東 8 丁目 1-25																																																																																																																																																																																																																											
		ひのまる児童会館	北 38 条東 9 丁目 1-29																																																																																																																																																																																																																											
		栄町会館	北 41 条東 1 丁目 2-22																																																																																																																																																																																																																											
		日の丸会館	北 41 条東 14 丁目 3-1																																																																																																																																																																																																																											
		烈々布神社	北 42 条東 10 丁目 1-11																																																																																																																																																																																																																											
		北栄寺	北 45 条東 1 丁目 3-12																																																																																																																																																																																																																											
		ふしこ団地集会所	伏古 3 条 4 丁目 2-13																																																																																																																																																																																																																											
		伏古記念会館	伏古 7 条 2 丁目 8-15																																																																																																																																																																																																																											
		伏古児童会館	伏古 10 条 3 丁目 6-8																																																																																																																																																																																																																											
		ふしこ地区センター	伏古 11 条 3 丁目 1-15																																																																																																																																																																																																																											
		丘珠ふれあいセンター	丘珠町 183 番地 2																																																																																																																																																																																																																											
		札幌丘珠高等学校	北丘珠 1 条 2 丁目 589-1																																																																																																																																																																																																																											
		丘珠みつみ団地町内会館	北丘珠 2 条 2 丁目 5-10																																																																																																																																																																																																																											
		丘珠新栄会館	北丘珠 4 条 2 丁目 1-10																																																																																																																																																																																																																											
		中沼モエレ会館（モエレ会館）	中沼町 104 番地																																																																																																																																																																																																																											
		福移公民館	中沼町 237 番地																																																																																																																																																																																																																											
		札幌保健医療大学 3 号館	中沼西 4 条 2 丁目 1																																																																																																																																																																																																																											
		信行寺	北 8 条東 3 丁目 1-3																																																																																																																																																																																																																											
		新生児童会館	北 8 条東 7 丁目 1-3																																																																																																																																																																																																																											
		瑞玄寺	北 9 条東 3 丁目 1-10																																																																																																																																																																																																																											
		鉄東会館	北 9 条東 5 丁目 2-8																																																																																																																																																																																																																											
		大覚寺	北 10 条東 11 丁目 2-10																																																																																																																																																																																																																											
		東区民センター	北 11 条東 7 丁目 1-1																																																																																																																																																																																																																											
		諏訪神社	北 12 条東 1 丁目 1-10																																																																																																																																																																																																																											
		札幌光星高等学校	北 13 条東 9 丁目 1-1																																																																																																																																																																																																																											
		北東会館	北 14 条東 8 丁目 1-26																																																																																																																																																																																																																											
		札幌北斗高等学校	北 15 条東 2 丁目 1-10																																																																																																																																																																																																																											
		札幌大谷高等学校	北 16 条東 9 丁目 1-1																																																																																																																																																																																																																											
		北光会館	北 18 条東 5 丁目 1-1																																																																																																																																																																																																																											
		大願寺	北 19 条東 3 丁目 1-1																																																																																																																																																																																																																											
		アカシア若者活動センター	北 22 条東 1 丁目 1-20																																																																																																																																																																																																																											
		元町会館	北 20 条東 20 丁目 6-22																																																																																																																																																																																																																											
		元町児童会館	北 21 条東 18 丁目 5-1																																																																																																																																																																																																																											
		北光白樺会館	北 23 条東 2 丁目 1-17																																																																																																																																																																																																																											
		大谷派法照寺	北 24 条東 5 丁目 2-15																																																																																																																																																																																																																											
		北栄会館	北 25 条東 7 丁目 3-18																																																																																																																																																																																																																											
		法国寺会館	本町 1 条 1 丁目 5-33																																																																																																																																																																																																																											
		苗穂・本町地区センター	本町 2 条 7 丁目 2-10																																																																																																																																																																																																																											
		苗穂神社	本町 2 条 3 丁目 5-35																																																																																																																																																																																																																											
		瑞穂会館	苗穂町 13 丁目 2-12																																																																																																																																																																																																																											
		大壽寺	苗穂町 2 丁目 2-3																																																																																																																																																																																																																											
		苗穂東交流センター	苗穂町 3 丁目 3-45																																																																																																																																																																																																																											
		札幌大谷大学	北 16 条東 9 丁目 1-1																																																																																																																																																																																																																											
		社会福祉法人北翔会「生活介護ひかり」	東雁来 8 条 1 丁目 5-1																																																																																																																																																																																																																											
		株式会社ライフサクライ 第二営業所	北 24 条東 21 丁目																																																																																																																																																																																																																											
		北 36 条会館	北 36 条東 5 丁目 2-20																																																																																																																																																																																																																											
		札幌ベルコ会館	北 8 条東 18 丁目 3 番																																																																																																																																																																																																																											
		札幌矯正管区体育館	東苗穂 1 条 2 丁目 5 番 5 号																																																																																																																																																																																																																											
		札幌刑務所道場（新館）	東苗穂 2 条 1 丁目 5 番 1 号																																																																																																																																																																																																																											
		札幌刑務所道場（旧館）	東苗穂 2 条 1 丁目 5 番 1 号																																																																																																																																																																																																																											
		札幌少年鑑別所青少年相談センター	東苗穂 2 条 1 丁目 1 番 25 号																																																																																																																																																																																																																											

現 行

修正案

備考

分類	区	施設名	所在地	指定緊急避難場所 に兼ねて指定
地域避難所	白石区	東札幌会館	東札幌2条4丁目3-14	
		札幌市産業振興センター	東札幌5条1丁目1-1	
		白石中央福祉会館	中央1条5丁目4-36	
		栄通児童会館	栄通6丁目19-12	
		南栄会館	南郷通6丁目南1-35	
		南郷福祉会館	南郷通7丁目南4-4	
		白石区民センター	南郷通1丁目南8-1	
		本郷会館	本郷通8丁目北1-21	
		教照寺	本通5丁目南4-27	
		白石会館	本通1丁目南2-32	
		乗善寺	本通2丁目南4-15	
		東白石会館	本通13丁目南10-1	
		白石東会館	本通18丁目南2-6	
		白石東地区センター	本通16丁目南4-27	
		白石共栄福祉会館	平和通7丁目南1-15	
		旭町内会館	平和通10丁目北4-15	
		白石駅前会館	平和通2丁目北3-61	
		菊水地区会館	菊水7条2丁目2-20	
		札幌東高等学校	菊水9条3丁目1-5	
		菊水上町会館	菊水上町4条1丁目135-2	
		菊水元町地区センター	菊水元町5条2丁目4-20	
		菊水元町南町内会館	菊水元町7条2丁目6-5	
		白菊会館	菊水元町8条1丁目11-1	
		大昌寺	北郷2362番地	
		北郷会館	北郷3条3丁目8-1	
		北郷児童会館	北郷4条5丁目1-1	
		北郷東会館	北郷3条6丁目8-27	
		北都地区会館	北郷3条12丁目4-1	
		北白石地区センター	北郷3条7丁目9-20	
		川北会館	川北2条2丁目7-10	
		札幌白石高等学校	川北2261番地	
		東川下町内会東川下記念会館	川下3条5丁目3-25	
		東米里福祉会館	東米里2157番地	
		菊水やよい児童会館	菊水1条4丁目6-61	
		こころのリカバリー総合支援センター	平和通17丁目北1-13	
		みつば会館	本郷通10丁目北3-3	
		ベルコ大谷地シティホール	本通21丁目南1番60号	
	厚別区	小野幌会館	厚別東4条4丁目9-3	
		札幌啓成高等学校	厚別東4条8丁目6-1	
		北星学園大学附属高等学校	厚別町下野幌38	
		もみじ台東第1集会所	もみじ台東1丁目1番	
		もみじ台北第2集会所	もみじ台北4丁目7番	
		厚別南会館	厚別南1丁目15-10	
		地域交流ホーム「ひまわり」	厚別町上野幌822番地	
		大谷地町地町内会館	大谷地西3丁目15-1	
		北星学園大学	大谷地西2丁目3番1号	
		厚別区民センター	厚別中央1条5丁目3-14	
		大行寺	厚別中央3条5丁目1-1	
		智徳寺	厚別中央3条4丁目8-20	
		札幌東商業高等学校	厚別中央3条5丁目6-10	

現 行

修正案

備考

分類	区	施設名	所在地	指定緊急避難場所に兼ねて指定
地域避難所	厚別区	厚別信濃会館	厚別中央4条3丁目3-6	
		厚別西地区センター	厚別西4条4丁目10-1	
		星槎札幌もみじキャンパス	もみじ台北5丁目12-1	
		光生舎ゆいま〜る・もみじ台	もみじ台南3丁目4番地	
		札幌市厚別老人福祉センター	厚別中央1条7丁目17-25	
		青葉会館	青葉町3丁目2-26	
		天理教札幌分教会	厚別西5条4丁目1-1	
		ベルコニアホール厚別西	厚別西5条6丁目2番8号	
	豊平区	豊龍寺	美園5条6丁目3-9	
		美園会館	美園6条5丁目4-1	
		月寒公民館	月寒中央通7丁目8-19	
		月寒児童会館	月寒西1条6丁目3-21	
		札幌第一高等学校	月寒西1条9丁目10-15	
		月寒神社	月寒西3条4丁目1-56	
		札幌大学	西岡3条7丁目3-1	
		観照寺	西岡2条11丁目25-2	
		西岡会館	西岡4条5丁目8-21	
		西岡児童会館	西岡3条6丁目6-1	
		西岡福住地区センター	西岡4条9丁目1-17	
		福住地区会館	福住1条4丁目13-17	
		福住寺	福住1条1丁目3-1	
		札幌月寒高等学校	月寒東1条3丁目1	
		東月寒地区センター	月寒東3条18丁目5-1	
		東月寒白樺会館	月寒東4条18丁目7-6	
		覚英寺	豊平1条4丁目2-30	
		豊白支院	豊平1条2丁目1-6	
		龍松禪寺	豊平3条6丁目1-30	
		慧林寺	豊平4条8丁目1-2	
		経王寺	豊平4条3丁目2-1	
		善道寺	豊平4条11丁目5-14	
		豊平神社	豊平4条13丁目1-18	
		真言宗湯殿山弘周寺	豊平5条1丁目2-27	
		豊平会館	豊平6条7丁目1-12	
		北海道立総合体育センターきたえる	豊平5条11丁目1-1	
		豊平若者活動センター	豊平8条11丁目3-5	
		北海高等学校	旭町4丁目1-41	
		浄願寺	中の島1条2丁目2-1	
		中の島一区福祉会館	中の島1条1丁目4-13	
		中の島会館	中の島1条4丁目9-4	
		晟徳寺	中の島2条1丁目3-20	
		中の島第三区会館	中の島2条10丁目5-23	
		大乘寺	平岸1条8丁目6-10	
		中の島児童会館	中の島2条3丁目8-1	
		平岸三区集会所	平岸1条2丁目5-12	
		平岸会館	平岸2条7丁目2-5	
		長専寺	平岸3条16丁目1-40	
		浄土宗般若苑光明寺	平岸4条5丁目1-1	
		平岸四区第一福祉会館	平岸4条5丁目2-15	

現 行	修正案				備考
	分類	区	施設名	所在地	指定緊急避難場所 に兼ねて指定
	地域避難所	豊平区	極楽寺平岸無常堂	平岸 5 条 13 丁目 5-26	
			札幌平岸高等学校	平岸 5 条 18 丁目 1-2	
			豊平区民センター	平岸 6 条 10 丁目 1-1	
			北海学園札幌高等学校	旭町 4 丁目 1-42	
			北海学園大学	旭町 4 丁目 1-40	
			ベルコシティホール美園斎場	美園 3 条 2 丁目 1 番 21 号	
			里塚・美しが丘地区センター	里塚 2 条 5 丁目 1-1	
		清田区	里塚町内会会館	美しが丘 1 条 8 丁目 7-3	
			有明会館	有明 106	
			真栄地区会館	真栄 2 条 2 丁目 1-15	
			清田区民センター	清田 1 条 2 丁目 5-35	
			清田児童会館	清田 1 条 4 丁目 3-53	
			清田中央総合会館	清田 6 条 2 丁目 10-1	
			清田有楽町内会館	清田 2 条 2 丁目 1-31	
			清武館	清田 7 条 2 丁目 16-18	
			札幌国際大学	清田 4 条 1 丁目 4-1	
			光円寺	北野 1 条 2 丁目 9-40	
			厚別神社	平岡 2 条 1 丁目 3-1	
			平岡児童会館	平岡 8 条 1 丁目 6-22	
			札幌清田高等学校	北野 3 条 4 丁目 6-1	
			北野連合会館	北野 4 条 2 丁目 8-28	
			札幌真栄高等学校	真栄 236 番地 1	
			「遊楽館」平岡	平岡 4 条 1 丁目 12-4	
			ベルコ清田シティホール	美しが丘 3 条 3 丁目 8 番 1 号	
		南区	澄川地区会館	澄川 3 条 2 丁目 6-1	
			澄川南福祉会館	澄川 4 条 10 丁目 2-7	
			すみかわ地区センター	澄川 4 条 4 丁目 4-40	
			札幌新陽高等学校	澄川 5 条 7 丁目 1-1	
			真駒内養護学校	真駒内東町 2 丁目 2-1	
			南区民センター	真駒内幸町 2 丁目 2-1	
			真駒内五輪児童会館	真駒内泉町 3 丁目 1-6	
			真駒内セキスイハイムアイスアリーナ	真駒内公園 1-1	
			北海道青少年会館コンパス	真駒内柏丘 7 丁目 8-1	
			豊成養護学校	南 30 条西 8 丁目 1-50	
			信證寺	南 33 条西 10 丁目 5-21	
			藻岩下地区会館	南 34 条西 9 丁目 2-1	
			札幌藻岩高等学校	川沿 3 条 2 丁目 1-1	
			もいかわ地区センター	川沿 8 条 2 丁目 4-15	
			宝流寺	川沿 9 条 2 丁目 1-17	
			藻南福祉会館	川沿 11 条 2 丁目 3-1	
			南沢福祉会館	南沢 1822 番地	
			東海大学	南沢 5 条 1 丁目 1-1	
			中ノ沢会館	中ノ沢 1711-3	
			札幌啓北商業高等学校	石山 1 条 2 丁目 15-1	
			石山会館（石山まちづくりセンター）	石山 1 条 4 丁目 1-1	
			石山児童会館	石山 1 条 4 丁目 1-1	
			妙現寺	石山 2 条 2 丁目 9-1	
			芸術の森地区まちづくりセンター	石山東 7 丁目 1-31	
			石山東平和会館	石山東 4 丁目 8-12	
			駒岡会館（駒岡地区開拓記念会館）	真駒内 143 番地	
			滝野会館	滝野 102	

現 行	修正案				備考																																																																																																																																							
	<table><tr><th>分類</th><th>区</th><th>施設名</th><th>所在地</th><th>指定緊急避難場所に兼ねて指定</th></tr><tr><td rowspan="43">地域避難所</td><td rowspan="15">南区</td><td>常盤一区会館</td><td>常盤 6 条 2 丁目 107</td><td></td></tr><tr><td>含笑寺</td><td>藤野 2 条 9 丁目 5-1</td><td></td></tr><tr><td>藤野地区センター</td><td>藤野 2 条 7 丁目 2-1</td><td></td></tr><tr><td>札幌南陵高等学校</td><td>藤野 5 条 10 丁目 1-1</td><td></td></tr><tr><td>簾舞地区会館</td><td>簾舞 3 条 6 丁目 8-25</td><td></td></tr><tr><td>札幌市北方自然教育園</td><td>白川 1814 番地</td><td></td></tr><tr><td>真行寺</td><td>定山溪温泉東 3 丁目 256</td><td></td></tr><tr><td>定山溪集会所</td><td>定山溪温泉東 4 丁目</td><td></td></tr><tr><td>ミソマップ会館</td><td>簾舞 4 条 2 丁目 10-18</td><td></td></tr><tr><td>札幌市保養センター駒岡</td><td>真駒内 600 番地 20</td><td></td></tr><tr><td>南禅院</td><td>常盤 330-3</td><td></td></tr><tr><td>ベルコ札幌南シティホール</td><td>川沿 6 条 2 丁目 2 番 10 号</td><td></td></tr><tr><td>札幌育児園</td><td>藤野 6 条 2 丁目 427 番地 4</td><td></td></tr><tr><td>なの花記念体育館</td><td>石山 2 条 8 丁目 8 番 1 号</td><td></td></tr><tr><td>もなみ学園</td><td>石山東 5 丁目 6 番 1 号</td><td></td></tr><tr><td rowspan="25">西区</td><td>浄国寺</td><td>山の手 1 条 12 丁目 1-2</td><td></td></tr><tr><td>札幌山の手高等学校</td><td>山の手 2 条 8 丁目 5-12</td><td></td></tr><tr><td>市立札幌山の手支援学校体育館</td><td>山の手 5 条 8 丁目 1-38</td><td></td></tr><tr><td>日登寺</td><td>山の手 2 条 1 丁目 1-39</td><td></td></tr><tr><td>西野あおい保育園</td><td>西野 7 条 8 丁目 14-5</td><td></td></tr><tr><td>昭和会館</td><td>西野 6 条 3 丁目 14-16</td><td></td></tr><tr><td>西野福祉会館</td><td>西野 3 条 2 丁目 4-12</td><td></td></tr><tr><td>西野中央会館</td><td>西野 3 条 8 丁目 6-5</td><td></td></tr><tr><td>札幌市生涯学習センター「ちえりあ」</td><td>宮の沢 1 条 1 丁目 1-10</td><td></td></tr><tr><td>宮の沢中央会館</td><td>宮の沢 1 条 5 丁目 6-27</td><td></td></tr><tr><td>宮の沢会館</td><td>宮の沢 2 条 5 丁目 1-28</td><td></td></tr><tr><td>手稲東児童会館</td><td>西町北 10 丁目 3-8</td><td></td></tr><tr><td>西町会館</td><td>西町南 9 丁目 2-2</td><td></td></tr><tr><td>西野地区センター</td><td>西野 4 条 2 丁目 8-30</td><td></td></tr><tr><td>證誓寺</td><td>西町南 8 丁目 3-18</td><td></td></tr><tr><td>西区民センター</td><td>琴似 2 条 7 丁目 1-21</td><td></td></tr><tr><td>浄恩寺</td><td>琴似 3 条 6 丁目 1-28</td><td></td></tr><tr><td>発寒福祉会館</td><td>発寒 5 条 3 丁目 12-20</td><td></td></tr><tr><td>はっさむ地区センター</td><td>発寒 10 条 4 丁目 1-1</td><td></td></tr><tr><td>札幌琴似工業高等学校</td><td>発寒 13 条 11 丁目 3-1</td><td></td></tr><tr><td>八軒会館</td><td>八軒 1 条西 1 丁目 7-7</td><td></td></tr><tr><td>はちけん地区センター</td><td>八軒 6 条西 2 丁目 2-1</td><td></td></tr><tr><td>八軒中央会館</td><td>八軒 6 条西 2 丁目 1-11</td><td></td></tr><tr><td>西老人福祉センター</td><td>二十四軒 4 条 3 丁目 4-1</td><td></td></tr><tr><td>ベルコシティホール札幌西</td><td>西野 2 条 3 丁目 2 番 8 号</td><td></td></tr><tr><td rowspan="3">手稲区</td><td>手稲コミュニティセンター</td><td>手稲本町 3 条 1 丁目 3-41</td><td></td></tr><tr><td>手稲中央幼稚園</td><td>手稲本町 2 条 5 丁目 13-1</td><td></td></tr><tr><td>稲穂会館</td><td>稲穂 3 条 5 丁目 1-28</td><td></td></tr></table>	分類	区	施設名	所在地	指定緊急避難場所に兼ねて指定	地域避難所	南区	常盤一区会館	常盤 6 条 2 丁目 107		含笑寺	藤野 2 条 9 丁目 5-1		藤野地区センター	藤野 2 条 7 丁目 2-1		札幌南陵高等学校	藤野 5 条 10 丁目 1-1		簾舞地区会館	簾舞 3 条 6 丁目 8-25		札幌市北方自然教育園	白川 1814 番地		真行寺	定山溪温泉東 3 丁目 256		定山溪集会所	定山溪温泉東 4 丁目		ミソマップ会館	簾舞 4 条 2 丁目 10-18		札幌市保養センター駒岡	真駒内 600 番地 20		南禅院	常盤 330-3		ベルコ札幌南シティホール	川沿 6 条 2 丁目 2 番 10 号		札幌育児園	藤野 6 条 2 丁目 427 番地 4		なの花記念体育館	石山 2 条 8 丁目 8 番 1 号		もなみ学園	石山東 5 丁目 6 番 1 号		西区	浄国寺	山の手 1 条 12 丁目 1-2		札幌山の手高等学校	山の手 2 条 8 丁目 5-12		市立札幌山の手支援学校体育館	山の手 5 条 8 丁目 1-38		日登寺	山の手 2 条 1 丁目 1-39		西野あおい保育園	西野 7 条 8 丁目 14-5		昭和会館	西野 6 条 3 丁目 14-16		西野福祉会館	西野 3 条 2 丁目 4-12		西野中央会館	西野 3 条 8 丁目 6-5		札幌市生涯学習センター「ちえりあ」	宮の沢 1 条 1 丁目 1-10		宮の沢中央会館	宮の沢 1 条 5 丁目 6-27		宮の沢会館	宮の沢 2 条 5 丁目 1-28		手稲東児童会館	西町北 10 丁目 3-8		西町会館	西町南 9 丁目 2-2		西野地区センター	西野 4 条 2 丁目 8-30		證誓寺	西町南 8 丁目 3-18		西区民センター	琴似 2 条 7 丁目 1-21		浄恩寺	琴似 3 条 6 丁目 1-28		発寒福祉会館	発寒 5 条 3 丁目 12-20		はっさむ地区センター	発寒 10 条 4 丁目 1-1		札幌琴似工業高等学校	発寒 13 条 11 丁目 3-1		八軒会館	八軒 1 条西 1 丁目 7-7		はちけん地区センター	八軒 6 条西 2 丁目 2-1		八軒中央会館	八軒 6 条西 2 丁目 1-11		西老人福祉センター	二十四軒 4 条 3 丁目 4-1		ベルコシティホール札幌西	西野 2 条 3 丁目 2 番 8 号		手稲区	手稲コミュニティセンター	手稲本町 3 条 1 丁目 3-41		手稲中央幼稚園	手稲本町 2 条 5 丁目 13-1		稲穂会館	稲穂 3 条 5 丁目 1-28		
分類	区	施設名	所在地	指定緊急避難場所に兼ねて指定																																																																																																																																								
地域避難所	南区	常盤一区会館	常盤 6 条 2 丁目 107																																																																																																																																									
		含笑寺	藤野 2 条 9 丁目 5-1																																																																																																																																									
		藤野地区センター	藤野 2 条 7 丁目 2-1																																																																																																																																									
		札幌南陵高等学校	藤野 5 条 10 丁目 1-1																																																																																																																																									
		簾舞地区会館	簾舞 3 条 6 丁目 8-25																																																																																																																																									
		札幌市北方自然教育園	白川 1814 番地																																																																																																																																									
		真行寺	定山溪温泉東 3 丁目 256																																																																																																																																									
		定山溪集会所	定山溪温泉東 4 丁目																																																																																																																																									
		ミソマップ会館	簾舞 4 条 2 丁目 10-18																																																																																																																																									
		札幌市保養センター駒岡	真駒内 600 番地 20																																																																																																																																									
		南禅院	常盤 330-3																																																																																																																																									
		ベルコ札幌南シティホール	川沿 6 条 2 丁目 2 番 10 号																																																																																																																																									
		札幌育児園	藤野 6 条 2 丁目 427 番地 4																																																																																																																																									
		なの花記念体育館	石山 2 条 8 丁目 8 番 1 号																																																																																																																																									
		もなみ学園	石山東 5 丁目 6 番 1 号																																																																																																																																									
	西区	浄国寺	山の手 1 条 12 丁目 1-2																																																																																																																																									
		札幌山の手高等学校	山の手 2 条 8 丁目 5-12																																																																																																																																									
		市立札幌山の手支援学校体育館	山の手 5 条 8 丁目 1-38																																																																																																																																									
		日登寺	山の手 2 条 1 丁目 1-39																																																																																																																																									
		西野あおい保育園	西野 7 条 8 丁目 14-5																																																																																																																																									
		昭和会館	西野 6 条 3 丁目 14-16																																																																																																																																									
		西野福祉会館	西野 3 条 2 丁目 4-12																																																																																																																																									
		西野中央会館	西野 3 条 8 丁目 6-5																																																																																																																																									
		札幌市生涯学習センター「ちえりあ」	宮の沢 1 条 1 丁目 1-10																																																																																																																																									
		宮の沢中央会館	宮の沢 1 条 5 丁目 6-27																																																																																																																																									
		宮の沢会館	宮の沢 2 条 5 丁目 1-28																																																																																																																																									
		手稲東児童会館	西町北 10 丁目 3-8																																																																																																																																									
		西町会館	西町南 9 丁目 2-2																																																																																																																																									
		西野地区センター	西野 4 条 2 丁目 8-30																																																																																																																																									
		證誓寺	西町南 8 丁目 3-18																																																																																																																																									
		西区民センター	琴似 2 条 7 丁目 1-21																																																																																																																																									
		浄恩寺	琴似 3 条 6 丁目 1-28																																																																																																																																									
		発寒福祉会館	発寒 5 条 3 丁目 12-20																																																																																																																																									
		はっさむ地区センター	発寒 10 条 4 丁目 1-1																																																																																																																																									
		札幌琴似工業高等学校	発寒 13 条 11 丁目 3-1																																																																																																																																									
		八軒会館	八軒 1 条西 1 丁目 7-7																																																																																																																																									
		はちけん地区センター	八軒 6 条西 2 丁目 2-1																																																																																																																																									
		八軒中央会館	八軒 6 条西 2 丁目 1-11																																																																																																																																									
		西老人福祉センター	二十四軒 4 条 3 丁目 4-1																																																																																																																																									
		ベルコシティホール札幌西	西野 2 条 3 丁目 2 番 8 号																																																																																																																																									
	手稲区	手稲コミュニティセンター	手稲本町 3 条 1 丁目 3-41																																																																																																																																									
		手稲中央幼稚園	手稲本町 2 条 5 丁目 13-1																																																																																																																																									
		稲穂会館	稲穂 3 条 5 丁目 1-28																																																																																																																																									

現 行	修正案				備考
	分類	区	施設名	所在地	指定緊急避難場所 に兼ねて指定
	地域避難所	手稲区	手稲養護学校	稲穂3条7丁目6-1	
			北海道札幌稲穂高等支援学校	稲穂4条7丁目12-1	
			金山会館	金山2条2丁目3-1	
			新発寒地区センター	新発寒5条4丁目2-2	
			手稲前田児童会館	前田2条12丁目1-4	
			札幌手稲高等学校	手稲前田497-2	
			星置地区センター	星置2条3丁目14-1	
			手稲区民センター	前田1条11丁目1-10	
			北海道札幌稲雲高等学校	手稲本町6条4丁目1-1	
			祥龍寺 瑞龍閣	稲穂2条1丁目3番4号	
			タケシンスクエアビル	前田4条10丁目2-8	
			ベルコ手稲シティホール	西宮の沢3条3丁目2番1号	

現 行	修正案	備考																																																																																																																																																																																																																																																																																															
5 応急救援備蓄物資の状況（令和5年12月1日現在）（危機管理局） （1）備蓄物資 <table><tr><th>(1)食糧対策</th><th>(2)トイレ対策</th><th>(3)防災対策</th><th colspan="8">(4)その他</th></tr><tr><td>アレルギー対応 アルファ化米</td><td>309,000</td><td>簡易便座</td><td>9,300</td><td>寝袋</td><td>110,000</td><td>生理用品</td><td>68,000</td><td>不織布マスク</td><td>265,600</td><td>ペーパータオル</td><td>267,200</td></tr><tr><td>加工品（クラック カー・ビスケット）</td><td>114,000</td><td>身障者用便 座</td><td>123</td><td>毛布</td><td>110,000</td><td>発電機</td><td>310</td><td>プラスチック手袋</td><td>73,800</td><td>タオル</td><td>658</td></tr><tr><td>粥</td><td>81,000</td><td>排便収納袋</td><td>740,000</td><td>移動式灯油ハ ブ</td><td>1,890</td><td>歯ブラシ</td><td>100,000</td><td>使い捨て手袋</td><td>93,600</td><td>ゴミ袋</td><td>69,800</td></tr><tr><td>レトルト食品等</td><td>81,000</td><td>し尿縮減剤</td><td>589,000</td><td>灯油用ボ トル</td><td>310</td><td>L.Pガス エコ</td><td>400</td><td>非接触型体温計</td><td>640</td><td>フェイスシールド</td><td>3,290</td></tr><tr><td>合 計</td><td>585,000</td><td>紙はきつ</td><td>60,000</td><td>灯油用ソ ップ</td><td>310</td><td>手廻り おむ</td><td>2,680</td><td>非接触型体温計の交換 用乾電池</td><td>1,232</td><td>レインコート</td><td>10,000</td></tr><tr><td>哺乳瓶</td><td>2,500</td><td>大人用</td><td>34,000</td><td>段ボールベッ ド</td><td>1,550</td><td>LEDランタン</td><td>6,200</td><td>消毒液 （アルコール）</td><td>2,400</td><td>ボトル</td><td>658</td></tr><tr><td>粉ミルク</td><td>11,080</td><td>乳児用</td><td>26,000</td><td>カセットコン ロ</td><td>920</td><td>LED投光器</td><td>920</td><td>施設用消毒剤 （次亜塩素酸ナトリウム）</td><td>349</td><td>フロアワイパー</td><td>1,560</td></tr><tr><td>アレルギー用粉ミルク</td><td>24</td><td></td><td></td><td>カセットガス ボンベ</td><td>4,680</td><td>コードレス</td><td>40</td><td>施設用消毒剤 （界面活性剤）</td><td>308</td><td>フロアワイパー用除 菌シート</td><td>99,840</td></tr><tr><td>液体ミルク</td><td>312</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>ハンドソープ</td><td>1,890</td><td>避難所用バーベキュー コン</td><td>3,736</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>アイソレーションガウ ン</td><td>3,070</td><td>N95マスク</td><td>3,120</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>ホワイトボードロー ル</td><td>315</td><td>簡易ベッド</td><td>50</td></tr></table>	(1)食糧対策	(2)トイレ対策	(3)防災対策	(4)その他								アレルギー対応 アルファ化米	309,000	簡易便座	9,300	寝袋	110,000	生理用品	68,000	不織布マスク	265,600	ペーパータオル	267,200	加工品（クラック カー・ビスケット）	114,000	身障者用便 座	123	毛布	110,000	発電機	310	プラスチック手袋	73,800	タオル	658	粥	81,000	排便収納袋	740,000	移動式灯油ハ ブ	1,890	歯ブラシ	100,000	使い捨て手袋	93,600	ゴミ袋	69,800	レトルト食品等	81,000	し尿縮減剤	589,000	灯油用ボ トル	310	L.Pガス エコ	400	非接触型体温計	640	フェイスシールド	3,290	合 計	585,000	紙はきつ	60,000	灯油用ソ ップ	310	手廻り おむ	2,680	非接触型体温計の交換 用乾電池	1,232	レインコート	10,000	哺乳瓶	2,500	大人用	34,000	段ボールベッ ド	1,550	LEDランタン	6,200	消毒液 （アルコール）	2,400	ボトル	658	粉ミルク	11,080	乳児用	26,000	カセットコン ロ	920	LED投光器	920	施設用消毒剤 （次亜塩素酸ナトリウム）	349	フロアワイパー	1,560	アレルギー用粉ミルク	24			カセットガス ボンベ	4,680	コードレス	40	施設用消毒剤 （界面活性剤）	308	フロアワイパー用除 菌シート	99,840	液体ミルク	312							ハンドソープ	1,890	避難所用バーベキュー コン	3,736									アイソレーションガウ ン	3,070	N95マスク	3,120									ホワイトボードロー ル	315	簡易ベッド	50	3 応急救援備蓄物資の状況（令和6年12月1日現在）（危機管理局） （1）備蓄物資 <table><tr><th>(1)食糧対策</th><th>(2)トイレ対策</th><th>(3)寒気対策等</th><th>(4)停電対策</th><th colspan="8">(5)衛生用品等</th></tr><tr><td>アレルギー対応 アルファ化米</td><td>324,000</td><td>簡易便座</td><td>9,300</td><td>寝袋</td><td>110,000</td><td>発電機</td><td>310</td><td>生理用品</td><td>68,000</td><td>ゴミ袋</td><td>69,800</td></tr><tr><td>ビスケット</td><td>108,000</td><td>身障者用便 座</td><td>120</td><td>毛布</td><td>110,000</td><td>手廻り おむ</td><td>2,680</td><td>歯ブラシ</td><td>100,000</td><td>アイソレーションガ ウン</td><td>3,070</td></tr><tr><td>粥</td><td>108,000</td><td>排便収納袋</td><td>740,000</td><td>移動式灯油ハ ブ</td><td>1,842</td><td>LEDランタン</td><td>6,200</td><td>不織布マスク</td><td>265,600</td><td>ペーパータオル</td><td>267,200</td></tr><tr><td>加工品 ゼリー飲料</td><td>108,000</td><td>し尿縮減剤</td><td>589,000</td><td>灯油用ボ トル</td><td>310</td><td>LED投光器</td><td>920</td><td>プラスチック手袋</td><td>73,800</td><td>タオル</td><td>650</td></tr><tr><td>合 計</td><td>648,000</td><td>紙はきつ</td><td>60,000</td><td>灯油用ソ ップ</td><td>310</td><td>コードレス</td><td>40</td><td>使い捨て手袋</td><td>93,600</td><td>フェイスシールド</td><td>3,290</td></tr><tr><td>哺乳瓶</td><td>2,500</td><td>大人用</td><td>34,000</td><td>カセットコン ロ</td><td>920</td><td></td><td></td><td>非接触型体温計</td><td>640</td><td>レインコート</td><td>10,000</td></tr><tr><td>粉ミルク</td><td>11,080</td><td>乳児用</td><td>26,000</td><td>カセットガス ボンベ</td><td>4,680</td><td></td><td></td><td>非接触型体温計の交換 用乾電池</td><td>1,232</td><td>ボトル</td><td>650</td></tr><tr><td>アレルギー用粉ミルク</td><td>20</td><td></td><td></td><td>LPガスコンロ</td><td>400</td><td></td><td></td><td>消毒液 （アルコール）</td><td>2,300</td><td>フロアワイパー</td><td>1,560</td></tr><tr><td>液体ミルク</td><td>310</td><td></td><td></td><td>簡易ベッド</td><td>10,050</td><td></td><td></td><td>施設用消毒剤 （次亜塩素酸ナトリウム）</td><td>650</td><td>フロアワイパー用除 菌シート</td><td>99,840</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>段ボールベッ ド</td><td>1,550</td><td></td><td></td><td>施設用消毒剤 （界面活性剤）</td><td>310</td><td>N95マスク</td><td>3,120</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>バーベキュー コン</td><td>5,030</td><td></td><td></td><td>ハンドソープ</td><td>1,880</td><td>ホワイトボードロー ル</td><td>310</td></tr></table>	(1)食糧対策	(2)トイレ対策	(3)寒気対策等	(4)停電対策	(5)衛生用品等								アレルギー対応 アルファ化米	324,000	簡易便座	9,300	寝袋	110,000	発電機	310	生理用品	68,000	ゴミ袋	69,800	ビスケット	108,000	身障者用便 座	120	毛布	110,000	手廻り おむ	2,680	歯ブラシ	100,000	アイソレーションガ ウン	3,070	粥	108,000	排便収納袋	740,000	移動式灯油ハ ブ	1,842	LEDランタン	6,200	不織布マスク	265,600	ペーパータオル	267,200	加工品 ゼリー飲料	108,000	し尿縮減剤	589,000	灯油用ボ トル	310	LED投光器	920	プラスチック手袋	73,800	タオル	650	合 計	648,000	紙はきつ	60,000	灯油用ソ ップ	310	コードレス	40	使い捨て手袋	93,600	フェイスシールド	3,290	哺乳瓶	2,500	大人用	34,000	カセットコン ロ	920			非接触型体温計	640	レインコート	10,000	粉ミルク	11,080	乳児用	26,000	カセットガス ボンベ	4,680			非接触型体温計の交換 用乾電池	1,232	ボトル	650	アレルギー用粉ミルク	20			LPガスコンロ	400			消毒液 （アルコール）	2,300	フロアワイパー	1,560	液体ミルク	310			簡易ベッド	10,050			施設用消毒剤 （次亜塩素酸ナトリウム）	650	フロアワイパー用除 菌シート	99,840					段ボールベッ ド	1,550			施設用消毒剤 （界面活性剤）	310	N95マスク	3,120					バーベキュー コン	5,030			ハンドソープ	1,880	ホワイトボードロー ル	310	時点修正及び番号の繰り上げ（以下同様）
(1)食糧対策	(2)トイレ対策	(3)防災対策	(4)その他																																																																																																																																																																																																																																																																																														
アレルギー対応 アルファ化米	309,000	簡易便座	9,300	寝袋	110,000	生理用品	68,000	不織布マスク	265,600	ペーパータオル	267,200																																																																																																																																																																																																																																																																																						
加工品（クラック カー・ビスケット）	114,000	身障者用便 座	123	毛布	110,000	発電機	310	プラスチック手袋	73,800	タオル	658																																																																																																																																																																																																																																																																																						
粥	81,000	排便収納袋	740,000	移動式灯油ハ ブ	1,890	歯ブラシ	100,000	使い捨て手袋	93,600	ゴミ袋	69,800																																																																																																																																																																																																																																																																																						
レトルト食品等	81,000	し尿縮減剤	589,000	灯油用ボ トル	310	L.Pガス エコ	400	非接触型体温計	640	フェイスシールド	3,290																																																																																																																																																																																																																																																																																						
合 計	585,000	紙はきつ	60,000	灯油用ソ ップ	310	手廻り おむ	2,680	非接触型体温計の交換 用乾電池	1,232	レインコート	10,000																																																																																																																																																																																																																																																																																						
哺乳瓶	2,500	大人用	34,000	段ボールベッ ド	1,550	LEDランタン	6,200	消毒液 （アルコール）	2,400	ボトル	658																																																																																																																																																																																																																																																																																						
粉ミルク	11,080	乳児用	26,000	カセットコン ロ	920	LED投光器	920	施設用消毒剤 （次亜塩素酸ナトリウム）	349	フロアワイパー	1,560																																																																																																																																																																																																																																																																																						
アレルギー用粉ミルク	24			カセットガス ボンベ	4,680	コードレス	40	施設用消毒剤 （界面活性剤）	308	フロアワイパー用除 菌シート	99,840																																																																																																																																																																																																																																																																																						
液体ミルク	312							ハンドソープ	1,890	避難所用バーベキュー コン	3,736																																																																																																																																																																																																																																																																																						
								アイソレーションガウ ン	3,070	N95マスク	3,120																																																																																																																																																																																																																																																																																						
								ホワイトボードロー ル	315	簡易ベッド	50																																																																																																																																																																																																																																																																																						
(1)食糧対策	(2)トイレ対策	(3)寒気対策等	(4)停電対策	(5)衛生用品等																																																																																																																																																																																																																																																																																													
アレルギー対応 アルファ化米	324,000	簡易便座	9,300	寝袋	110,000	発電機	310	生理用品	68,000	ゴミ袋	69,800																																																																																																																																																																																																																																																																																						
ビスケット	108,000	身障者用便 座	120	毛布	110,000	手廻り おむ	2,680	歯ブラシ	100,000	アイソレーションガ ウン	3,070																																																																																																																																																																																																																																																																																						
粥	108,000	排便収納袋	740,000	移動式灯油ハ ブ	1,842	LEDランタン	6,200	不織布マスク	265,600	ペーパータオル	267,200																																																																																																																																																																																																																																																																																						
加工品 ゼリー飲料	108,000	し尿縮減剤	589,000	灯油用ボ トル	310	LED投光器	920	プラスチック手袋	73,800	タオル	650																																																																																																																																																																																																																																																																																						
合 計	648,000	紙はきつ	60,000	灯油用ソ ップ	310	コードレス	40	使い捨て手袋	93,600	フェイスシールド	3,290																																																																																																																																																																																																																																																																																						
哺乳瓶	2,500	大人用	34,000	カセットコン ロ	920			非接触型体温計	640	レインコート	10,000																																																																																																																																																																																																																																																																																						
粉ミルク	11,080	乳児用	26,000	カセットガス ボンベ	4,680			非接触型体温計の交換 用乾電池	1,232	ボトル	650																																																																																																																																																																																																																																																																																						
アレルギー用粉ミルク	20			LPガスコンロ	400			消毒液 （アルコール）	2,300	フロアワイパー	1,560																																																																																																																																																																																																																																																																																						
液体ミルク	310			簡易ベッド	10,050			施設用消毒剤 （次亜塩素酸ナトリウム）	650	フロアワイパー用除 菌シート	99,840																																																																																																																																																																																																																																																																																						
				段ボールベッ ド	1,550			施設用消毒剤 （界面活性剤）	310	N95マスク	3,120																																																																																																																																																																																																																																																																																						
				バーベキュー コン	5,030			ハンドソープ	1,880	ホワイトボードロー ル	310																																																																																																																																																																																																																																																																																						

現 行

6 災害時基幹病院一覧

(保健福祉局保健所医療政策課)

整理番号	病院名	住 所	診療科目	病床数						電話番号	指定年月日	備考
				総数	一般	精神	結核	感染症	療養			
1	札幌医科大学 医学部附属病院	中央区南 1 条 西 16 丁目 2 9 1 番地	内、精、循、小、外、整、形、 脳、心、外、皮、泌、産婦、 眼、耳、口、放、歯、歯外、 麻、神、内、矯、歯	938	890	42	6	二	二	611 -2111	8. 9. 17	救急救命センター、救急 告示病院、特定 機能病院、人工 透析
2	市立札幌病院	中央区北 11 条 西 13 丁目 1 番 1 号	内、精、神、内、小、外、 整、形、脳、呼、外、小、外、 皮、泌、産婦、眼、耳、口、 麻、呼吸科、消、消、外、 循、内、腎、内、血、内、腫瘍内 科、乳、外、病理、救急、歯 外、心、外、糖尿病内分泌 内科、新生児内科、緩和ケ ア内科、感、内、腎臓移植外 科、放、放、治	810	764	38	二	8	二	726 -2211	8. 9. 17	救急救命センター、救急 告示病院、人工 透析
3	J A北海道厚生連 札幌厚生病院	中央区北 3 条 東 8 丁目 5 番 地	内、呼、内、消、内、循、内、小、 外、整、皮、泌、産婦、眼、 耳、口、放、麻、神、内、心 外、精、緩和ケア、糖尿病・内 分泌内科、血液、腫瘍内科、 内、化学療法内科	519	519	二	二	二	二	261 -5331	8. 9. 17	救急告示 病院、人 工透析
4	NTT東日本 札幌病院	中央区南 1 条 西 15 丁目	精、呼、内、消、内、循、内、小、 外、整、皮、泌、産婦、眼、 耳、放、麻、心、外、腎、内、人 工透析内科、「血液、腫 瘍内科」、糖尿病内分泌 内科、口、放	301	301	—	—	—	—	623 -7000	8. 9. 17	救急告示 病院、人 工透析
5	北海道大学病院	北区北 14 条西 5 丁目	内、消、内、循、内、血、内、腫 瘍内科、精、神、内、小、小 外、整、形、脳、循、外、消 外、呼、外、皮、泌、産、乳 腺・内分泌内科、眼、 耳、口、放、放、治、 歯、矯、歯、小、歯、歯外、麻、 救	946	874	72	二	二	二	716 -1161	8. 9. 17	救急告示 病院、特 定機能病 院、人工 透析

修正案

4 災害時基幹病院一覧

(保健福祉局ウェルネス推進部医療政策課)

整理番号	病院名	住 所	診療科目	病床数						電話番号	指定年月日	備考
				総数	一般	療養	精神	結核	感染症			
1	札幌医科大学附属 病院	中央区南 1 条 西 16 丁目 2 9 1 番地	内、精、循、小、外、 整、形、脳、心、外、 皮、泌、産婦、眼、 耳、口、放、歯、歯外、 麻、脳神経内科、矯 歯、救急科、病理診断 科、呼、外、放射線治療 科、放射線診断科、感 染症内科	853	821	二	32	二	二	611 -2111	1996. 9. 17	救急救命センター、救急 告示病院、特定 機能病院、人工 透析
2	市立札幌病院	中央区北 11 条 西 13 丁目 1 番 1 号	内、精、神、内、リウ、 小、外、整、形、脳、 呼、外、小、外、皮、泌、 産婦、眼、耳、口、 麻、呼吸器内科、消化 器内科、消化器外科、 循環器内科、腎臓内 科、血液内科、腫瘍内 科、乳癌外科、病理診 断科、救急科、歯外、 心、外、糖尿病内分泌 内科、新生児内科、緩和 ケア内科、感染症内 科、腎臓移植外科、放 射線診断科、放射線治 療科	672	626	二	38	二	8	726 -2211	1996. 9. 17	救急救命センター、救急 告示病院、人工 透析
3	J A北海道厚生連 札幌厚生病院	中央区北 3 条 東 8 丁目 5 番 地	内、呼吸器内科、消化 器内科、循環器内科、 小、外、整、皮、泌、 産婦、眼、耳、口、 放、麻、脳神経内科、 心、外、精、緩和ケア内 科、糖尿病内科、血液 内科、化学療法内科、 消化器外科、病理診断 科、腎臓内科、リウ、 呼、外	516	516	二	二	二	二	261 -5331	1996. 9. 17	救急告示 病院、人 工透析
4	NTT東日本 札幌病院	中央区南 1 条西 15 丁目 290 番 地	精、呼吸器内科、消化 器内科、循環器内科、 小、外、消化器外科、 呼吸器外科、整、皮、 泌、産婦、眼、耳、 放、麻、心、外、腎臓内 科、人工透析内科、 「血液・腫瘍内科」、 糖尿病内分泌内科、リ ウ、病	301	301	—	—	—	—	623 -8000	1996. 9. 17	救急告示 病院、人 工透析
5	北海道大学病院	北区北 14 条西 5 丁目	内、消化器内科、循環 器内科、血液内科、腫 瘍内科、精、脳神経内 科、小、小、外、整、 形、脳、循環器外科、 消化器外科、呼吸器外 科、皮、泌、産、乳 腺・内分泌内科、眼、 眼、耳、口、放、放、 放射線診断科、放射線治 療科、歯、歯、歯、小 歯、歯外、麻、救	938	874	二	64	二	二	716 -1161	1996. 9. 17	救急救命センター、救急 告示病院、特定 機能病院、人工 透析

備考

機構改革に伴う修正及
び時点修正

現 行												修正案												備考		
整理番号	病院名	住 所	診療科目	病床数						電話番号	指定年月日	備考	整理番号	病院名	住 所	診療科目	病床数						電話番号	指定年月日	備考	
				総数	一般	精神	結核	感染症	療養								総数	一般	療養	精神	結核	感染症				
6	勤医協中央病院	東区東苗穂 5 条 1 丁目 1 号	内、外、整、麻、放、治、眼、婦、リハ、精、心外、呼外、泌、乳外、肛外、呼内、消内、循内、消外、緩和ケア内科、リウ、「糖尿病・内分泌内科」、腎内、肝臓外科、膵臓外科、放、診、病理、救急	450	450	—	—	—	—	782-9111	8. 9. 17	救急告示病院、人工透析	6	勤医協中央病院	東区東苗穂 5 条 1 丁目 9 番 1 号	内、外、整、麻、放射線治療科、眼、婦、リハ、精、心外、呼外、泌、乳腺外科、肛門外科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、消化器外科、緩和ケア内科、リウ、「糖尿病・内分泌内科」、腎臓内科、肝臓外科、膵臓外科、放射線診断科、病理診断科、救急科、血液内科、脳神経内科	450	450	—	—	—	—	782-9111	1996. 9. 17	救急告示病院、人工透析	
7	医療法人徳洲会 札幌東徳洲会病院	東区北 33 条東 14 丁目 3 番 1 号	内、呼内、消内、腎内、循内、小、外、整、脳、心外、皮、形、耳、リハ、放、眼、麻、歯外、病理、肛外、救急、乳外、「血液・腫瘍内科」	325	325	—	—	—	—	722-1110	8. 9. 17	救急告示病院、人工透析	7	医療法人徳洲会 札幌東徳洲会病院	東区北 33 条東 14 丁目 3 番 1 号	内、呼吸器内科、消化器内科、腎臓内科、循環器内科、小、外、消化器外科、整、脳、心外、皮、形、耳、リハ、眼、歯外、麻、病理診断科、肛門外科、救急科、乳腺外科、放射線診断科、放射線治療科、泌、頭頸部外科、呼吸器外科	336	336	—	—	—	—	722-1110	1996. 9. 17	救急告示病院、人工透析	
8	独立行政法人国立病院機構北海道がんセンター	白石区菊水 4 条 2 丁目 3 番 54 号	呼内、消内、循内、血内、消外、呼外、乳外、腫瘍整形外科、精、皮、泌、婦、眼、頭頸部外科、放、診、放、治、麻、脳、心外、形、緩和ケア内科、病理、臨床、リハ、歯外	550	520	—	—	—	—	811-9111	8. 9. 17	救命救急センター、救急告示病院	8	独立行政法人国立病院機構北海道がんセンター	白石区菊水 4 条 2 丁目 3 番 54 号	呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、血液内科、消化器外科、呼吸器外科、乳腺外科、腫瘍整形外科、精、皮、泌、婦、眼、頭頸部外科、放射線診断科、放射線治療科、麻、脳、心外、形、緩和ケア内科、病理診断科、臨床検査科、リハ、歯外、感染症内科	430	430	—	—	—	—	811-9111	1996. 9. 17	救急告示病院	
9	JCHO 札幌北沢病院	厚別区厚別中央 2 条 6 丁目 2 番 1 号	内、呼内、消内、循内、リハ、小、外、整、皮、泌、産婦、眼、耳、リハ、放、診、麻、心外、リハ、神内、腎内、呼外、病理、心臓内科、「糖尿病・内分泌内科」	276	—	—	—	—	—	893-3000	8. 9. 17	救急告示病院、人工透析	9	独立行政法人地域医療機能推進機構 札幌北沢病院	厚別区厚別中央 2 条 6 丁目 2 番 1 号	内、呼吸器内科、消化器内科、消化器外科、循環器内科、リウ、小、外、整、皮、泌、婦、眼、耳、リハ、麻、放射線診断科、病理診断科、血液内科、腎臓内科、糖尿病内科、乳腺外科、腫瘍内科	276	—	—	—	—	—	893-3000	1996. 9. 17	救急告示病院、人工透析	
10	北海道病院	豊平区中の島 1 条 8 丁目 3 番 18 号	内、呼内、消内、小、小(新生児)、外、整、皮、泌、産婦、眼、耳、放、診、麻、心外、リハ、神内、腎内、呼外、病理、心臓内科、「糖尿病・内分泌内科」	358	312	—	46	—	—	831-5151	8. 9. 17	救急告示病院	10	医療法人徳洲会 札幌徳洲会病院	厚別区大谷地東 1 丁目 1 番 1 号	内、消化器内科、胃腸内科、循環器内科、小、外、整、形、皮、泌、産婦、肛門外科、麻、眼、耳、脳、リハ、歯、歯外、病理診断科、アレ、乳腺外科、救、糖尿病内科、腎臓内科	301	301	—	—	—	—	890-1110	2019. 1. 23	救急告示病院、人工透析	
													11	独立行政法人 地域医療機能推進機構 北海道病院	豊平区中の島 1 条 8 丁目 3 番 18 号	内、呼吸器内科、消化器内科、小、小(新生児)、外、整、皮、泌、産婦、眼、耳、放射線診断科、麻、心外、リウ、神内、腎臓内科、呼吸器外科、病理診断科、「糖尿病・内分泌内科」、消化器外科、循環器内科、リハ	314	304	—	—	10	—	831-5151	1996. 9. 17	救急告示病院、人工透析	

現 行												修正案												備考		
整理 番号	病院名	住 所	診療科目	病床数						電話 番号	指定 年月日	備考	整理 番号	病院名	住 所	診療科目	病床数						電話 番号	指定 年月日	備考	
				総 数	一 般	精 神	結 核	感 染 症	療 養								総 数	一 般	療 養	精 神	結 核	感 染 症				
	(新規)	(新規)	(新規)										12	KKR 札幌医療セン ター	豊平区平岸1条 6丁目3-40	内、呼吸器内科、消化 器内科、循環器内科、 神内、腫瘍内科、外、 消化器外科、呼外、乳 腺外科、小児外科、 脳、整、精、眼、皮、 麻、耳、泌、放、放射 線診断科、リハ、病理 診断科、救急科、小、 小児科(新生児)、代 謝・内分泌・糖尿病内 科、緩和ケア内科、腫 瘍外科、人工透析外 科、内分泌外科、心臓 外科、血管外科、臨床 検査科、心臓血管外 科、脳神経・内分泌外 科、婦、婦人科(生殖 医療)	410	410	=	=	=	=	822- 1811	2019.1 .23	救急告示 病院、人 工透析	
11	札幌通信病院	南区川沿14条 1丁目5番1号	内、消内、循内、外、整、 眼、耳	98	98	=	=	=	=	571- 5101	8. 9.17		13	自衛隊札幌病院	南区真駒内17	内、外、脳、整、精、 小、皮、泌、産婦、 眼、耳、リハ、放、 査、麻、形、救急科	200	170	=	30	=	=	581- 3101	2019.1 .23	救急告示 病院、人 工透析	
12	独立行政法人国立 病院機構 北海道 医療センター	西区山の手5条 7丁目1番1号	内、心内、精、神内、アレ、 助、小、小児外科、外、整、 呼内、呼外、消内、循内、 腎内、「糖尿病・脂質代 謝内科」、脳、心外、皮、 耳、泌、婦、眼、リハ、放、救 急、麻	500	410	40	50	—	—	611- 8111	8. 9.17	救急告示 病院、人 工透析	14	独立行政法人国立 病院機構 北海道 医療センター	西区山の手5条 7丁目1番1号	内、心内、精、呼吸器 内科、消化器内科、循 環器内科、アレ、リ ウ、小、小外、皮、 耳、泌、婦、眼、外、 脳、呼外、整、リハ、 心外、腎臓内科、放、 救急科、麻、内分泌・ 代謝・糖尿病内科、 形、病理診断科、血液 内科、脳神経内科、 歯、小児神経内科、緩 和ケア内科	643	582	=	40	21	=	611- 8111	1996. 9.17	救急救命 センター、救急 告示病 院、人工 透析	
	(新規)	(新規)	(新規)										15	社会医療法人孝仁 会 札幌孝仁会記念病 院	西区富の沢2条 1丁目16番1号	内、脳神経内科、外、 整、脳、心外、婦、 耳、泌、リハ、麻、呼 吸器内科、呼吸器外 科、消化器内科、循環 器内科、腎臓内科、消 化器外科、放射線診断 科、放射線治療科、病 理診断科、頭頸部外 科、乳腺外科、形、糖 尿病内科、腫瘍内科、 血管外科	276	276	=	=	=	=	665- 0020	2019.1 .23	救急告示 病院、人 工透析	
13	手稲溪仁会病院	手稲区前田1条 12丁目1番4 0号	内、外、呼外、心外、整、 脳、形、精、助、小、皮、泌、 産、婦、眼、耳、麻、歯、 外、小歯、呼内、循内、消 内、血内、腎内、消外、頭 頸部外科、放、診、放、治、病 理、救急、腫瘍内科、リハ	562	562	—	—	—	—	681- 8111	8. 9.17	救急告示 病院、人 工透析	16	手稲溪仁会病院	手稲区前田1条 12丁目1番4 0号	内、外、呼外、心外、 整、脳、形、精、リ ウ、小、皮、泌、産、 婦、眼、耳、麻、歯 外、小歯、呼吸器内 科、循環器内科、消化 器内科、血液内科、腎 臓内科、消化器外科、 頭頸部外科、放射線診 療科、放射線治療科、 病理診断科、救急科、 腫瘍内科、リハ、乳腺 外科、臨床検査科、脳 神経内科	670	670	—	—	—	—	681- 8111	1996. 9.17	救急救命 センター、救急 告示病 院、人工 透析	

現 行

7 災害救急告示医療機関一覧 (保健福祉局保健所医療政策課)			
区	病（医）院名	所 在 地	電 話
中央区	市立札幌病院	北11条西13丁目1-1	726-2211
	中村記念病院	南1条西14丁目	231-8333
	愛育病院	南4条西25丁目	563-2211
	札幌中央病院	南9条西10丁目1-50	513-0111
	札幌外科記念病院	南23条西15丁目1-30	563-0151
	札幌円山整形外科病院	北7条西27丁目1-3	612-1133
	J R札幌病院	北3条東1丁目	208-7150
	札幌厚生病院	北3条東8丁目	261-5331
	NTT 東日本札幌病院	南1条西15丁目290番地	623-8000
	いとう整形外科病院	南2条西10丁目5番地	241-5461
	札幌医科大学医学部附属病院	南1条西16丁目	611-2111
	斗南病院	<u>北1条西6丁目</u>	231-2147
	土田病院	南21条西9丁目2-11	531-7013
	中野整形外科医院	南7条西15丁目1-35	561-0224
北区	松田整形外科記念病院	北18条西4丁目 <u>21-17</u>	746-3666
	<u>野中整形外科内科病院</u>	<u>新川5条4丁目2-8</u>	<u>763-0110</u>
	麻生整形外科病院	新琴似8条2丁目2-5	764-3311
	北海道大学病院	北14条西5丁目	716-1161
	<u>北札幌病院</u>	<u>新琴似9条1丁目1-1</u>	<u>756-1111</u>
東区	札幌脳神経外科	新琴似6条17丁目7-10	766-1212
	天使病院	北12条東3丁目31番地	711-0101
	勤医協中央病院	東苗穂5条1丁目9-1	782-9111
	石垣整形外科医院	北26条東8丁目1-5	751-3231
	禎心会病院	<u>北44条東8丁目1-6</u>	712-1131
	札幌麻生脳神経外科病院	北22条東1丁目1-40	731-2321
	愛心メモリアル病院	北27条東1丁目1-15	752-3535
	札幌東徳洲会病院	北33条東14丁目3-1	722-1110
	コスモ脳神経外科	北21条東21丁目1-1	787-5858
	整形外科北新東病院	<u>伏古5条3丁目3-2</u>	<u>782-8339</u>
白石区	国立病院機構北海道がんセンター	菊水4条2丁目3-54	811-9111
	<u>整形外科北新病院</u>	<u>菊水元町3条3丁目1-18</u>	<u>871-3660</u>
	恵佑会札幌病院	<u>本通14丁目北1-1</u>	<u>863-2101</u>
	札幌北楡病院	東札幌6条6丁目5-1	865-0111
	札幌センチュリー病院	菊水元町5条3丁目5-10	871-1121

修正案

5 災害救急告示医療機関一覧 (保健福祉局<u>ウェルネス推進部</u>医療政策課)			
区	病（医）院名	所在地	電話
中央区	斗南病院	<u>北4条西7丁目</u>	231-2147
	札幌円山整形外科病院	北7条西27丁目1-3	612-1133
	市立札幌病院	北11条西13丁目1-1	726-2211
	<u>時計台記念病院</u>	<u>北1条東1丁目2-3</u>	<u>251-1221</u>
	J R札幌病院	北3条東1丁目	208-7150
	札幌厚生病院	北3条東8丁目	261-5331
	中村記念病院	南1条西14丁目	231-8333
	NTT 東日本札幌病院	南1条西15丁目290番地	623-8000
	札幌医科大学附属病院	南1条西16丁目	611-2111
	いとう整形外科病院	南2条西10丁目5番地	241-5461
	愛育病院	南4条西25丁目	563-2211
	中野整形外科医院	南7条西15丁目1-35	561-0224
	札幌中央病院	南9条西10丁目1-50	513-0111
	土田病院	南21条西9丁目2-11	531-7013
	札幌外科記念病院	南23条西15丁目1-30	563-0151
北区	北海道大学病院	北14条西5丁目	716-1161
	松田整形外科記念病院	北18条西4丁目 <u>1-35</u>	746-3666
	札幌脳神経外科	新琴似6条17丁目7-10	766-1212
	麻生整形外科病院	新琴似8条2丁目2-5	764-3311
	<u>札幌優翔館病院</u>	<u>東茨戸2条2丁目8-25</u>	<u>772-9211</u>
東区	<u>新川新道整形外科病院</u>	<u>新川5条4丁目2-8</u>	<u>763-0110</u>
	天使病院	北12条東3丁目1-1	711-0101
	コスモ脳神経外科	北21条東21丁目1-1	787-5858
	札幌麻生脳神経外科病院	北22条東1丁目1-40	731-2321
	石垣整形外科医院	北26条東8丁目1-5	751-3231
	愛心メモリアル病院	北27条東1丁目1-15	752-3535
	札幌東徳洲会病院	北33条東14丁目3-1	722-1110
	勤医協中央病院	東苗穂5条1丁目9-1	782-9111
	禎心会病院	<u>北33条東1丁目3-1</u>	712-1131
	<u>札幌心臓血管クリニック</u>	<u>北49条東16丁目8-1</u>	<u>784-7847</u>
白石区	<u>クラーク病院</u>	<u>本町2条4丁目8-20</u>	<u>782-6160</u>
	整形外科北新病院	<u>北8条東4丁目1-5</u>	<u>792-1211</u>
	札幌北楡病院	東札幌6条6丁目5-1	865-0111
	恵佑会札幌病院	<u>本通9丁目南1-1</u>	<u>863-2101</u>
	国立病院機構北海道がんセンター	菊水4条2丁目3-54	811-9111
	札幌センチュリー病院	菊水元町5条3丁目5-10	871-1121
	<u>東札幌病院</u>	<u>東札幌3条3丁目7-35</u>	<u>812-2311</u>

備考

機構改革に伴う修正及び時点修正	
------------------------	--

現 行

区	病（医）院名	所 在 地	電 話
厚別区	北央病院	青葉町 11 丁目 2-10	892-8531
	新さっぽろ脳神経外科病院	<u>上野幌 1 条 2 丁目 1-10</u>	891-2500
	JCHO 札幌北辰病院	厚別中央 2 条 6 丁目 2-1	893-3000
	新札幌循環器病院	厚別中央 2 条 4 丁目 9-25	892-1556
	<u>新札幌恵愛会病院</u>	<u>大谷地東 5 丁目 5-35</u>	<u>893-7000</u>
	<u>羊ヶ丘病院</u>	<u>青葉町 3 丁目 1-10</u>	<u>351-2211</u>
	札幌徳洲会病院	大谷地東 1 丁目	890-1110
豊平区	<u>北海道社会保険病院</u>	中の島 1 条 8 丁目 3-18	831-5151
	柏葉脳神経外科病院	月寒東 1 条 15 丁目 7-20	851-2333
	<u>平岸外科整形外科医院</u>	<u>平岸 2 条 17 丁目 1-19</u>	<u>821-0255</u>
	<u>札幌月寒病院</u>	<u>月寒東 1 条 13 丁目 4-5</u>	<u>852-6777</u>
	北海道整形外科記念病院	平岸 7 条 13 丁目 5-22	812-700 1
	<u>展望台整形外科</u>	<u>福住 2 条 10 丁目 15-1</u>	<u>855-5181</u>
	<u>札幌医療センター</u>	平岸 1 条 6 丁目 3-40	822-1811
清田区	札幌清田整形外科病院	清田 1 条 4 丁目 1-50	881-2222
	札幌里塚病院	美しが丘 1 条 6 丁目 1-5	883-1200
	札幌整形循環器病院	北野 1 条 2 丁目 11-30	881-1100
南区	<u>小笠原クリニック札幌病院</u>	<u>真駒内緑町 1 丁目 2-1</u>	<u>583-2000</u>
	札幌南整形外科病院	南 33 条西 11 丁目 4-1	581-2555
	中村記念南病院	川沿 2 条 2 丁目 3-1	573-8555
	五輪橋整形外科病院	川沿 2 条 1 丁目 2-56	571-2001
西区	札幌第一病院	二十四軒 4 条 3 丁目 4-26	611-6201
	西さっぽろ病院	山の手 3 条 2 丁目 5-1	611-6611
	<u>札幌宮の沢脳神経外科病院</u>	西町南 20 丁目 1-30	664-7111
	<u>心臓血管センター北海道大野病院</u>	<u>西野 4 条 1 丁目 1-30</u>	<u>665-0020</u>
	静和記念病院	<u>琴似 1 条 5 丁目 1-1</u>	611-1111
	国立病院機構北海道医療センター	山の手 5 条 7 丁目 1-1	611-8111
	北海道脳神経外科記念病院	八軒 9 条東 5 丁目	7 17-2131
手稲区	<u>手稲いなほ外科整形外科</u>	<u>稲穂 2 条 3 丁目 6-1</u>	<u>682-7311</u>
	札幌秀友会病院	新発寒 5 条 6 丁目 2-1	685-3333
	手稲溪仁会病院	前田 1 条 12 丁目 1-40	681-8111

修正案

区	病（医）院名	所在地	電話
厚別区	北央病院	青葉町 11 丁目 2-10	892-8531
	新さっぽろ脳神経外科病院	<u>厚別中央 1 条 6 丁目 2-10</u>	891-2500
	札幌徳洲会病院	大谷地東 1 丁目	890-1110
	新札幌循環器病院	厚別中央 2 条 4 丁目 9-25	892-1556
	JCHO 札幌北辰病院	厚別中央 2 条 6 丁目 2-1	893-3000
	<u>新札幌豊和会病院</u>	<u>大谷地東 2 丁目 5-12</u>	<u>893-7000</u>
	西岡第一病院	西岡 3 条 6 丁目 8-1	852-7171
豊平区	柏葉脳神経外科病院	月寒東 1 条 15 丁目 7-20	851-2333
	<u>JCHO 北海道病院</u>	中の島 1 条 8 丁目 3-18	831-5151
	<u>KKR 札幌医療センター</u>	平岸 1 条 6 丁目 3-40	822-1811
	北海道整形外科記念病院	平岸 7 条 13 丁目 5-22	812-7001
清田区	札幌里塚病院	美しが丘 1 条 6 丁目 1-5	883-1200
	札幌清田整形外科病院	清田 1 条 4 丁目 1-50	881-2222
	札幌整形循環器病院	北野 1 条 2 丁目 11-30	881-1100
	<u>札幌美しが丘脳神経外科病院</u>	<u>真栄 4 条 5 丁目 19-19</u>	<u>558-2200</u>
南区	<u>札幌真駒内病院</u>	<u>真駒内緑町 1 丁目 2-1</u>	<u>583-2000</u>
	札幌南整形外科病院	南 33 条西 11 丁目 4-1	581-2555
	五輪橋整形外科病院	川沿 2 条 1 丁目 2-56	571-2001
	中村記念南病院	川沿 2 条 2 丁目 3-1	573-8555
	<u>自衛隊札幌病院</u>	<u>真駒内 17 番地</u>	<u>581-3101</u>
西区	西さっぽろ病院	山の手 3 条 2 丁目 5-1	611-6611
	国立病院機構北海道医療センター	山の手 5 条 7 丁目 1-1	611-8111
	<u>札幌孝仁会記念病院</u>	<u>宮の沢 2 条 1 丁目 16-1</u>	<u>665-0020</u>
	<u>札幌宮の沢明日佳病院</u>	西町南 20 丁目 1-30	664-7111
	札幌第一病院	二十四軒 4 条 3 丁目 4-26	611-6201
	静和記念病院	<u>八軒 5 条東 5 丁目 1-1</u>	738-7111
	北海道脳神経外科記念病院	八軒 9 条東 5 丁目	717-2131
手稲区	札幌秀友会病院	新発寒 5 条 6 丁目 2-1	685-3333
	手稲溪仁会病院	前田 1 条 12 丁目 1-40	681-8111

備考

現 行	修正案	備考																																																								
<u>8</u> 医薬品、衛生材料等の調達先 (保健福祉局<u>保健所</u>医療政策課) (略) <u>1 1</u> 火葬場・霊園 (保健福祉局<u>保健所</u>施設管理課・里塚斎場) (略) <u>1 4</u> 給水車・給水タンク等の整備状況 (水道局給水部計画課) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>容 量</th><th>数 量</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給水加圧タンク車</td><td>3.0 m³</td><td>5 台</td></tr> <tr> <td>給水タンク (車載用)</td><td>1.0 m³</td><td>32 基</td></tr> <tr> <td>給水タンク (車載用) 加圧化ユニット</td><td>—</td><td><u>4</u> 台</td></tr> <tr> <td><u>ポリタンク</u></td><td><u>18.0</u> <u>ℓ</u></td><td><u>76</u> 個</td></tr> <tr> <td rowspan="3"><u>飲料水袋</u></td><td><u>6.0</u> <u>ℓ</u></td><td><u>97,100</u> 枚</td></tr> <tr> <td><u>10.0</u> <u>ℓ</u></td><td><u>4,735</u> 枚</td></tr> <tr> <td><u>12.0</u> <u>ℓ</u></td><td><u>9,150</u> 枚</td></tr> <tr> <td rowspan="2">バック装置</td><td>2.7 m³</td><td>1 台</td></tr> <tr> <td>3.5 m³</td><td>1 台</td></tr> <tr> <td>仮設給水栓</td><td>—</td><td><u>110</u> 基</td></tr> <tr> <td>仮設水槽</td><td>1.0 m³</td><td>16 台</td></tr> </tbody> </table>		容 量	数 量	給水加圧タンク車	3.0 m ³	5 台	給水タンク (車載用)	1.0 m ³	32 基	給水タンク (車載用) 加圧化ユニット	—	<u>4</u> 台	<u>ポリタンク</u>	<u>18.0</u> <u>ℓ</u>	<u>76</u> 個	<u>飲料水袋</u>	<u>6.0</u> <u>ℓ</u>	<u>97,100</u> 枚	<u>10.0</u> <u>ℓ</u>	<u>4,735</u> 枚	<u>12.0</u> <u>ℓ</u>	<u>9,150</u> 枚	バック装置	2.7 m ³	1 台	3.5 m ³	1 台	仮設給水栓	—	<u>110</u> 基	仮設水槽	1.0 m ³	16 台	<u>6</u> 医薬品、衛生材料等の調達先 (保健福祉局<u>ウェルネス推進部</u>医療政策課) (略) <u>9</u> 火葬場・霊園 (保健福祉局<u>ウェルネス推進部</u>施設管理課・里塚斎場) (略) <u>1 2</u> 給水車・給水タンク等の整備状況 (水道局給水部計画課) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>容 量</th><th>数 量</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給水加圧タンク車</td><td>3.0 m³</td><td>5 台</td></tr> <tr> <td>給水タンク (車載用)</td><td>1.0 m³</td><td>32 基</td></tr> <tr> <td>給水タンク (車載用) 加圧化ユニット</td><td>—</td><td><u>5</u> 台</td></tr> <tr> <td rowspan="2">バック装置</td><td>2.7 m³</td><td>1 台</td></tr> <tr> <td>3.5 m³</td><td>1 台</td></tr> <tr> <td>仮設給水栓</td><td>—</td><td><u>105</u> 基</td></tr> <tr> <td>仮設水槽</td><td>1.0 m³</td><td>16 台</td></tr> </tbody> </table>		容 量	数 量	給水加圧タンク車	3.0 m ³	5 台	給水タンク (車載用)	1.0 m ³	32 基	給水タンク (車載用) 加圧化ユニット	—	<u>5</u> 台	バック装置	2.7 m ³	1 台	3.5 m ³	1 台	仮設給水栓	—	<u>105</u> 基	仮設水槽	1.0 m ³	16 台	機構改革に伴う修正 機構改革に伴う修正 時点修正及び日々変動するポリタンク等の削除
	容 量	数 量																																																								
給水加圧タンク車	3.0 m ³	5 台																																																								
給水タンク (車載用)	1.0 m ³	32 基																																																								
給水タンク (車載用) 加圧化ユニット	—	<u>4</u> 台																																																								
<u>ポリタンク</u>	<u>18.0</u> <u>ℓ</u>	<u>76</u> 個																																																								
<u>飲料水袋</u>	<u>6.0</u> <u>ℓ</u>	<u>97,100</u> 枚																																																								
	<u>10.0</u> <u>ℓ</u>	<u>4,735</u> 枚																																																								
	<u>12.0</u> <u>ℓ</u>	<u>9,150</u> 枚																																																								
バック装置	2.7 m ³	1 台																																																								
	3.5 m ³	1 台																																																								
仮設給水栓	—	<u>110</u> 基																																																								
仮設水槽	1.0 m ³	16 台																																																								
	容 量	数 量																																																								
給水加圧タンク車	3.0 m ³	5 台																																																								
給水タンク (車載用)	1.0 m ³	32 基																																																								
給水タンク (車載用) 加圧化ユニット	—	<u>5</u> 台																																																								
バック装置	2.7 m ³	1 台																																																								
	3.5 m ³	1 台																																																								
仮設給水栓	—	<u>105</u> 基																																																								
仮設水槽	1.0 m ³	16 台																																																								

現 行

16 消防車両の整備概況 (令和5年4月1日現在) (消防局総務部施設管理課)

(單位: 元)

[illegible]

1.7 消防団施設及び機器配置状況

(1) 軽可搬消防ポンプ

消防団	種別	住所	分団名	班	台数
中央消防団	略				
	機具庫 山鼻出張所併設	中央区 南 <u>25</u> 条西 10 丁目	山鼻		1

修正表

14 消防車両の整備概況（令和6年4月1日現在）（消防局総務部施設管理課）

(單位:)

[illegible]

(注) ※及び「警防指揮車」は、総務省消防庁からの無償使用車を示す。

救急車は全て高規格4WD

指揮車・水槽車・救助車・水槽付救助車は全て4WD

1.5 消防用施設及び機器配置状況

(1) 軽可搬消防ポンプ

消防団	種別	住所	分団名	班	台数
中央消防団	略				
	機具庫 山鼻出張所併設	中央区 南 <u>23</u> 条西 10 丁目	山鼻		1

時点修

時点修

現 行						修正案						備考
												文言修正
消防団	種別	住所	分団名	班	台数	消防団	種別	住所	分団名	班	台数	
清田消防団	略					清田消防団	略					
	<u>機具庫</u> 里塚出張所併設	清田区 里塚1条4丁目	里塚		1		<u>詰所</u> 里塚出張所併設	清田区 里塚1条4丁目	里塚		1	
(3) 組み立て水槽						(3) 組み立て水槽						時点修正
消防団		配置数				消防団		配置数				
中央消防団		6				中央消防団		6				
北消防団		<u>9</u>				北消防団		<u>6</u>				
東消防団		<u>6</u>				東消防団		<u>10</u>				
白石消防団		7				白石消防団		7				
厚別消防団		4				厚別消防団		4				
豊平消防団		3				豊平消防団		3				
清田消防団		<u>6</u>				清田消防団		<u>5</u>				
南消防団		8				南消防団		8				
西消防団		5				西消防団		5				
手稲消防団		<u>3</u>				手稲消防団		<u>4</u>				
合計		<u>57</u>				合計		<u>58</u>				

現 行							修正案							備考
21 ヘリコプター場外離着陸場 (消防局警防部消防救助課)							19 ヘリコプター場外離着陸場 (消防局警防部消防救助課)							機構改革に伴う修正
番号	名 称	所在地		使用目的	緊急連絡先		番号	名 称	所在地		使用目的	緊急連絡先		
38	里塚霊園(芝生広場)	清田区	里塚468番地	物資空輸B	札幌市保健福祉局保健所施設管理課 管理事務所	616-2855 881-2110	38	里塚霊園(芝生広場)	清田区	里塚468番地	物資空輸B	札幌市保健福祉局ウェルネス推進部施設管理課 管理事務所	211-3525 881-2110	

現 行	修正案	備考																																												
Ⅲ. 情報収集・伝達通信関係 1 情報提供報道機関一覧表 <table><tr><th>機関名</th><th>所在地</th></tr><tr><td>北海道新聞</td><td>中央区大通西3丁目</td></tr></table> <table><tr><th>機関名</th><th>所在地</th></tr><tr><td>共同通信</td><td>中央区大通西3丁目 道新ビル6F</td></tr></table> <table><tr><th>機関名</th><th>電話</th><th>会社</th></tr><tr><td>報知新聞</td><td>251-3671</td><td></td></tr></table> 2 災害に関する問い合わせ先一覧 <table><tr><th>種類</th><th>収集先</th><th>電話</th><th>備考</th></tr><tr><td>ガス供給状況</td><td>北海道ガス㈱</td><td>231-9511</td><td>お客さまセンター</td></tr></table>	機関名	所在地	北海道新聞	中央区大通西3丁目	機関名	所在地	共同通信	中央区大通西3丁目 道新ビル6F	機関名	電話	会社	報知新聞	251-3671		種類	収集先	電話	備考	ガス供給状況	北海道ガス㈱	231-9511	お客さまセンター	Ⅲ. 情報収集・伝達通信関係 1 情報提供報道機関一覧表 <table><tr><th>機関名</th><th>所在地</th></tr><tr><td>北海道新聞</td><td>中央区大通東4丁目1番地</td></tr></table> <table><tr><th>機関名</th><th>所在地</th></tr><tr><td>共同通信</td><td>中央区大通東4丁目1番地 北海道新聞社ビル6階</td></tr></table> <table><tr><th>機関名</th><th>電話</th><th>会社</th></tr><tr><td>報知新聞</td><td>251-1230</td><td></td></tr></table> 2 災害に関する問い合わせ先一覧 <table><tr><th>種類</th><th>収集先</th><th>電話</th><th>備考</th></tr><tr><td>ガス供給状況</td><td>北海道ガス㈱</td><td>0570-008800 (011-792-8110)</td><td>お客さまセンター</td></tr></table>	機関名	所在地	北海道新聞	中央区大通東4丁目1番地	機関名	所在地	共同通信	中央区大通東4丁目1番地 北海道新聞社ビル6階	機関名	電話	会社	報知新聞	251-1230		種類	収集先	電話	備考	ガス供給状況	北海道ガス㈱	0570-008800 (011-792-8110)	お客さまセンター	移転に伴う修正 移転に伴う修正 移転に伴う修正 本社社屋の移転に伴う修正
機関名	所在地																																													
北海道新聞	中央区大通西3丁目																																													
機関名	所在地																																													
共同通信	中央区大通西3丁目 道新ビル6F																																													
機関名	電話	会社																																												
報知新聞	251-3671																																													
種類	収集先	電話	備考																																											
ガス供給状況	北海道ガス㈱	231-9511	お客さまセンター																																											
機関名	所在地																																													
北海道新聞	中央区大通東4丁目1番地																																													
機関名	所在地																																													
共同通信	中央区大通東4丁目1番地 北海道新聞社ビル6階																																													
機関名	電話	会社																																												
報知新聞	251-1230																																													
種類	収集先	電話	備考																																											
ガス供給状況	北海道ガス㈱	0570-008800 (011-792-8110)	お客さまセンター																																											

現 行		修正案	備考
5 札幌市防災会議組織図（危機管理局）		5 札幌市防災会議組織図（危機管理局）	防災関係機関の追加及び文言修正
会長 札幌市長	指定地方行政機関 (条例第3条第5項第1号)	北海道開発局、北海道財務局、北海道農政事務所、北海道森林管理局、北海道経済産業局、北海道運輸局札幌運輸支局、東京航空局丘珠空港事務所、札幌管区気象台、北海道総合通信局、札幌中央労働基準監督署	
	陸上自衛隊 (条例第3条第5項第2号)	陸上自衛隊第11旅団第18普通科連隊	
	北海道 (条例第3条第5項第3号)	北海道石狩振興局、北海道空知総合振興局	
	北海道警察 (条例第3条第5項第4号)	北海道警察本部	
	札幌市 (条例第3条第5項第5号)	副市長、危機管理監、市長政策室長、総務局長、区長（代表）	
	教育長 (条例第3条第5項第6号)	教育長	
	消防長及び消防団長 (条例第3条第5項第7号)	消防長、各区消防団長	
	指定公共機関 (条例第3条第5項第8号)	北海道旅客鉄道株式会社、東日本電信電話株式会社北海道支店、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北海道支社、KDDI株式会社北海道総支社、日本郵便株式会社北海道支社、日本赤十字社北海道支部、東日本高速道路株式会社北海道支社、日本放送協会札幌放送局、日本通運株式会社札幌支店、北海道電力ネットワーク株式会社道央統括支店	
	指定地方公共機関 (条例第3条第5項第8号)	北海道放送株式会社、札幌テレビ放送株式会社、北海道テレビ放送株式会社、北海道文化放送株式会社、株式会社テレビ北海道、株式会社エフエム北海道、株式会社エフエム・ノースウェーブ、株式会社STVラジオ、北海道ガス株式会社、社団法人北海道エルビーガス協会、社団法人札幌市医師会、社団法人札幌歯科医師会、社団法人北海道看護協会、社団法人札幌地区トラック協会、社団法人北海道警備業協会、社団法人札幌薬剤師会、社団法人北海道獣医師会石狩支部	
	市長が防災上必要と認める者 (条例第3条第5項第9号)	札幌地区バス協会、札幌市女性団体連絡協議会、社団法人札幌市消費者協会、札幌商工会議所	

現 行

6 札幌市防災会議委員一覧（危機管理局）

機 関 名	防災会議委員	防災会議幹事	地震対策部会委員
東日本電信電話株式会社北海道支店	設備部長	災害対策室長	設備部長
株式会社NTTドコモ北海道支社	ネットワーク部長	災害対策室長	
KDDI株式会社	東日本運用センター 東日本エリア担当テクニカルセン ター副センター長		
ソフトバンク株式会社	北海道ネットワーク技術部長		
（新規）	（新規）	（新規）	

修正案

6 札幌市防災会議委員一覧（危機管理局）

機 関 名	防災会議委員	防災会議幹事	地震対策部会委員
東日本電信電話株式会社北海道事業部	設備部長	災害対策室長	設備部長
株式会社NTTドコモ北海道支社	ネットワーク部長	災害対策室長	
KDDI株式会社	東日本運用センター 東日本エリア担当テクニカルセン ター副センター長		
ソフトバンク株式会社	北海道ネットワーク技術部長		
楽天モバイル株式会社	BCP管理本部 BCP運用部 災害対 応支援課 北海道 BCP リエゾン グループ マネージャー	基地局事業本部 基地局運用管理部 副部長	

防災関係機関の追加及
び文言修正

現 行			修正案			備考
Ⅶ 注意報・警報等の基準			Ⅶ 注意報・警報等の基準			時点修正
2 札幌市の注意報等発表基準（引用：気象庁HP） （1）注意報（令和5年6月8日現在）			2 札幌市の注意報等発表基準（引用：気象庁HP） （1）注意報（令和6年5月23日現在）			
大雨	表面雨量指数基準	8	大雨	表面雨量指数基準	8	
	土壌雨量指数基準	86		土壌雨量指数基準	94	
洪水	流域雨量指数基準	琴似川流域=7.9，茨戸川流域=12，発寒川流域=6.1， 軽川流域=4.9，旧中の川流域=3.8，琴似発寒川流域=12， 伏籠川流域=11.6，篠路新川流域=4.9，旧琴似川流域=4.2， 創成川流域=8.4，中の川流域=8，左股川流域=8.1， 厚別川流域=22.8，野津幌川流域=12，小野津幌川流域=6.4， 三里川流域=4.9，月寒川流域=14，ラウネナイ川流域=6.4， 精進川流域=8.2，真駒内川流域=15.2，望月寒川流域=10.2， 中の沢川流域=6，穴の川流域=7.2，オカバルシ川流域=7.6，簾 舞川流域=10，星置川流域=7.3，豊平川流域=30.7	洪水	流域雨量指数基準	琴似川流域=8，茨戸川流域=12，発寒川流域=6.1， 軽川流域=4.9，旧中の川流域=3.8，琴似発寒川流域=12， 伏籠川流域=11.6，篠路新川流域=4.9，旧琴似川流域=4.2， 創成川流域=8.4，中の川流域=8，左股川流域=8.1， 厚別川流域=22.8，野津幌川流域=12，小野津幌川流域=7， 三里川流域=4.9，月寒川流域=14，ラウネナイ川流域=6.4， 精進川流域=8.2，真駒内川流域=15.2，望月寒川流域=10.2， 中の沢川流域=6，穴の川流域=7.2，オカバルシ川流域=7.6，簾 舞川流域=10，星置川流域=7.3，豊平川流域=30.7	
	複合基準※1	軽川流域=（5，4.9），琴似発寒川流域=（5，12）， 伏籠川流域=（5，8），篠路新川流域=（6，3.9）， 旧琴似川流域=（6，3.4），創成川流域=（5，8.4）， 野津幌川流域=（5，12），三里川流域=（5，4.7）， 月寒川流域=（5，10），精進川流域=（6，6.6）， 中の沢川流域=（7.6），簾舞川流域=（5，9.4）		複合基準※1	軽川流域=（5，4.9），琴似発寒川流域=（5，12）， 伏籠川流域=（5，8），篠路新川流域=（6，3.9）， 旧琴似川流域=（6，3.4），創成川流域=（5，8.4）， 野津幌川流域=（5，12），三里川流域=（5，4.7）， 月寒川流域=（5，10），精進川流域=（6，6.6）， 中の沢川流域=（7.6），簾舞川流域=（5，9.4）	
	指定河川洪水予報による基準	札幌市水防計画P.21 表 3-2、P.22 表 3-3 のとおり		指定河川洪水予報による基準	札幌市水防計画P.21 表 3-2、P.22 表 3-3 のとおり	
	強風	平均風速		13m/s※2	強風	平均風速
風雪	平均風速	11m/s※3 雪による視程障害を伴う	風雪	平均風速	11m/s※3 雪による視程障害を伴う	
大雪	降雪の深さ	平地：12 時間降雪の深さ 20 cm	大雪	降雪の深さ	平地：12 時間降雪の深さ 20 cm	
		山間部：12 時間降雪の深さ 30 cm			山間部：12 時間降雪の深さ 30 cm	
波浪	有義波高		波浪	有義波高		
高潮	潮位		高潮	潮位		
雷	落雷等により被害が予想される場合		雷	落雷等により被害が予想される場合		
融雪	70 mm以上：24 時間雨量と融雪量（相当水量）の合計		融雪	70 mm以上：24 時間雨量と融雪量（相当水量）の合計		
濃霧	視程	200m	濃霧	視程	200m	
乾燥	最少湿度 30% 実効湿度 60%		乾燥	最少湿度 30% 実効湿度 60%		
なだれ	①24 時間降雪の深さ 30 cm以上		なだれ	①24 時間降雪の深さ 30 cm以上		
	②積雪の深さ 50 cm以上で、日平均気温 5℃以上			②積雪の深さ 50 cm以上で、日平均気温 5℃以上		
低温	5 月～10 月：（平均気温） 平年より 5℃以上低い日が 2 日以上継続 11 月～4 月：（最高気温） 平年より 8℃以上低い		低温	5 月～10 月：（平均気温） 平年より 5℃以上低い日が 2 日以上継続 11 月～4 月：（最高気温） 平年より 8℃以上低い		
霜	最低気温 3℃以下		霜	最低気温 3℃以下		
着氷	－		着氷	－		
着雪	気温 0℃くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続		着雪	気温 0℃くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続		

現 行

修正案

備考

（２）警報（令和5年6月8日現在）

大雨	（浸水害）	表面雨量指数基準	13
	（土砂災害）	土壌雨量指数基準	135
洪水		雨量基準	—
		流域雨量指数基準	琴似川流域=9.9、茨戸川流域=15、 発寒川流域=7.7、軽川流域=6.3、 旧中の川流域=4.7、琴似発寒川流域=15、 伏籠川流域=14.5、篠路新川流域=6.2、 旧琴似川流域=5.3、創成川流域=10.6、 中の川流域=10.1、左股川流域=10.2、 厚別川流域=28.5、野津幌川流域=15.1、 小野津幌川流域=8、三里川流域=9.8、 月寒川流域=17.5、ラウネナイ川流域=8、 精進川流域=10.3、真駒内川流域=19、 望月寒川流域=12.8、中の沢川流域=7.5、 穴の川流域=9.1、オカバルシ川流域=9.5、 簾舞川流域=12.5、星置川流域=9.2、 豊平川流域=38.4
		複合基準※1	—
		指定河川洪水予報による基準	札幌市水防計画 P.21 表 3-2、P.22 表 3-3 のとおり
暴風		平均風速	18m/s※4
暴風雪		平均風速	16m/s※5 雪による視程障害を伴う
大雪	降雪の深さ	平地	6 時間の降雪深さ 30 cmあるいは 12 時間降雪の深さ 40 cm
		山間部	12 時間降雪の深さ 50 cm
波浪	有義波高		
高潮	潮位		

※1（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表す。

※2：札幌管区気象台の観測値は15m/sを目安とする。

※3：札幌管区気象台の観測値は13m/sを目安とする。

※4：札幌管区気象台の観測値は20m/sを目安とする。

※5：札幌管区気象台の観測値は18m/sを目安とする。

（２）警報（令和6年5月23日現在）

大雨	（浸水害）	表面雨量指数基準	13
	（土砂災害）	土壌雨量指数基準	130
洪水		雨量基準	—
		流域雨量指数基準	琴似川流域=10、茨戸川流域=15、 発寒川流域=7.7、軽川流域=6.3、 旧中の川流域=4.7、琴似発寒川流域=15、 伏籠川流域=14.5、篠路新川流域=6.2、 旧琴似川流域=5.3、創成川流域=10.6、 中の川流域=10.1、左股川流域=10.2、 厚別川流域=28.5、野津幌川流域=15.1、 小野津幌川流域=8.8、三里川流域=9.8、 月寒川流域=17.5、ラウネナイ川流域=8、 精進川流域=10.3、真駒内川流域=19、 望月寒川流域=12.8、中の沢川流域=7.5、 穴の川流域=9.1、オカバルシ川流域=9.5、 簾舞川流域=12.5、星置川流域=9.2、 豊平川流域=38.4
		複合基準※1	—
		指定河川洪水予報による基準	札幌市水防計画 P.21 表 3-2、P.22 表 3-3 のとおり
暴風		平均風速	18m/s※4
暴風雪		平均風速	16m/s※5 雪による視程障害を伴う
大雪	降雪の深さ	平地	6 時間の降雪深さ 30 cmあるいは 12 時間降雪の深さ 40 cm
		山間部	12 時間降雪の深さ 50 cm
波浪	有義波高		
高潮	潮位		

※1（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表す。

※2：札幌管区気象台の観測値は15m/sを目安とする。

※3：札幌管区気象台の観測値は13m/sを目安とする。

※4：札幌管区気象台の観測値は20m/sを目安とする。

※5：札幌管区気象台の観測値は18m/sを目安とする。

時点修正